

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対する意見募集の結果概要及び検討会の考え方

1. 実施期間

平成25年8月8日(水)～平成25年8月23日(金)

2. 意見提出者(提出順) (94者)

- 【電気通信事業者】(12者) 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、西日本電信電話(株)、KDDI(株)、(株)ケイ・オプティコム、ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株)※、Wireless City Planning(株)、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム(株)、(株)ウィルコム、スカパーJSAT(株)、イー・アクセス(株)、(株)STNet
- ※ 3社連名で提出(1者とカウント)
- 【放送事業者】(63者) (株)テレビ朝日、(株)ニッポン放送、(株)和歌山放送、名古屋テレビ放送(株)、(株)テレビ金沢、山陽放送(株)、(株)福岡放送、(株)テレビ北海道、日本放送協会、朝日放送(株)、(株)福島中央テレビ、青森放送(株)、(株)秋田放送、(株)テレビ信州、日本海テレビジョン放送(株)、日本テレビ放送網(株)、北海道放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)フジテレビジョン、(株)鹿児島讀賣テレビ、南海放送(株)、北日本放送(株)、広島テレビ放送(株)、東北放送(株)、(株)新潟放送、中京テレビ放送(株)、山形放送(株)、福井放送(株)、札幌テレビ放送(株)、四国放送(株)、RKB毎日放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)東京放送ホールディングス、東海テレビ放送(株)、(株)テレビ西日本、テレビ愛知(株)、山口放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(株)毎日放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、(株)山陰放送、(株)中国放送、(株)熊本県民テレビ、西日本放送(株)、福島テレビ(株)、(株)CBCラジオ、(株)ラジオ福島、北海道文化放送(株)、(株)FM802、中部日本放送(株)、北海道テレビ放送(株)、(株)山梨放送、(株)テレビ新潟放送網、(株)文化放送、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム東京、(株)テレビ岩手、(株)テレビ東京、(株)エフエム大阪、(株)ジャパン・モバイルキャスティング、(株)テレビ大分、(株)mmbi
- 【メーカー】(2者) クアルコムジャパン(株)、モトローラ・ソリューションズ(株)
- 【その他】(12者) 高知県、岡山移動無線協会、和歌山県、愛媛県、兵庫県、(一社)日本民間放送連盟、静岡県、九州電力(株)、宮城県、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、トヨタ自動車(株)、徳島県
- 【個人】(4者) 【匿名】(1者)

3. 提出された御意見の概要及び検討会の考え方

別紙のとおり。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された意見の概要と検討会の考え方

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
1	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させるべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、テレビ北海道、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、日本民間放送連盟、東日本電信電話、鹿児島讀賣テレビ、広島テレビ放送、中京テレビ放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、西日本電信電話、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、熊本県民テレビ、福島テレビ、テレビ新潟放送網、テレビ岩手、テレビ東京、テレビ大分
2	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			電波利用共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底するなど歳入・歳出の規模は抑制あるいは抑制的にすべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、個人(7)、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、東日本電信電話、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、新潟放送、中京テレビ放送、山形放送、札幌テレビ放送、NTTドコモ、四国放送、西日本電信電話、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、テレビ愛知、毎日放送、山陰放送、KDDI、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、ケイ・オプティコム、中部日本放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、スカパーJSAT、テレビ岩手、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
3	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方			地上テレビ放送の使用する周波数帯域は2011年7月以前の370MHzから段階的に減少し、現在は240MHzとなっており、今回の見直しにあたっては、地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額を低減する方向で検討するよう要望。	電波利用料制度は、電波利用共益事務に要する費用をその受益者である無線局免許人の皆さまに公平に負担頂く制度であり、使用する周波数帯域の減少が即ち直接負担額の低減につながるものではありません。具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、福島中央テレビ、青森放送、秋田放送、日本テレビ放送網、北海道放送、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、新潟放送、RKB毎日放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、毎日放送、山陰放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、北海道文化放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ大分

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
4	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			研究開発に関わる歳出について、電波を有効活用する技術にはビジネスとして大きな可能性があるのだから、利益を求めている研究開発であれば、企業が自らリスクを負い費用も負担すべき。	電波を有効活用する技術の研究開発は、電波の共用可能性等実証段階になるまで、その実用化については確認できないこと等の要因により、リスクが大きい分野であるため、国が実施する必要があります。 一方、研究開発の成果の実用化に向けた応用研究や事業化等の民間が利益を求めることを目的とした研究開発については、民間において実施することが適当であると考えます。	個人(7)
5	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			際限なく使途を追加していくべきではない。	使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要であると考えます。	個人(7)
6	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			歳出は、電波利用共益目的以外の使途に充当してはならない。	電波法に、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務」として使途は限定列挙されているところです。	名古屋テレビ放送
7	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			歳出規模については、特性係数の見直し等に伴う負担調整によって放送事業者の負担が増えないよう、その規模自体を見直すよう要望する。	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要であると考えています。	日本放送協会
8	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			地デジ対策費の歳出も3年後には終了する予定であり、次々期の料額算定に当たってはこの点も十分に考慮することを要望。	次期においては、これまでの地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれるものであり、次々期においても歳出が全くないものではありませんが、いずれにしてもその歳出規模については、効率化や必要性の検証をした上で検討されることが望ましいと考えます。	静岡第一テレビ
9	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			規模の検討にあたっては、あらかじめ上限を設定するなどして総額を抑制する必要がある。	歳出規模について、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえ、実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、検討すべきものであると考えます。	フジテレビジョン

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
10	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			今回の見直しにおいて、これまで大きな歳出比率を占めていた地上デジタル放送総合対策の低減が予想され、歳出規模も縮小に移行すると思われる、また地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことも踏まえると、地上テレビ放送の負担額を低減するよう要望。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。歳出規模について、電波利用料が、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえ、実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、検討すべきものであると考えます。	福井放送
11	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			予算策定の際には、共益事務の更なる効率化必要性の検証を徹底することを前提として、歳出規模が検討されているか、免許人や広く国民に対して示されるよう希望。	総務省における今後の検討においては、無線局免許人等の理解を得ながら検討されるべきと考えます。	KDDI
12	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			「電波利用料制度の在り方については、そのような状況に適切に対応するよう共益事務の必要性の検証や効率化について不断の見直しを行うことが必要」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム
13	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方			電波利用料使途の必要性の検証や効率化について、現在の取組内容やその実効性が国民および無線局免許人全体に広く知られていない状況にあると考えられることから、一層の透明性を確保するため、公開の場で第三者による検証を実施することが望ましい。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	ケイ・オプティコム
14	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2) 電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対する財政支援の実現のため、(電波利用料財源も含めた)国費による支援を希望する。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	ニッポン放送、和歌山放送、高知県、山陽放送、朝日放送、和歌山県、青森放送、秋田放送、日本テレビ放送網、兵庫県、北海道放送、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、南海放送、東北放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、RKB毎日放送、東京放送ホールディングス、山口放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、山陰放送、中国放送、CBCラジオ、ラジオ福島、北海道文化放送、山梨放送、文化放送、エフエム大阪
15	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2) 電波利用共益事務の在り方			(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に関して)電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	テレビ金沢、山陽放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、南海放送、広島テレビ放送、東北放送、山形放送、札幌テレビ放送、四国放送、RKB毎日放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、山口放送、日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会、山陰放送、西日本放送、福島テレビ、ラジオ福島、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
16	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備に対する電波利用料の活用については本来の用途、目的に照らし合わせて慎重な検討が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	秋田放送
17	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備等に対して、電波利用料財源による支援を希望する。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	愛媛県、匿名、静岡県、宮城県、FM802、徳島県
18	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			現在の電波環境において、情報伝達手段としてAMラジオが適正かどうか、十分な検討が必要。また、財政支援措置の財源が一般財源か電波利用料財源かは行政当局の判断によるものとする。本報告書で提言された課題は妥当。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	静岡第一テレビ
19	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			AM放送の難聴対策や災害対応のためのFM波の利用についてはAM放送がFMとのサイマルを前提とするのか、将来AM放送の廃棄を可能にするのかなど、早急に制度整備を行うべき。	本意見募集の対象に対する直接の御意見でないため参考意見として承ります。	広島テレビ放送
20	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			放送ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機の整備などへの国の補助や税制支援を行うことは効果的であり、強靱化の為に投資が二重投資となって中継局を設置するのであれば、その財源に電波利用料を活用することは理解出来る。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	広島テレビ放送
21	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			新たな用途(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備)追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	ソフトバンク(「ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB」をいう。以下同様。)、Wireless City Planning、ウィルコム、イー・アクセス
22	第2章 電波利用共益事務の在り方	(2)電波利用共益事務の在り方			アナログ方式のラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について、当該中継局の電力を検討する前提として「中波放送が大都市中心部で聴くことができていない」という実態を、まずは急ぎ明らかにすべき。 上記調査を踏まえたうえで、中波放送に限らず、等しく超短波放送も、難聴解消のために必要な整備の検討がなされるべきであり、それが実現した際には、中波放送局と超短波放送局を公平に扱うことを願う。 また今後制度整備が進むことが想定されるV-Lowマルチメディア放送については、国民の安心安全の確保という観点からも、中波放送や超短波放送と等しく扱われることを希望する。具体的には、民間単独で整備するのが困難な難視聴が発生する地方においては、当該地方自治体が送信設備を整備する措置などに財政的支援をしていただくことにより、地域間格差を解消することを検討していただきたい。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	エフエム東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
23	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			災害時の難聴対策としてのラジオの強靱化への財政支援を要望する。その財源としてまずは一般財源からの充当が適当と思われる。また、電波利用料の活用も考えられるが、地デジ化という国策の完全終了に向けて歳出規模の抑制を目指すべきであり、新たな用途には慎重な議論が必要。	頂いた御意見も踏まえ、今後、関係者においてさらに検討されることが必要と考えます。	テレビ東京
24	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			必要不可欠なタクシー無線のデジタル化を円滑に移行させるためにも新たな支援策を創設して頂きたい。	タクシー無線のデジタル化への支援については、公共性等の観点から無線局免許人からの理解が得られないと考えられるため、電波利用料の活用は困難であると考えます。	岡山移動無線協会
25	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料の用途の追加、既存の用途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に用途が追加・拡大とならないようにすることが重要。 また、システムの高度化や新たな周波数割当等に伴う無線通信技術の利活用の変化に対して、電波利用料制度の在り方について不断の見直しを行っていくことは必要。	報告書(案)においても「用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。」「電波利用料制度の在り方については(中略)不断の見直しを行うことが必要」としており、賛同意見として承ります。	NTTドコモ
26	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用共益事務としての適性、無線局免許人の理解を得ながら検討すべきことが提言されており、妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ西日本、KDDI、ケイ・オプティコム
27	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			新たに電波利用料の活用可能性について検討する場合には、無線局全体の受益につながるか否か等、電波利用共益事務の性格に照らし合わせたくうえで、利用料を負担する免許人の意見等を踏まえた議論の場を設けるべき。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	KDDI、ケイ・オプティコム
28	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波監視に関して、電波法の規定では、無線局の免許人は、電波法に反する運用を認めた場合、報告義務を課せられており、法令違反の運用に対して電波法第80条による報告を連日行っているが、全くと言いたくなるぐらい改善されず、電波監視の効果は、少なくともアマチュアの周波数帯では全く感じない。今日のアマチュア無線の周波数帯でも法令違反は、特定の業種の方なのだから、仕事の発注元の大手建設会社へ現状説明と協力要請を行えば十分改善されると思うが、いかがか。今後もこの様な状況が、続くようなら電波利用料導入時の第一目的が、果たせていない訳ですから電波利用料制度そのものを廃止するべき。	頂いた御意見は、総務省における電波監視業務の実施に当たる参考として承ります。 なお、総務省では、アマチュア無線局の電波法令違反等に関する情報が多数寄せられており、アマチュアバンドの使用区別に従わない運用やコールサインを言わない運用については、運用監査を行い、違法運用の事実関係を踏まえ、行政処分又は行政指導が行われているところであり、また、工事関係者に対する電波法令遵守について、関係省庁や関係団体への要請が行われているところではあります。	個人(58)

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
29	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			今後の我が国の基盤として重要な情報通信の進展のために電波利用料を使用し、我が国の国際競争力の維持、発展のために活用することを要望。また、無線機器の正しい利活用のための解決策は、利用者のリテラシー向上がカギになると考えるものであり、「啓発活動の強化等」という観点から、「学校教育」の場での啓発活動は非常に重要。一方、受動的な利用者に対しては、これに加え、露出をあげるための思い切った措置、たとえば、マスメディア等を介した情報展開による露出度のさらなるアップ等、の検討をお願いする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	情報通信ネットワーク産業協会
30	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料用途の必要性の検証や効率化について、現在の取組内容やその実効性が国民および無線局免許人全体に広く知られていない状況にあると考えられることから、一層の透明性を確保するため、公開の場で第三者による検証を実施することが望ましい。	本検討会は、電波利用料制度の見直しにあたって、無線局免許人等の理解を得ながら見直しの方向性を取りまとめるため、有識者により公開の場で議論を行ってきたものです。	ケイ・オプティコム
31	第2章 電波利用共 益事務の在り方	(2)電波利用共益事 務の在り方			電波利用料の用途は、これまで十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はするべきではない。	「用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である」と考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
32	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用共益事務の分類については、経済的価値の反映が過度にならないよう、改めて要望。	分類については、報告書(案)において「a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」としております。	フジテレビジョン、広島テレビ放送、読売テレビ放送、東海テレビ放送、中国放送、エフエム大阪
33	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用料の料額の算定方法について、a群・b群に分けることは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	山口放送
34	第3章 次期電波利 用料の見直しの考 え方	1 経済的価値の適 正な反映の在り方	(1)基本的な 考え方		電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上用途を増やすべきではない。	用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要であると考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
35	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(1)基本的な考え方		地上テレビジョン放送事業者は携帯電話事業者同様に周波数幅に応じたMHz 単位の電波利用料を支払うべきである。	a群の費用負担を各システムに配分する際には、第1段階として、①3GHz以下と②3～6GHzへ各帯域の混雑度から経済的価値を推計し、配分した上で、第2段階として、それぞれの帯域に配分された費用を各無線システムに配分するために、個々の無線システムの使用帯域幅をベースに配分しているものであり、特性係数を乗じた上で使用帯域幅に応じた配分がされているものです。その後の第3段階のシステム内での配分の方法は無線システムの利用形態によって違いはありますが、システム間の負担割合は、使用帯域幅や特性係数で決定されるという点は同様です。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
36	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		電波を有効利用するインセンティブを高めるために、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金する事とすべきである。」との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアルコム・ジャパン、NTTドコモ、KDDI、ST Net
37	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		b群についても周波数幅に応じた課金に一本化することは、電波利用料制度発足以来の基本的な構造を抜本的に改正することを意味し、経済的価値を重視する傾向を強めるものと言えるが、中長期な視点もふまえ、慎重に検討する必要がある。仮に、当該措置をする場合には、携帯電話事業者の負担する電波利用料の変動により他の無線局に過度の負担が発生しないよう制度設計する必要がある。	報告書(案)では、「広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲」するとしており、「基本的な構造を抜本的に改正する」「経済的価値を重視する傾向を強める」としたご指摘には当たらないものと考えます。また、具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	フジテレビジョン
38	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ
39	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		周波数に応じた課金の具体化においては、できる限りシンプルな電波利用料額設定とし、徴収側と支払側の双方にとって電波利用料に係る事務軽減につながるよう検討して頂くことを希望。また、b群における帯域あたりの料額設定については、その算出の考え方を公表して頂くことを希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	KDDI
40	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方		「周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟している分野に適しているといった考えも示されたことに留意するべき」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
41	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		増額率を一定の水準に収める措置を適用することには賛同する。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、朝日放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、中京テレビ放送、福井放送、札幌テレビ放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ西日本、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、中部日本放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、スカパーJSAT、エフエム東京
42	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		経済的価値を適正に反映するために増加した利用料額を免許人が支払えないのは、経済的価値よりも低くしか免許を利用していないためであり、利用料額が大幅に増加する無線局への配慮は行うべきではない。	電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増額率を一定の水準に留める措置については、前回改定同様、制度の継続性や無線局免許人等の事業の継続性等から必要であると考えます。	個人(7)
43	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築に向けて全社あげて取り組んでいるところであり、これらの点を十分勘案するとともに、電波利用料は年間電気料などの維持費とのバランスを考慮いただきたい。	電波利用料の算定にあたっては、a群における負担分の算定の中で、各無線システムの電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案しており、個別の無線局の事情を考慮することは適当ではないと考えます。	テレビ金沢
44	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		現在の電波利用料負担額の水準からすれば、20%増はかなりの急増であり、今後の次期電波利用料の具体化に際しては、極力小幅な増加に抑制されるよう要望。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、TBSラジオ&コミュニケーションズ
45	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		電波利用料制度は3年に1度見直すことが重要であり、前例(料額の概ね20%増に抑える措置)を固定化するべきではない。	電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増額率を一定の水準に留める措置については、前回改定同様、制度の継続性や無線局免許人等の事業の継続性等から必要であると考えます。なお、「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべき」としており、20%という値を固定化しているものではありません。	ソフトバンク、Wireless City Planning
46	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		ラジオ放送の料額は常に上限限度の増加率となっており料額が高騰しており、上限増加率の低減措置を希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京
47	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		電波利用料の想定外の大幅な料額増加は経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき。	「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべき」とした報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
48	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することなどについて、周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではない。	VHF帯以下とUHF帯に区分することについては、VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、これを反映することを今後検討すべきとしたものであり、ご指摘の『特定の帯域において経済的価値を過度に反映』するものではないと考えます。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、朝日放送、青森放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、広島テレビ放送、新潟放送、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、福島テレビ、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ
49	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当。次回以降の見直しにおいて、UHF帯の区分を3GHzより高い周波数まで広げることが適当かについては、以下の点に留意することが必要。 ・仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることになるので、そうならないような、料額、配分比率の見直しが必要。 ・3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要がある。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当であると考えます。	NTTドコモ
50	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		a群における周波数帯域の経済的価値について、現行の3GHz帯を境にした区分を継続することについて賛成。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	KDDI
51	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		地上テレビジョン放送の放送波中継網では、VHFに比べUHFではその伝搬特性などからより多くの中継局設置が必要であり、UHF帯利用によるコスト負担はVHF帯利用に比べ重くなっている。従って、仮にVHF帯とUHF帯で区分して経済的区分を勘案する場合でも、特定の利用形態で負担増が生じないよう、今後、慎重な検討がなされるよう要望。	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについては、今後検討すべきと考えており、頂いた意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	讀賣テレビ放送
52	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		放送事業用マイクロ固定回線として使用しているa群対象の5.850～5.925GHz帯(Bバンド)と、対象外である6.425～6.570GHz帯(Cバンド)他それ以上の周波数帯では、電波の特性がほぼ同等でありその使用目的が同一であるにもかかわらず、片や数十～数百万円(地域による)、片や1万数千円と非常に大きな料金格差が生じているが、このような格差が生じないよう、当該放送用Bバンドについて、a群対象から除外していただきたい。	3～6GHzの経済的価値を勘案する際の周波数の区分については、現行のとおりとすることが適当であると考えており、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当であると考えます。	山口放送
53	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		VHF帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、3GHz以下は108MHzで区分すべきであるとする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
54	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		UHFはVHFに比べ、アンテナが小型化できる、都市雑音の影響が少ないなど、モバイルデバイスに有利な特性を兼ね備えている。方やVHFは放送のみならず安心安全のための通信ネットワークなど、国民の生活を守る特定用途に用いられており、これらの点を踏まえ、VHF帯、UHF帯の区分について今後検討することを要望する。	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについては、今後検討すべきと考えており、頂いた意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京、ジャパン・モバイルキャストイング、mmbi
55	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		迅速かつ円滑な周波数移行に向け、FPUなど周波数移行の過渡期において、FPU免許人に過度な負担が発生しないよう措置を講じることに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、日本放送協会、朝日放送、日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、中京テレビ放送、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、毎日放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、テレビ新潟放送網、テレビ東京
56	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		周波数移行の過渡期には、急激な運用変更を避けるため一時的に新旧両方の免許が必要となるが、迅速かつ円滑な周波数移行をするためにも、電波利用料を二重に課すことのないような措置が必要。	報告書(案)においても「周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である」としており、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	日本テレビ放送網、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、鹿児島讀賣テレビ、
57	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		周波数有効利用に応じた免許人に対してはインセンティブとして、移行後の電波利用料を減額するなどの優遇措置が必要。	報告書(案)においても「周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である」としており、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	日本テレビ放送網、鹿児島讀賣テレビ、
58	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人との公平性担保のため、慎重に検討するべきである。国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。	「デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要」とした報告書(案)に賛同する意見として承ります。また、国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定するべきとの御意見については、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
59	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		今後も放送と通信の違いを踏まえ電波利用料制度を検討されるよう要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福島中央テレビ、青森放送、テレビ信州、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、テレビ西日本、熊本県民テレビ、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ
60	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、これらの特性を認識したうえで、電波利用料制度の再構築も検討課題とされるよう要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	日本テレビ放送網、中国放送

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
61	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		「経済的価値の適正な反映」を真に追求するのであれば、特性係数の考慮はできる限り排除すべき。	a群における負担分の算定の中で、各無線システムの電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案するために、現時点においては特性係数の適用は適当であると考えます。	個人(7)
62	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		携帯電話等への特性係数適用に関しては、時期尚早。まずは、今後の電波利用料見直しに関する検討においては、将来の基準策定を論点の一つとしていただきたい。法律による規定ならびにあまねく普及基準である世帯カバー率の採用等、特性係数適用の環境整備をお願いする。	携帯電話等について、災害時において国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。 なお、基準策定を論点とすべきとの御意見については、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	四国放送
63	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方		電波利用料の負担のバランスや受益と負担の公平性についても、継続的な検討が必要。	電波利用料の見直しにあつては、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担するものであるという現行制度の趣旨を十分に踏まえることが必要と考えます。	KDDI
64	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	放送への本特性係数の適用を維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、北日本放送、中京テレビ放送、山形放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、東海テレビ放送、テレビ愛知、山口放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ、毎日放送、山陰放送、中国放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、CBCラジオ、北海道文化放送、中部日本放送、北海道テレビ放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、エフエム東京、テレビ岩手、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
65	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話にも「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」ということで特性係数を適用すべきとあるが、新たに特性係数が適用される無線局が出た結果、他の電波利用料額に転嫁されることのないよう要望する。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	名古屋テレビ放送、熊本県民テレビ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
66	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	公共性を理由とする特性係数は廃止すべきとの考え方(c)を採用しないことは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	名古屋テレビ放送、福岡放送、青森放送、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、毎日放送、福島テレビ、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ大分
67	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない」との議論が今後も展開されるならば、放送の減免措置だけを議論するのではなく、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱うべき。	本検討会における検討の過程においても、頂いた御意見のような点を踏まえて検討したものが、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	福岡放送、テレビ信州、日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、福島テレビ、長崎国際テレビ、テレビ大分
68	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	電波の経済的価値の向上につながる事務の負担分の算定方法の見直しによって、NHKを含む放送事業者全体の負担が増えることのないよう、要望する。	具体的な負担額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	日本放送協会
69	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話等に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用すべき、との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアラルンプール・ジャパン、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス
70	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「法的・制度的にどのような責務を負っているか比較して検討することが適当」とあるのは、適切な判断基準が明示されたものであり、適正。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	静岡第一テレビ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
71	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	民間放送局は災害放送が長期間にわたった場合、収益の柱である広告収入が見込めない中でも放送継続を余儀なくされるのに対し、携帯電話事業者は災害伝言板等以外で課金を継続し通信料収入がある中での非常時対応を実施するものとみられ、両者の負担の質は基本的に異なるものであり、携帯電話等に特性係数を適用する場合には、放送事業者と同等とせず、負担の差異をふまえた係数を措置すべき。	本特性係数については、各無線システムの責務に着目して適用を判断するものと考えており、携帯電話等については、災害時において国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分については先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。	フジテレビジョン
72	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	国民や国等の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に対し費用負担を負っていることを踏まえた重要通信を扱う災害対策に用いる無線局にも適用されることと理解し、賛同。	報告書(案)は、重要通信を扱う災害対策に用いる無線局全てに適用すべきとしたものではなく、携帯電話等については、災害時において国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハード(設備)部分については先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべきとしたものです。	東日本電信電話、西日本電信電話
73	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性などを勘案し、電波利用料軽減措置の適用の継続及び今回の報告書案を踏まえた災害対策用通信への更なる適用拡大を要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	西日本電信電話
74	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハードに係る責務」があると意見されているが、災害時になくてはならないものはコミュニティーであり、いわば情報伝達における内容そのものであり、本質的に災害時の放送内容と携帯電話のハード設備の責務は、その役割が異なるものであると考える。 加えて携帯電話等が、震災時に多額の負担を負って復旧や新たな災害対策の取組を行ったとあるが、それは事業継続のための責任であり、民間放送がCMを止めて視聴者へ災害情報を提供したことが同列に論ずるべきではない。 したがって、携帯電話等に当該特性係数を適用すべきでないと考えます。	報告書(案)において、責務に対する費用負担に耐えるために特性係数を適用するとの考え方を踏まえ、携帯電話等についてはハード(設備)部分については、先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることから、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用することは適当としたものです。	東北放送

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
75	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	災害放送や選挙放送などの放送事業者が番組内容に負う責任と負担について、通信事業者が非常時対応に負っている責任・負担と、同レベルと判断するのは適当ではない。	番組内容に関する責務については、報告書(案)においても、「番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はない」としていますが、「携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ」るべきと考えます。	東京放送ホールディングス、TBSラジオ & コミュニケーションズ
76	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	携帯電話やPHSは国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話等事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用すべき。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。なお、PHSへの適用については、今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	ウィルコム
77	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	人工衛星(通信)への特性係数については、引き続き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望する。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT
78	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	放送への本特性係数の適用を維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、福岡放送、テレビ北海道、日本放送協会、朝日放送、青森放送、秋田放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、北海道放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島読売テレビ、北日本放送、東北放送、新潟放送、中京テレビ放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、読売テレビ放送、関西テレビ放送、東京放送ホールディングス、東海テレビ放送、テレビ愛知、TBSラジオ & コミュニケーションズ、毎日放送、山陰放送、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、CBCラジオ、北海道文化放送、中部日本放送、北海道テレビ放送、テレビ新潟放送網、文化放送、長崎国際テレビ、エフエム東京、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
79	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	あまねく普及については、放送事業者は加入電話におけるユニバーサルサービス制度のようにその負担金の一部をユーザーから徴収することなく、自助努力で行うなど公共的責務に対し不断の努力を続けていることも考慮して検討いただきたい。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	フジテレビジョン
80	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「人口カバー率」100%とする数字と、特に通信インフラが脆弱である過疎地でのサービスの展開が必ずしも一致していない点は、今後の議論においても注意が必要と考える。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	静岡第一テレビ
81	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	携帯電話への適用については、「あまねく普及努力義務」が法的に課されていないものの、携帯電話サービスが国民生活に広く普及している現状を考慮し、引き続き検討して頂きたい。	携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注:カバー率の値や算出方法の違い)こと等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではないと考えます。	KDDI
82	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。	放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきであると考えます。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
83	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る義務」に係る特性係数について	「あまねく普及努力義務」については、電気通信事業法に規定されていないが、総務省においても携帯電話をあまねく普及させる努力を政策として推進し、また、2011年に携帯電話の普及率は既に100%を超えていることから、法律上の規定の有無にかかわらず、実態として携帯電話もあまねく普及しているため、地上テレビジョン放送事業者と携帯電話事業者において差異はないと考える。従って、法律上の要請の有無を理由として、携帯電話に当該特性係数を適用することは適当ではないとすることには賛成できない。 なお、地上テレビジョン放送についても電波による人口カバー率を算出し、それを踏まえて本特性係数の適用の可否について検討することで、公平な判断が可能になるとのことだが、それが、今回の特性係数の不適用の理由となるのであれば、早急に地上テレビジョン放送の電波による人口カバー率の算出について検討し、今回の検討会において比較するべきではないかと考える。	放送と携帯電話とは、現行制度において普及義務に係る法律上の規定や普及目標において、明確な差異が存在することから携帯電話に特性係数を適用することは適当でないとしたものです。「地上テレビジョン放送についても電波による人口カバー率を算出し、それを踏まえて本特性係数の適用の可否について検討することで、公平な判断が可能になるとのこと」との点については、報告書(案)にそのような記載はありません。	イー・アクセス
84	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅲ V-Highマルチメディア放送に係る特性係数の取り扱い	地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきであり、今回の報告書(案)に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	エフエム東京、エフエム大阪、ジャパン・モバイルキャストینگ、mmbi
85	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅳ 特性係数の算定方法	電波利用制度の扱いにはあくまで慎重であるべきであり、現時点で見直しが必要であるかのような誤解を招きかねない。「ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である」との文言については削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを強調した表現に修正することを要する。	検討会において特性係数の算定については、そのロジックについて今後検証していくべきとの意見を踏まえたものであり、電波利用料制度の安定性・継続性に十分配慮しつつ、中長期的には検証すべきものと考えます。	テレビ朝日、名古屋テレビ放送、テレビ金沢、福岡放送、朝日放送、福島中央テレビ、青森放送、テレビ信州、日本海テレビジョン放送、日本テレビ放送網、フジテレビジョン、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、広島テレビ放送、新潟放送、山形放送、福井放送、札幌テレビ放送、四国放送、讀賣テレビ放送、東京放送ホールディングス、テレビ愛知、熊本県民テレビ、西日本放送、福島テレビ、北海道文化放送、山梨放送、テレビ新潟放送網、長崎国際テレビ、テレビ東京、エフエム大阪、テレビ大分
86	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	Ⅳ 特性係数の算定方法	特性係数をかけ合わせて利用料額を著しく減額する仕組みには問題がある。報告書(案)では、「中長期的には、その在り方について検証すべき」としているが、今回見直さないのであれば、その理由を報告書に明示すべき。	特性係数については、電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などの勘案要素ごとに適否を検討し、a群における負担分の算定の中で、各種無線システムに実際に割り当てられている周波数幅に該当するそれぞれの特性係数を全て乗じて計算を行っているものであり、現時点においては適当であると考えます。また、この算定方法については、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行うことが必要であることから、中長期的に検証すべきとしたものです。	個人(7)

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
87	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	特性係数の複数適用について維持することは妥当。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	福島中央テレビ、秋田放送、静岡第一テレビ、フジテレビジョン、山形放送、札幌テレビ放送、NTTドコモ、四国放送、RKB毎日放送、讀賣テレビ放送、関西テレビ放送、毎日放送
88	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	「中長期的な見直し」について「技術動向等が変わる時期をとらえて」とありますが、どのような状況を想定しているのか具体的に明示いただきたい。	当該箇所は、中長期的に検証を行った上で、無線通信技術やその利活用などの環境に大きな変化が生じる時期をとらえて、見直しを行っていくべきであるという考え方を記載しているものです。	秋田放送
89	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	「ただし、中長期的には(中略)制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとらえて見直しを行うことに留意が必要である」とあるのは、特性係数の妥当性に問題を提起する記述であり、電波利用料制度の根幹を揺るがしかねない記述であり、本報告書の趣旨に直接関係する記述ではないため、欄外もしくは今後への提言として別記載が妥当。	検討会において特性係数の算定については、そのロジックについて今後検証していくべきとの意見を踏まえたものであり、電波利用料制度の安定性・継続性に十分配慮しつつ、中長期的には検証すべきものと考えます。	静岡第一テレビ
90	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	複数の勘案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。	特性係数については、電波の利用形態(例:専用か共用型か等)や公共性などを勘案し、a群における負担分の算定の中で、各種無線システムに実際に割り当てられている周波数幅に特性係数を乗じて計算を行っているものであり、現時点においては適当であると考えます。また、この算定方法については、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行うことが必要であることから、中長期的に検証すべきとしたものです。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム
91	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(1)特性係数の在り方	IV 特性係数の算定方法	特性係数として、利用制限がかかっているものや、共用である周波数帯域については、物理的に制限がかかるため公共性とは別次元の問題であり、考え方(a)に合致するものとする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	ウィルコム
92	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		すべての事業者の負担額を一律としても、その負担額が大きいほど、規模の小さい新規参入事業者にとっては相対的に負担が重くなることから、この負担が参入障壁とならないよう、一定の配慮が必要。	受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えます。	ケイ・オプティコム
93	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		「課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき」とする考え方に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ケイ・オプティコム
94	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウィルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
95	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		新しい放送サービスの実施については、電波の有効利用および国民への利便性の供与、安心安全な国民生活に資するサービス、という観点より常に促進されるべきであり、従って、新しい放送サービスに対する料額設定において、従来の放送サービスと相違した設定をすることなく、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべき。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	エフエム東京
96	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(2)新規参入事業者への軽減の在り方		新規参入事業者に対する軽減措置の必要性・要求は高いことから、本報告書案にある課金開始時期の延伸、分納をする措置を今回の見直し時において適用されることを強く希望。また、軽減措置については、次回も引き続き議論をして頂くことを希望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。なお、軽減措置については、受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えます。	ジャパン・モバイルキャストینگ
97	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(3)被災した無線局への電波利用料の課金の在り方		被災した無線局に対する電波利用料の減免等、何らかの措置を講じることが必要であるとの考えに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	東日本電信電話
98	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(3)被災した無線局への電波利用料の課金の在り方		被災した無線局の被災状況を勘案して電波利用料の軽減を可能とする法整備を要望。	被災により無線局が滅失、流出したにもかかわらず、一定期間内に廃局の手続が行われなかったため電波利用料が課金された事例があったため、このようなケースについては、報告書(案)においては「免許手続きにおいて何らかの措置を講じることが必要である」としています。	広島テレビ放送
99	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		一部の事業者が、公共性の高い国、地方公共団体の無線システムについて電波利用料の減免に関する見直しを要求しているが、国民の生命、財産の保護において一番矢面に立つ事を考慮すれば現免除は妥当なものとする。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	四国放送
100	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		防災行政用無線のデジタル化を促進する観点から、防災と地方行政の用途を区別することなく、防災行政用を目的とした無線局をデジタル化を実施したものについては料額を全額免除とすることもインセンティブになると考える。公平性の観点からすでにデジタル化を完了している地方公共団体についても全額免除とすべき。デジタル化の促進が目的であり、デジタル化の進捗状況をみて次期電波利用料制度見直し以降適切な時期に2分の1に戻すなどの措置を再検討すべき。	デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要があると考えます。	モトローラ・ソリューションズ
101	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方	(4)防災行政無線の料額の在り方		防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。	実際の運用において防災の用途のみに使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、困難であるとの検討が行われたものです。なお、現在は、電波利用料額を2分の1とする措置がとられています。	ソフトバンク、Wireless City Planning、ウイルコム

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
102	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(1)第4世代移動通信システム		第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当。次回以降の見直しにおいて、UHF帯の区分を3GHzより高い周波数まで広げることが適当かについては、以下の点に留意することが必要。 ・仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることになるので、そうならないような、料額、配分比率の見直しが必要。 ・3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要がある。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、周波数帯の区分の在り方については、第4世代移動通信システムの導入状況等も踏まえ次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当と考えます。	NTTドコモ
103	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターやM2Mシステムについて、一切、特別の扱いをしないこと、すなわち、スマートメーターやM2Mシステムに特化した減免処置を取らないことを意味するが、これは不適当である。	スマートメーターやM2Mシステムは、免許不要の無線システムを利用するものや携帯電話等の免許を要する無線システムを利用するものがありますが、こうち、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であったところ。このため、報告書(案)においては「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについて」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当」であり、その際、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である」としています。ただし、M2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、端末種別によらず同一の取扱いとすることが適当と考えます。	個人(7)
104	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当である」、との方針に賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	クアルコム・ジャパン、NTTドコモ、九州電力、情報通信ネットワーク産業協会、ケイ・オブティコム、STNet
105	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターやM2Mシステムについて、実際に適用される電波利用料がこの方針の通り大幅に引き下げられる事を期待する。	具体的な料額は、今後、総務省において検討されるものですが、本検討会としては、その際には、本検討会報告書を踏まえて、適正に電波利用料額が算定されることを期待しています。	クアルコム・ジャパン、ケイ・オブティコム
106	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
107	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		スマートメーターにおける通信は、電波の利用量がかなり少ないことから、一般の携帯電話よりも大幅に軽減していただくよう要望する。	報告書(案)において、「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについて」、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」とされており、賛同意見として承ります。 その際には、スマートメーターやM2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取扱いとすることを基本とすることが適当と考えます。	九州電力
108	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		M2Mシステム等、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、ITSもその一つであり、国民の安心・安全、新産業の創出等に資する端末、インフラの普及の観点から、報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	トヨタ自動車
109	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(3)ホワイトスペースを活用する無線システム		ホワイトスペースを活用した車車間通信のような新たなシステムの普及の観点からも、利用料免除も含めて報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。	今後、総務省において行われる具体的な検討の際の参考として承ります。	トヨタ自動車
110	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	その他の意見			放送局の決算内容に応じて柔軟に電波料金を変えてはどうか。	電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であり、収益等に応じて負担を求めることは適当でないと考えます。	個人(3)
111	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点等から、電波利用料の課金を検討することは時期尚早であるとの考えに賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	東日本電信電話、NTTドコモ、西日本電信電話、情報通信ネットワーク産業協会、ケイ・オプティコム
112	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			無線LAN基地局及び他の免許不要局の電波利用料徴収の是非については、今後も検討は継続するよう提言されることを要望。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	テレビ西日本
113	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			時期尚早とありますが、これでは課金が前提と解釈できるが、課金すべきでないということが今回の報告書の結論であることから、「他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料を課金することは不適切である。」とすべき。	報告書(案)においては、「現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早」と記載しており、課金を前提とした記述とは考えておりません。	モトローラ・ソリューションズ

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
114	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非			電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局は、災害時には安否確認等の通信手段の一つにもなり、今後とも公的な場所や多くの方々利用される場所での整備促進や電波利用料徴収を行わない等、引き続きの支援をお願いします。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム
115	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金し、電波有効利用インセンティブを一層高めることにより本課題を解決することについて賛同。	頂いた御意見は、報告書(案)に対する賛同意見として承ります。	NTTドコモ
116	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要がある。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	NTTドコモ
117	第4章 その他	(2)無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方			携帯電話端末の海外で使用される場合のみならず、例えば「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局についても、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、外国間通信に使用されている局があり、今後グローバル市場での衛星回線需要増に伴い、外国間通信に使用する帯域はますます増えていくことが予測されており、無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方についても、今後の国際競争力を損なわないよう、広くご検討いただきたい。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT
118	その他				受益者負担という電波利用料制度の趣旨からすれば、業種ごとの負担と受益も一致させるべき。さもなければ、電波利用料制度の趣旨を電波という公共財を利用する行為に対する対価と位置付け直し、一般財源化等を検討するべき。	電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であることを十分に踏まえることが必要であると考えます。	個人(6)
119	その他				平成23年の電波法改正において、電波の経済的価値の反映が強まっているが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されてはならない。放送局の公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべき。	報告書(案)において「a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当」としております。	名古屋テレビ放送
120	その他				民放連は第4回会合で実施されたヒアリングにおいて、民放事業者205社を代表して意見陳述の機会を得たが、その時間は、移動通信事業者1社あたりの時間と同じ10分であったが、民放事業者205社には、テレビ単営社・ラジオ単営社・テレビとラジオの兼営社などが存在し、それぞれ異なる事業環境を有していることを考慮すれば、この対応は不公平感を抱かせるものである。今後は関係免許・事業者の意見を、よりきめ細かく、バランスよく聴取できる仕組みとするよう要望する。	ヒアリングは「電波利用料の見直しに関する意見募集」(平成25年3月6日～4月5日)への意見提出者から提出された意見内容の詳細を把握するために進めているものであり、公平性の確保の観点からいづれの意見提出者についても説明時間を同等の時間としたものです。	日本テレビ放送網、日本民間放送連盟、鹿児島讀賣テレビ、テレビ岩手、テレビ東京

番号	項目				提出された御意見	御意見に対する考え方	意見提出者
	章	大項目	中項目	小項目			
121	その他				放送事業者の電波利用料額が、その売上額に比較して少ないとの指摘があるようだが、免許人の売上と料額を連動させることは、電波利用料制度を「税制」に変更することにほかならず、賛成できない。 また、「電波利用料」という名称が、売上や利益との相関を連想させている面があるので、例えば「電波監理料」「電波共益費」といった名称への変更も検討に値すると考える。	前段の御意見については、電波利用料制度は、電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に負担する制度であることを十分に踏まえることが必要とした報告書(案)に対する賛同意見として承ります。 また、名称についての御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	フジテレビジョン
122	その他				北海道の広大なエリアに放送を届けるため156局の中継局を整備し、住民の重要なライフラインとして維持・運用しており、電波利用料の見直しにあたっては、このような地域固有の事情にも留意していただきたい。	電波利用料の算定にあたっては、a群における負担分の算定の中で、無線システムごとに地域特性(都市部か否か)、出力等を勘案して、個別無線局に配分することとしているものです。	北海道テレビ放送
123	その他				特に人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度や、同一軌道・同一周波数を使用する衛星への更改の場合には、旧衛星の電波利用残期間分を新衛星に充当する制度の導入を要望する。	頂いた御意見は、総務省における今後の検討の際の参考として承ります。	スカパーJSAT

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
001	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	共益費用としての電波利用料制度の位置づけを踏まえ、各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。(中略) 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	・先の意見募集において「歳出規模に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り予算規模の縮減に努めるべき」との意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえたものであり、妥当と考えます。 ・地上テレビ放送の使用周波数帯域は2011年7月以前の370MHzから段階的に減少し、現在は240MHzとなっています。今回の見直しにあたっては、地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額を低減する方向で検討するよう要望いたします。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	・先の意見募集において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しのたびに制度が大きく変動し、料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき」との意見を述べております。提言はこうした意見を踏まえたものであり、妥当と考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	・先の意見募集で「電波の経済的価値を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが優先され、国民の安全・安心につながる無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民の不利益につながるため、経済的価値の過度な反映については慎重であるべき」との意見を述べております。周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	700MHz帯から1.2GHz/2.3GHz帯へ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	・先の意見募集で「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方については妥当であり、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものにならないよう配慮を要望する」旨の意見を述べております。提言はこうした意見を踏まえたもので妥当と考えます。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	※脚注部分 I～IVに係る意見の他、以下のような意見があった。(以下省略)	・特性係数の在り方に関連し、放送の特性として、①地デジのホワイトスペースの他のシステムとの共用②輻輳を起こすことなく無線局全体の逼迫の緩和に貢献③一つの放送方式が長期にわたって維持されるためa群の制度趣旨になじみにくい一などの意見があったところ。これらは無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なっている点を端的に示すものであり、こうした特性を認識した上で今後も放送と通信の違いを踏まえ電波利用料制度を検討されるよう要望いたします。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	・先の意見募集で「放送に対する電波利用料は法律に定められた①『国民への電波利用の普及に係る責務等』②『国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの』の2点を勘案して規定されており、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、番組内容にも責任を持つという放送固有の特性を再確認した上で、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数の放送への適用をこれまで通り維持する方針が示されたことは妥当と考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく普及努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。一方、携帯電話については「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注：カバー率の値や算出方法の違い)こと等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	・先の意見募集で「放送に対する電波利用料は法律に定められた①『国民への電波利用の普及に係る責務等』②『国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの』の2点を勘案して規定されており、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認した上で、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV特性件数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	・特性係数の算定方法は、特性係数の在り方、制度設計の根幹にかかわるため、慎重に扱うべきであり、中長期的な見直しに既定方針であるかのような予断を与えるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、例えば「中長期的には、制度の安定性・継続性に十分配慮した上で、その在り方について検証を行う」といった表現に修正するよう要望いたします。

【テレビ朝日】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
002	17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2)電波利用公益事務の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当社は、「総務省V-Low帯、及び強靱化に関する意見募集※」において、AMラジオ放送の都市型難聴対策、津波等災害対策を目的としたFM方式中継局設置に関する財政支援を強く要望しているところであり、その実現を、財源の如何にかかわらず、改めて、強く希望いたします。 (※「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集)
003				テレビ局などマスメディアの電波使用料が安すぎるのではないかと批判世論がインターネット等の書き込みや論説(ブログやSNS)で散見される。放送局の決算内容に応じて柔軟に電波料金を変えてはどうか。 【ニッポン放送】
004	17～18	第2章 電波利用公益事務の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後検討することが求められる。	和歌山放送は、これまでも放送法の規定に基づき、災害放送の提供(放送法第108条)や対象地域内の「あまねく」提供の努力義務(放送法第92条)といった公共的な責務を果たしてきました。 また、当社は災害対策基本法の規定に基づいて指定地方公共機関の指定を受けており、特に、災害時において、県内の防災・減災に大きく貢献してきました。現に、ラジオは東日本大震災の際にも被災者にとって身近なメディアとしてあらためて評価されており、一昨年の紀伊半島大水害の際も、防災無線が聞き取りにくい中で、当社ラジオの情報・放送に住民のみならずの期待が大変高かったといえます。南海トラフ巨大地震をはじめ想定しうる大災害への備えとして、当社には引き続き災害情報や地域情報の提供・放送といった社会的役割を果たすことが求められております。6月和歌山県議会で「災害時に備えたラジオ送信ネットワークの強靱化対策の早期実施を求める意見書」が、全会派一致で採択されましたのも、県民の災害情報伝達手段としてのラジオへの期待の現れであると考えます。 しかしながら、和歌山県は山間部が県域の大部分を占めておりラジオ電波の伝搬に大変不利な地理的・地形的条件でありラジオが聴取しにくい難聴地域が増加しております。さらに最近では、県都和歌山市など都市部では鉄筋コンクリート建築物や電子機器からのノイズの増加により、ラジオが聴取しづらい状況が増えており、県内の防災・減災や地域情報の円滑な流通の観点からこうしたラジオ放送の難聴解消は喫緊の課題であると認識しています。 自民党国土強靱化総合調査会(二階俊博会長)や内閣府ナショナル・レジリエンス(防災・減災)懇談会(座長、藤井聡内閣官房参与・京都大学教授)では、国民の生命と財産を守り抜くための総合的な施策の推進がなされると聞いています。 この動きも踏まえていただき、ラジオが引き続き防災情報の提供はもろもろ県民生活に密着した身近な情報提供手段としての社会的役割を果たしていくため、難聴解消に向けてFM中継局やバックアップ設備等を整備することについては、先般公表された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえて国庫補助や税制上の特例措置、さらに国庫補助を除いた部分への起債等による支援などの財政支援を行っていただきたいことを要望いたしますとともに、その際には電波利用料財源を含む国費による支援を要望いたします。 【和歌山放送】
005				高知県では、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されています。被害の軽減と県民の安全・安心を確保するためには、正確な情報の提供が重要であり、特に消費電力が少なく電池のみで長時間使用できるラジオは、中山間の多い本県において、極めて有効な情報伝達手段と考え、県内のラジオ放送事業者との連携を積極的に図っています。 また、ラジオ放送事業者においても、災害対策基本法の規定に基づいて、指定地方公共機関に指定されていることや、放送法における災害放送提供義務が課せられていること等から、災害時において被災情報、避難情報といった県民の生命・財産の安全確保に必要な情報を、サービスエリア内においてあまねく提供する公共的責務を果たすことが強く求められているところではあります。 その一方で、高知県は、山林が県土の大部分を占め、電波の伝搬に大変不利な地理的・地形的条件となっているため、ラジオ放送が聴取しづらいとの声が県民から寄せられています。高知県としては、防災・減災の観点から、このようなラジオ放送の難聴を解消し、県民が安心してラジオ放送を受信できる環境を実現することは喫緊の課題であると考えます。 今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から、電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされているところですが、ラジオ放送事業者が現状の厳しい経営環境の中で、引き続き県民から期待される公共的責務を十分に果たしていくためには、難聴解消のための中継局整備に対してはもろもろのこと、老朽化した施設の更新や強靱化に対しても、電波利用料財源を含む国費による支援が不可欠であると考えており、こうした難聴対策への国の支援を強く要望いたします。 【高知県】
006				1. 本件報告書案第7ページを見ると、歳入の太宗を携帯電話事業者が負担しているにもかかわらず、歳入の太宗は、地デジ化対策に充てられており、不公平だと思います。 したがって、受益者負担という電波利用料制度の趣旨からすれば、業種ごとの負担と受益も一致させるべきであり、携帯電話事業者の負担軽減若しくは携帯電話事業者が受益する事業の増額又は放送事業者の負担増加若しくは放送事業者が受益する事業の減額等を検討するべきだと思います。 2. さもなければ、電波利用料制度の趣旨を電波という公共財を利用する行為に対する対価と位置付け直し、一般財源化等を検討するべきだと思います。 思うに、国が電波を利用させる行為は、土地等を賃貸するのと同じ性質の行為であり、それによって支払われる対価は、その管理等に必要額がいくらであるかにかかわらず、全て国庫に帰属するべきものだと思います。 【個人】
007	16	第2章 電波利用公益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方	報告書(案)で意見として紹介されている通り、歳入・歳出の規模は抑制すべきであり、それに向けて、特に歳出の削減を進めるべきである。 平成24年6月5日付けの総務省資料「主要国の電波利用料等の概要等」によれば、各国における電波利用料相当額は、米国280億円、英国240億円、韓国220億円などで、わが国の880億円は2倍以上の高額である。地上デジタル放送総合対策の過年度負担等317億円と電波資源拡大のための研究開発等91億円が原因である。 研究開発に関わる歳出は特に疑問である。電波を有効活用する技術にはビジネスとして大きな可能性があるのだから、利益を求めての研究開発であれば、企業が自らリスクを負い費用も負担すべきである。 また、平成25年度には、「周波数有効利用促進事業」(デジタル防災ICTシステム等の整備)25億円が新たな使途として追加されたところであるが、報告書(案)は、17ページにおいて、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針への財政支援について今後検討するとしている。このようにして、際限なく使途を追加していくべきではない。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	21・25	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 等	報告書(案)は「経済的価値の適正な反映」をうたっているが、実態は、電波利用料を算出する段階で個別に特性係数を考慮し、さらに、利用料額が大幅に増加する無線局には特別の配慮をするのが、現行の、利用料額決定方法である。 考慮と配慮の積み重ねの結果として利用料額を決定する方法は、行政に求められる透明性を欠くものであり、総務省が利用料額を恣意的に決定しているとの誤解を国内外に与える恐れがある。「経済的価値の適正な反映」を真に追求するのであれば、特性係数の考慮はできる限り排除すべきである。 特に、特性係数をかけ合わせて利用料額を著しく減額する仕組みには問題がある。報告書(案)では、「中長期的には、その在り方について検証すべき」としているが、今回見直さないのであれば、その理由を報告書に明示すべきである。 また、利用料額が大幅に増加する無線局への配慮は行うべきではない。経済的価値を適正に反映したために増加した利用料額を免許人が支払えないのは、経済的価値よりも低くしか免許を利用していないためであり、そのような免許人には免許の返上を求めるのが適切である。
	35	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 (2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム	報告書(案)は、免許不要の無線システムを利用する場合は電波利用料を課金せず、携帯電話等の免許を要するシステムを使用する場合は携帯電話等と同額の電波利用料を課金することを提案している。これは、スマートメーターやM2Mシステムについて、一切、特別の扱いをしないこと、すなわち、スマートメーターやM2Mシステムに特化した減免処置を取らないことを意味するが、以下の点から不適当である。 第一に、報告書(案)に記載の次の記述と矛盾し、寄せられた多くの意見を反映していない点。 意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当である。 第二に、無線システムによって電波利用料に差を設けることは、スマートメーターやM2Mシステムが免許不要の無線システムを利用する方向に誘導する政策的効果があるが、免許不要の無線システムが世界市場において主流となるかは、まだ定まっていないという点。米国・英国等では携帯電話を利用するスマートメーターについてパイロット実験が開始されており、携帯電話利用が世界市場において主流となった場合には、わが国産業界は国際競争力を得られない恐れがある。 なお、ITU-TのFocus Group on Smart Gridが公表した文書「Smart Grid overview」では、通信システムとしてGPRS、3G、LTE、WiMAX、光ファイバー等が列挙されており、世界レベルではまだ本命が定まっていないと共に、免許不要の無線システムはリストされていないことに注意を促したい。 第三は、「常時映像を伝送する場合もありえる」という、スマートメーターやM2Mシステムとしては例外的な利用方法を、携帯電話等と同額の電波利用料を課金する根拠としている点。少なくとも、スマートメーターについては「常時映像を伝送する」ことはあり得ない。スマートメーターとM2Mシステムを分けて、エネルギーと環境に関わる社会問題解決の切り札であるスマートメーターについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料を免除することを提案する。
				【個人】
008	16	(1)歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある 歳出規模については、その他の公益事務も含め、次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	電波利用料制度の公益費用としての位置付けを勘案すれば、歳入予算額と歳出予算額は一致させるべきであり、提言に賛同致します。 歳入、歳出規模共に抑制的にすべきであり、公益事務の更なる効率化や必要性の検証の徹底をお願い致します。また、歳出は、電波利用公益目的以外の用途に充当してはならないと考えます。地上テレビ放送が使用する周波数帯域は2011年7月以前には370MHzであったものが240MHzにまで減少し、周波数共有による電波の有効利用が進んでおり、地上テレビ放送の負担額も併せて低減させる方向での検討をお願い致します。
	21	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである	電波利用料が大幅に増額されれば、経営不安定要素になりかねないことから、増額率を一定の水準に収める措置を適用することには賛同致します。制度・料額の継続性・安定性は重要です。
		(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することが適当である	電波利用料制度の公益費用としての位置付けを勘案し、特定の帯域において、経済的価値が過度に反映されることのないようお願いします。
	23	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	例えば、700MHz帯から1.2GHz/2.3GHz帯へ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業者用FPUの周波数移行に向けて検討しています。迅速かつ円滑な周波数移行に向け、FPUなど周波数移行の過渡期において、FPU免許人に過度な負担が発生しないよう措置を講じることに賛同致します。
24	(1)特性係数の在り方	携帯電話、衛星通信、放送などの様々な無線システムの利用範囲が急速に拡大していること等を踏まえ、特性係数を適用する要件が、現状あるいは今後の技術開発や電波の利用環境等の動向に照らして適切かどうか、改めて検討することが求められている	電波利用料制度は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮した上で設計されるべきです。地上テレビ放送は、携帯電話と大きく異なる固有の特性を持っており、これらをしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度をご検討頂くよう、お願い致します。	

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
	27	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべき</p> <p>本特性係数の適用に関しては、電波を利用して広く不特定多数の者の重要通信を扱う無線局を対象とすることが適当</p>
	29	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	<p>地上放送は、ハード・ソフト両面において法律上の責務を負っています。電波利用の普及に法的責務を負う放送固有の特性を認め、現行の2つの特性係数を維持すべきとの見解に賛同致します。</p>
	32	IV特性係数の算定方法	<p>電波利用制度の扱いにはあくまで慎重であるべきであり、現時点で見直しが必要であるかのような誤解を招きかねない。「ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとりえて見直しを行っていくことに留意が必要である」との文言については削除することを要望致します。</p>
		その他(留意事項や情報提供)	<p>平成23年の電波法改正において、電波の経済的価値の反映が強まっていますが、公共性の高い無線システムの排除に繋がる懸念から、経済的価値は過度に反映されてはならないと考えます。放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高く営利事業としてのみの側面で見えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【名古屋テレビ放送】</p>
009	16	第2章 電波利用公益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	<p>・民放連は先の意見募集等において「歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。</p> <p>・民放連は先の意見募集等において、「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。今後の見直しの際には、歳入・歳入の規模を縮小することをはじめ、地上テレビ放送の負担額の低減方向で検討されるよう要望します。</p>
	17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2) 電波利用公益事務の在り方	<p>・電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。</p>
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	<p>・3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加となることは、弊社のような小規模のローカル局にとって経営上の大きな不確定要素となります。</p> <p>・テレビ金沢は、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて全社あげて取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案して検討すべきと考えます。</p> <p>・1局当たりの年間電気料が電波利用料に満たない中継局が24局中8割を占めており、維持費とのバランスを考慮し、検討が必要であると考えます。</p> <p>・地上高160メートル級の電波塔は、県内有数の高さを誇る建造物であり、北陸特有の気象条件による雷害や雪害に対応するための安全対策を講じており、放送設備以外の維持経費がかかっている点も考慮していただきたいと思います。</p>
24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方	<p>・現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。</p>	
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。</p> <p>・民放連は先の意見募集等において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。</p>	

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	・本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しは既定方針であるかのような判断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし以降の一文は、そうした判断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
				【テレビ金沢】
010	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	放送ネットワークの強靱化に関しAMラジオ放送の都市型難聴対策、津波等災害対策を目的としたFM方式中継局設置については財政支援なくしては実現困難である。電波利用料も含めた財源の検討を強く希望いたします。 (※ただし、電波利用料の活用については、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要)
				【山陽放送】
011	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	共益費用としての電波利用料の位置付けを踏まえ、各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提としてその規模を検討することが必要である。	弊社は先の意見募集において「歳入と歳出は一致するよう設計すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 弊社は先の意見募集において「歳入と歳出の規模は抑制的にすべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ・平成25年度の電波利用料予算では、歳入と歳出で75億円の乖離が生じており、次期の歳出(使途)に関しても、必要な使途なのか十分に吟味し、その妥当性・効率性・有効性を徹底的に精査することを要望します。 ・今回の見直しにおいては、地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域がさらに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されるよう要望します。 (注)地上テレビ放送の使用する周波数帯域は平成23年7月以前の370MHzから段階的に減少し、現在は240MHzとなっている。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1-(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改訂の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	弊社は先の意見募集において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることが経営上の不確定要素となりにかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ・報告書(案)27頁の「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、携帯電話等にも適用すべきであると提言されています。今回、携帯電話会社の軽減措置が取られると、歳入・歳出が変わらなければ軽減分をその他の業種で補うことになり、かなりの負担が生じると想定されます。このような想定外の料額増加は、経営上の不確定要素となりにかねないため、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用することを要望します。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1-(4)経済的価値を勘案する周波数帯の区分	VHF帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	弊社は先の意見募集において「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を述べております。周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1-(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	弊社は先の意見募集において「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定は妥当。FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮を要望する」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2-(1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	弊社は先の意見募集において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ・本件に関して、報告書(案)26頁に「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(α)が例示されたものの、審議の結果、採用されなかったことは妥当なものと考えます。 今後このような議論が展開されるならば、公共性と減免措置の関係については考え方(α)に注記されたとおり、放送の減免措置だけを議論するのではなく、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱うべきものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2-(1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースで概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、携帯電話に当該特性係数を適用することは適当ではない。	弊社は先の意見募集において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2-(1)特性係数の在り方 IV特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	本件は、特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、「ただし」以降の文言は、中長期的な見直しに既定方針であるかのような判断を与えるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
012	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	提言は妥当なものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	当社は先の意見募集等で「放送法の理念(「国民への電波利用の普及に関わる責務」や「国民の生命・財産の保護に著しく寄与する」)を遂行するために現在の特性係数の維持は最低限の必須措置であり、今後も継続すべきである。」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
013	16	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1)歳出規模の在り方	歳出規模については、特性係数の見直し等に伴う負担調整によって放送事業者の負担が増えないよう、電波利用料の使途を無線局免許人全体の受益に真に必要な場合に限定するなど、その規模自体を見直すよう要望します。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	携帯電話に新たな周波数帯を割り当てるための700MHz帯FPUおよび特定ラジオマイクの周波数移行は国の施策として実施するものであり、その過渡期において、移行する免許人に過度な負担が生じないよう措置を講じることは、適切と考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	放送事業者は、地上テレビ放送のデジタル化や周波数再編に取り組み、周波数帯域の有効利用に貢献しています。電波の経済的価値の向上につながる事務の負担分の算定方法の見直しによって、NHKを含む放送事業者全体の負担が増えることのないよう、強く要望します。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、テレビ・ラジオの特性係数を維持することは適切と考えます。
014	16	第2章 (1)歳出規模の在り方	共益費用としての電波利用料制度の位置づけを踏まえると、各年度の歳入予算額歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	電波利用料制度の運用の透明性を確保する上で、歳入、歳出それぞれの総額を一致させることは重要であると考えます。
			次期の歳出規模については、その他の共益事務を含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	電波利用料の共益事務は、法律により定められた使途に基づいて処理されるべきものですが、その中でも業務が収斂していくものについては削減を行うなど、歳出の規模は抑制的であるべきと考えます。

【福岡放送】

【テレビ北海道】

【日本放送協会】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
17	第2章	(2)電波利用共益事務の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行うには、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	AMラジオの都市型難聴対策や、災害対策を目的としたFM方式の中継局設置に対する財政支援については、財源なども含めて、今後の検討をお願いします。
21	第3章	1(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増減率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の見直しにより料額が大幅に増えることは、免許人の経営環境に悪影響を及ぼすことにもつながり、従来通りの増額率の上限が継続されることを希望します。
22	第3章	1(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	電波利用事業の収益性のみに着目して、特定の帯域に経済的価値を過度に反映させてしまうことには賛成できません。
23	第3章	1(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	例えば、700MHz帯から1.2GHz/2.3GHz帯へ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	700MHz帯からのFPUなどの移行は、そもそも周波数の有効利用を進めるための作業の一環であり、電波利用料の見直しにあたり、FPUの免許人に過度な負担が生じないように措置することは適当であると考えます。
27	第3章	2(1)特性係数の在り方	これらを踏まえ、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常災害対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	地上放送について、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数が引き続き適用されることが前提となっていることは、適切であると考えます。
29	第3章	2(1)特性係数の在り方	このため、Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送法において普及義務が明確に規定されている地上放送事業者に対しては、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数が適用されることは適切であると考えます。
32	第3章	2(1)特性係数の在り方	このため、特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ということに、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が著しく変わる時期をとりえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	特性係数の算定方法は、料額を決める上で極めて大きなインパクトがあり、慎重に扱うべきものである。「ただし、中長期的には、」以降の部分は、電波利用料制度における特性係数の算定方法の見直しは、あらかも中長期的には既定路線であるかのような誤解を生みかねず、より慎重な表現をお願いします。
015	16	第2章 (1)歳出規模のあり方	各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある。歳出規模については共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として検討することが必要である。	各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要があるというは妥当であり、歳出は、その必要性、妥当性を精査し、規模を抑制すべきと考えます。地上テレビ放送のデジタル化により、使用する周波数帯が減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されることを要望します。
26	第3章	2(1)特性係数の在り方Ⅰ「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	考え方(a)放送局は放送法により災害時の放送が義務付けられており、携帯電話等と同様にハードの安全・信頼性を確保するだけでなく、ソフトについても責任を負い、(中略)その役割は携帯電話等とは本質的に異なるものであり、このような「ソフト」に責任を負うことに伴って生じる費用負担に耐えるためにも、当該特性係数は引き続き適用すべき。	東日本大震災の際には、災害報道に徹し民間放送でもCM抜きの放送を続け、刻々と変わる災害状況、生活情報を伝えました。設備の維持だけではなく、膨大な情報の中から国民の安全・安心に寄与する情報を選択して伝える放送の役割は、通信業者が果たす役割とは本質的に異なっています。また、放送は、同時にどれだけの視聴者が視聴しても輻輳を起こすことなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであり、この点でも放送と通信は異なっています。今後電波利用料制度を検討するにあたっては、こういった放送と通信の違いを十分に踏まえていただきますよう要望します。

【朝日放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	31～32	第3章 2(1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しにあたっては引き続き維持することが適当である。 ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	特性係数の複数適用について維持することは妥当と考えますが、「ただし～」以降の部分は、現在の算定方法について、中長期的な見直しが既定路線であるかのような印象を与える恐れがあるため、削除するか、より適切な表現とされることを要望します。 【福島中央テレビ】
016	16	第2章(2)	タクシー無線のデジタル化の支援や2次利用の無線システムを導入する支援に電波利用料財源を活用することは困難であると考えられる。	(意見) タクシーは公共交通機関であるとともにタクシー無線は非常時における貴重な連絡手段となっています。(東日本大震災で証明済) しかしながら、タクシー経営は利用者の減少等により、平成21年10月に施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第4号)」に基づきタクシー事業の適正化・活性化に積極的に取り組んでいますが、未だに経営は厳しい状況が続いており、弱小タクシー事業者は多額の設備投資資金を要するタクシー無線のデジタル化を進めることは経営的に耐えられないのが実情であります。 (1)特に、地方都市の場合、現状のアナログよりデジタル化に移行すべき有効性及び必要性が存在しない。 (理由) 現状の周波数帯域での新規需要はない。アナログのまま使用し続けても技術的に問題は見当たらない。 (2)平成28年5月末までのデジタル化移行について法的な強制力がないのであれば実施する必要性はないと思われる。 (3)もし平成28年5月末までにデジタル化移行を進めるのであれば法律として制定し強制すべきである。 (4)法律化すれば当然、不利益を被る弱小タクシー事業者に支援策を講ずることは民主主義の最低限のルールである。 このように必要不可欠なタクシー無線のデジタル化を円滑に移行させるために新たな支援策を創設して頂きたい。 【岡山移動無線協会】
017	17	第2章 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。 その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	和歌山県では、一昨年の紀伊半島大水害で県民の生命・財産や県土に対し甚大な被害を受けたことや、将来において南海トラフ巨大地震による多大な被害が想定されていることを踏まえ、本年度より「ラジオ通じるプラン」を開始しました。同プランでは、災害時において全ての県民が必ず1局以上のラジオ放送を聴取できる環境を実現することを目標に、県民からのラジオ放送の難聴取等に関する相談の対応や、県内のラジオ放送事業者間連携の推進といった様々な取組みを実施しております。 また、ラジオ放送事業者においても、災害対策基本法における指定地方公共機関に指定されていることや、放送法における災害放送提供義務が課せられていること等から、災害時において被災情報、避難情報といった県民の生命・財産の安全確保に必要な情報をサービスエリア内においてあまねく提供するという公共的責務を果たすことが強く求められているものと認識しております。 しかしながら、和歌山県は、山林が県土の大部分を占めており電波の伝播に大変不利な地理的・地形的条件となっていることに加え、近年では、鉄筋コンクリート建造物や電子機器からの妨害電波が増加していることから、県民からのラジオ放送が聴取しづらいとの声も多数寄せられています。和歌山県としては、防災・減災の観点から、このようなラジオ放送の難聴取を解消し、県民が安心してラジオ放送を受信できる環境を実現することは喫緊の課題であると考えます。 今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴取解消のための中継局整備を推進する観点から電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされていますが、ラジオ放送事業者が引き続き県民から期待される公共的責務を十分に果たしていくためにも難聴取解消に向けて電波利用料財源を含む国費による支援を要望いたします。 【和歌山県】
018	20	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方 (2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方	電波を有効利用するインセンティブを高めるために、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金する事とすべきである。」との方針に賛同する。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数を適用すべき、との方針に賛同する。
	36	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 (2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム	「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である」、との方針に賛同する。 実際に適用される電波利用料がこの方針の通り大幅に引き下げられる事を期待する。 【クアルコム・ジャパン】
019	16		各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 歳出規模については、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する事を前提として検討する事が必要である。	先の意見募集において「歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき」旨の意見を提出しており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 先の意見募集において「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」旨の意見を提出しており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を抑制したうえで、地上テレビ放送の使用周波数帯域が減少したことを踏まえ負担額は減少の方向で検討されるよう要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
17			本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえて現在、ラジオ放送の難聴解消の為の中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に電波利用料を活用する事も考えられるが、この点について様々な意見が示されているところでありこれらを踏まえ今後検討することが求められる。	先に提出の「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本方針(案)」に対する意見募集に対しての意見で「放送ネットワーク強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備の整備への国庫補助、税制支援などを要望しています。電波利用料の活用については、本報告書の提言を踏まえ歳出規模の拡大につながるよう配慮が必要と考えます。
20			前回改定(平成23年度)においては、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。次期の料額が現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	先の意見募集において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を提出しており提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
21			3GHz以下の区分をVHF帯とUHF帯に区分することについては今後検討すべきである。	先の意見募集において「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を提出しております。周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
23			特性係数の在り方に関し、放送の特性として①地デジのホワイトスペースを他システムと共用、②輻射を起す事が無く無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する、③一の放送方式が長期にわたって維持される為a群の制度趣旨になじみにくい、などの意見があった。	現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行う事が極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
26			特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任を持つという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災対策の取り組みを行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	先の意見募集において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を提出しております。今回番組内容(ソフト)にも責任を持つ放送固有の特性を再確認したうえで本特性係数の放送への適用をこれまで通り維持する方針を示した点は妥当なものと考えます。 「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講ずることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方が例示されたが、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当と考えます。公共性と、減免措置の関係は警察・消防無線等の減免措置にも留意し、慎重に取り扱われるべきものと考えます。
28			特性係数「国民の電波利用の普及に係る債務」について、放送の特性係数は法律に定められた「国民の電波利用料の普及に係る債務等」(放送法・あまねく普及努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。一方携帯電話については「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定が無い事や、人口カバー率ペースでおおむね100%のエリアを展開しているが、特定基地局解説指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、携帯電話等に当該特性係数を適用する事は適当でない。	先の意見募集において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を提出しております。今回、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負う放送固有の特性を再確認したうえで本特性係数の放送への適用をこれまで通り維持する方針を示した点は妥当なものと考えます。
31			該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持する事が妥当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分考慮し、技術動向が著しく変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である。	本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹に係る為、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しは既定方針であるかのような予断を抱かせるべきではないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
				【青森放送】
020	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	○各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 ○次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○歳入と歳出の規模を一致させた上で、その規模を抑制する方向で検討していただきたいと考えます。 ○地上テレビ放送は、使用する周波数帯が減少したことを踏まえ、負担額の低減を要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
		第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	○ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方法について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後検討することが求められる。	○当社は「放送ネットワークの強化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に関する意見書で、「災害対策としての放送設備の整備は、放送事業者としての責務ではあるが現在取り巻く状況において、積極的に推進するには厳しい環境にある。設備整備を遅滞なく進めるためにも幅広い支援を求める。また、ラジオ送信所等の補完のための送信設備については、電波利用料の免除等の支援策を望む。」としています。 ○電波利用料の活用については本来の用途、目的に照らし合わせて慎重な検討が必要であると考えます。
	24	第3章 2 電波利用料の在り方 (1)特性係数の在り方 I 及び II	○「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取り組みを行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。 ○「国民の電波利用普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	○「ハードだけではなくソフトにも責任を持つ」という地上放送はたず法律上の責務に鑑み「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数と「国民の電波利用の普及に係る責務」の2つの特性係数を、地上放送に対しこれまでどおり維持する方針が出されたことは妥当であると考えます。
	32	第3章 2 電波利用料の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特定係数の算出方法	○該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○「国民の電波利用の普及」に法的責務を負うという放送固有の特性がある以上、2つの特性係数を乗じる算定方法について「次期料額見直しに当たっては引き続き維持することが適当である」とした点は、妥当であると考えます。 ○「中長期的な見直し」について「技術動向等が変わる時期をとらえて」とありますが、どういう状況を想定しているのか具体的に明示いただきたい。
				【秋田放送】
021	17	第2章電波利用共益事務の在り方(2)電波利用共益事務の在り方	…現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継基地局整備の推進方策について検討が行われている。	ラジオ事業者が、厳しい経営環境の中で引き続き県民から期待される公共的責務を十分に果たしていくためには、難聴解消のための中継局はもちろんのこと、老朽化した施設の更新や強化、さらには、大規模災害時に臨時災害放送局に移行して、地域の情報を発信するコミュニティ放送を自治体が開局する際の設備整備等に対しても、電波利用料財源による支援が不可欠。(別添：意見書のとおり) 【別添：「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書(案)に対する愛媛県の意見】 ラジオ放送事業者は、災害対策基本法の規定に基づいて、指定地方公共機関に指定されていることや、放送法における災害放送提供義務が課せられていること等から、災害時において被災情報、避難情報といった県民の生命・財産の安全確保に必要な情報を、サービスエリア内においてあまねく提供する公共的責務を果たすことが強く求められている。 しかしながら、愛媛県では、山林が県土の大部分を占めるなど、一部の地域では、電波の伝搬に大変不利な地理的・地形的条件となっていることから、ラジオ放送が聴取しづらいとの声も県民から寄せられており、また、近い将来、南海トラフ巨大地震による多大な被害も想定されるなど、防災・減災の観点からも、このようなラジオ放送の難聴を解消し、県民が安心してラジオ放送を受信できる環境を実現することは喫緊の課題と考えている。
	26	第3章時期電波利用料の見直しの考え方2電波利用料の軽減措置の在り方(1)特性係数の在り方	放送局は、放送法により災害時の放送実施が義務付けられており、…放送責任を負ってリアルタイムに報道するものである。	今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から、電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされており、また、一部において、次年度以降、国がラジオの難聴解消に補助を検討するとの報道もあるなど、今後の施策化に大きな期待を寄せているところである。 ラジオ放送事業者が現状の厳しい経営環境の中で、引き続き県民から期待される公共的責務を十分に果たしていくためには、難聴解消のための中継局整備に対してはもちろんのこと、老朽化した施設の更新や強化、さらには、大規模災害時に臨時災害放送局に移行して、地域の情報を発信するコミュニティ放送を自治体等が開局する際の設備整備等に対しても、電波利用料財源による支援が不可欠であると考えている。
				【愛媛県】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
022	17	第2章(2) 電波利用共益事務のあり方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	<p>○ 一昨年の東日本大震災では、想定外の大きな津波の襲来により、東北及び関東の太平洋沿岸部を中心に、甚大な被害もたらされた。</p> <p>○ 津波により施設や設備が損壊し、あるいは、広い範囲で長期に亘り停電が発生したことによって、テレビや携帯電話などの日常的な情報収集手段が使えなくなり、一部の自治体では防災行政無線も使用不能となって、情報の空白地帯が生じた。</p> <p>○ そうした中、電池等で動作する受信機を使用するため、停電中でも放送を受信可能なラジオ放送が、被災者の安否の確認や、炊き出しや救援物資の配布等、被災民の生活に直結した情報の伝達に非常に重要な役割を果たしたと聞いており、災害情報の伝達手段としてのラジオ放送の有効性が、改めて認識されるにいたったところである。</p> <p>○ また、現在、住民に災害情報を伝達する目的で整備されている同報系防災行政無線は、スピーカーの音声が聞き取りにくい、屋内では聞こえないといった問題点が指摘されているが、地上波アナログテレビ放送終了後の空き周波数帯を利用するV-Lowマルチメディア放送が、同報系防災行政無線を代替ないし補完する伝達手段として提案されており、そうした点からもラジオ放送の重要性は再認識されてきている。</p> <p>○ 今回公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされているが、災害情報伝達手段としての有効性が再認識されたことや、同報系防災行政無線を代替ないし補完する手段として期待されている放送形態が提案されていることなどを踏まえ、住民への迅速かつ確実な情報伝達を可能にするという意味での難聴解消を推進する方策の一つとして、電波利用料財源の活用を強く要望するものである。</p>
				【匿名】
023	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
			次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○ 電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「電波の経済的価値の反映を強化することには反対しません」旨の意見を述べております。電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方		I～IVに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勧奨すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起すことがなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほどひっ迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勧奨することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勧奨することが適当である。	○ 現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について		「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律で定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勧奨して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。公共性と減免措置の関係については考え方の(ロ)に注記されたとおり、慎重に取り扱うべきものと考えます。
29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について		「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勧奨された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	○ テレビ信州は先の意見募集等において「放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律で定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勧奨して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法		該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○ 本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しが既定方針であるかのような判断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした判断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。

【テレビ信州】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
024	16	第2章 電波利用共益事務の在り方(1)歳出規模の在り方	共益費用としての電波利用料制度の位置付けを踏まえると、各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある。	平成25年度当初予算では歳入が歳出を、約75.3億円上回っており、「共益費用としての電波利用料制度の位置付けを踏まえると、各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある」との報告書案は妥当なものと考えます。そのうえで、歳出の当初予算が平成23年度以降、毎年減少している状況、また歳入が歳出を超過し、その超過分の使途があまり明確でないことなどを考えると、歳入・歳出とも低減化をはかることが妥当と考え、電波利用料の引き下げを要望します。
			次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	
	26～27	第3章次期電波利用料の見直しの考え方2 電波利用料の軽減措置の在り方1「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	地上放送は、放送法により災害時の放送を義務付けられるなど、設備だけでなく、番組内容にも責務を負っており、特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、放送への適用が従来通り維持する方針が報告書案で示されたことは妥当と考えます。特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」の放送への適用が、今後も維持継続されることを要望します。また、「公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」との考え方(c)があげられていましたが、報告書案では、こうした考え方が採用されなかったことは妥当なものと考えます。
	29	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	報告書案では、放送が放送法(あまねく努力義務等)により、国民の電波利用の普及に法的な責務がある点を、あらためて明示し、特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」の放送への適用を、「適切な措置」としたことは妥当なものと考えます。さらに報告書案では、放送の特性係数を「今後も維持すべき」とした点は妥当と考えており、特性係数の放送への適用が維持継続されることを要望します。
32	IV特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	電波利用料制度において、特性係数は制度の仕組みの根幹に係るものであり、慎重な取り扱いが求められるものと考えます。今回の検討会は、主に次期(平成26～28年度)について議論が交わされたものであり、その報告書案で、次々期以降の中長期的な見直しに既定方針かのように示して判断を与えることは適切でないと考えます。報告書案の「ただし、中長期的には」以降の記述は判断を与えかねない内容であり、削除することがのぞましいと考えます。	
				【日本海テレビジョン放送】
025	16	第2章 電波利用共益事務の在り方(1)歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○平成25年度の電波利用料を予算ベースでみると、「歳入：741億円」に対し、「歳出：666億円」となっており、75億円もの乖離が生じています。このような大きな乖離が生じないよう、歳入と歳出は限りなく抑制的な方向で、一致させるべきで、電波利用料の使途に関しても本身に必要なものかどうか、その妥当性・有効性・効率性を精査することを要望します。 また、次期3年間(2014年度～2016年度)が終われば、地上デジタル放送対応の国庫による後年度負担も終了します。このようなことから、次期の見直しにおいては、電波利用料の総額(歳出・歳入)を低減化させる方向で議論を進めていただけるよう要望します。 特に、民間地上テレビ放送に関しては、地デジのチャンネルリパックの完了に伴い、使用する周波数帯域が平成23年7月以前の370MHzから240MHzに130MHz減少したことを踏まえると、今回の見直しにおいても、地上テレビ放送の負担額は一層低減されるべきものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2)電波利用公益事務の在り方		本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○ 日本テレビは、今年6月17日付で総務省に提出した「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に対する意見の中で、「送信ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への財政的支援や税制支援を要望する」との考えを示しています。 ○ 電波利用料の活用については、本報告書案の提言および「電波利用の公益費用」という電波利用料制度の基本概念を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう、新たな使途については慎重に対応すべきだと考えます。
21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮		前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○ 民放連がこれまで「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることが経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べていますが、今回の「報告書(案)」の記述は、こうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	○ 周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用公益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	○ 日本テレビが先の意見募集等で述べたとおり、「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は必要なものと考えます。 放送事業者は3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。周波数移行の過渡期には、急激な運用変更を避けるため一時的に新旧両方の免許が必要となります。 迅速かつ円滑な周波数移行をするためにも、電波利用料を二重に課することのないような措置に加え、周波数有効利用に応じた免許人に対してはインセンティブとして、移行後の電波利用料を減額するなどの優遇措置が必要と考えます。
24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方		I～IVに關係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起こすことがなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほどひっ迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勘案することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勘案することが適当である。	○ 地上放送は、以下のような、放送固有の特性を備えています。 ・国民に必要な情報を同時に輻輳なく伝達可能であり、「無線局全体のひっ迫対策」に貢献するものである。 ・放送方式/受信機が長期間にわたり変更できない。 ・携帯電話と違い、個別事業者専用の周波数割り当てでないこと(注) など、無線システムのあり方が携帯電話と大きく異なる。 (注)テレビ放送に割り当てられた周波数帯域は合計240MHzであり、NH Kを含む地上テレビ128社・全国約1万2千局の送信所が「放送用周波数使用計画」(チャンネルプラン:総務省告示)に則り、この周波数帯域を共同利用するため、置局場所やチャンネル選択において相応の制約が生じる。 以上のことから、電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要です。これらの特性を認識したうえで、電波利用料制度の再構築も検討課題とされるよう要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について		「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	<p>○ 放送は、放送法・第108条で「災害放送の義務」が規定されているように、災害発生に際しては、取材活動によって集めた膨大な災害情報の中から、刻々と変化する情勢に応じて、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送責任を負って無線の放送システムで報道することで、国民の生命・財産の保護に尽力するという、放送局固有の公共的役割を果たしています。</p> <p>今回の「報告書(案)」において、「番組内容にも責任を持つという放送に固有の特性」という表現が盛り込まれたことは、番組内容(ソフト)にも責任を持つという放送特有の公共的役割が再確認された、妥当なものと考えます。</p> <p>○ 本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の公益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない、したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。</p> <p>ただし、今後ふたたび、「公共性と減免措置の関係」について言及がなされるのであれば、すなわち、公共性を理由とする特性係数を廃止すべきとの議論が浮上するのであれば、その制度見直しの検討の射程は、放送局の特性係数の問題にとどまらず、公共性を有するとして特例の恩恵を受けている他の無線システム、特に、下記の2点の無線システムの電波利用料の在り方にも及ぶものと考えます。</p> <p>よって、慎重に取り扱うべきであると考えます。</p> <p>① 前回電波利用料額見直し時の「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針」7頁において、「公共性の高い」無線システム、あるいは「政策的な配慮が必要な」無線システムと称して、a群の算定対象地域から除外されている、国、地方公共団体の無線システム及び義務船舶局、義務航空機局等</p> <p>② 公共性を理由として電波法第103条の2第12項により電波利用料を免除されている警察・消防無線や、同第13項により半額とされている防災行政無線等</p>
29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について		「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	○ 民放連などを中心に、民間地上放送事業者はこれまで、「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べています。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法		該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である。	本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しが既定方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
44	検討会開催状況			民放連は第4回会合で実施されたヒアリングにおいて、民放事業者205社を代表して意見陳述の機会を得ましたが、その時間は、移動通信事業者1社あたりの時間と同じ10分でした。民放事業者205社には、テレビ単営社・ラジオ単営社・テレビとラジオの兼営社などが存在し、それぞれ異なる事業環境を有していることを考慮すれば、この対応は不公平感を抱かせるものです。 今後は関係免許人・事業者の意見を、よりきめ細かく、バランスよく聴取できる仕組みとするよう要望します。
026	17 第2章 電波利用公益事務の在り方		本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。	<p>ラジオ放送は東日本大震災の際にも被災者にとって身近なメディアとしてあらためて評価されており、特に兵庫県は、阪神・淡路大震災の被災県であるとともに、将来においては南海トラフや山崎断層帯による巨大地震による多大な被害が想定されていることから、兵庫県においてもラジオ放送は災害情報や地域情報の情報伝達手段として重要な役割を担うものと考えています。</p> <p>しかしながら、兵庫県は、山間部が多く、電波の伝搬に大変不利な地理的・地形的条件となっており、一部の地域では、ラジオ放送の聴取がしづらい状況にあります。</p> <p>今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされています。</p> <p>ラジオ放送が引き続き身近な情報伝達手段としてその役割を果たすためにも、難聴解消に向けて、自治体・県域放送事業者を取り巻く厳しい財政状況のなか、自治体の負担なく、ランニングコストの支援も視野に入れた電波利用料財源を含む国費による支援を要望いたします。</p>
027	16 第2章 (1)		各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	<p>提言は妥当なものとする。</p> <p>「歳出規模について、公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として規模を検討」との提言は妥当なものとする。</p> <p>その上で、平成26年度以降は歳出の半分近くを占める地上デジタル放送総合対策費の減少が見込めることが期待されるとともに、地デジ完全移行後のチャンネルリパックにより、地上テレビ放送の使用周波数帯域幅が更に60MHz削減され、VHF帯と合わせて合計130MHz減少し、従来の約2/3に縮小していることを考慮して頂き、地上テレビ放送の負担額を削減の方向で検討されるよう要望する。</p>

【日本テレビ放送網】

【兵庫県】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	章	
	17	第2章 (2)	<p>本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。</p>
	27	第3章 2(1) I	<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。</p>
	29	第3章 2(1) II	<p>「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。</p> <p>一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。</p>
			【北海道放送】
028	16	(1) 歳出規模の在り方	<p>各年度の歳入予定額と歳出予定額の関係は一致させる必要がある</p> <p>検討会の提言は適正なものと考えます。歳出は電波利用料制度の趣旨に合致する十分な検討が必要であり、歳入・歳出とも抑制的であるべきです。また、地デジ対策費の歳出も3年後には終了する予定であり、次々期の料額算定に当たってはこの点も十分に考慮することを要望します。</p>
	17	(2) 電波利用共益事務の在り方	<p>ラジオ放送の難聴解消のための電波利用料活用について、今後検討することが求められる。</p> <p>現在の電波環境において、情報伝達手段としてAMラジオが適正かどうか、十分な検討が必要と考えます。また、財政支援措置の財源が一般財源か電波利用料財源かは行政当局の判断によるものと考えます。本報告書で提言された課題は適正なものと考えます。</p>
	20	(3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	<p>次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、～前回改定と同様に適用すべきである。</p> <p>3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、極端な料額増加が生じることは経営上の不確定要素となります。検討会の報告は適正なものと考えます。</p>
	23	(5) 周波数移行の過渡期における電波利用料の在り方	<p>周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。</p> <p>報告書の指摘は適正なものと考えます。電波の有効利用の観点から、周波数再編に取り組んでおりますが、電波システム変更にあたっては、当然サイマル期間が必要であり、その期間については重複した電波利用料の徴収は行うべきではないと考えます。</p>
	27	I. 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	<p>法的・制度的にどのような責務を負っているか比較して検討することが適当</p> <p>適切な判断基準が明示されたものであり、適正な判断と考えます。</p>
			<p>番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの</p> <p>番組内容にも責任を持つという放送固有の特性が記述され、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与する」特性係数の放送への適用方針が示された点は適正なものと考えます。</p>
	29	II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	<p>放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。</p> <p>放送の法律に規定された責務を勘案し、特性係数の維持が提言されており、極めて適正な判断と考えます。また、「人口カバー率」100%とする数字と、特に通信インフラが脆弱である過疎地でのサービスの展開が必ずしも一致していない点は、今後の議論においても注意が必要と考えます。</p>
	32	IV 特性係数の算定方法	<p>次期の料額の見直しにあたっては引き続き維持することが適当である。</p> <p>特性係数の掛けあわせが妥当とした判断は適正と考えます。</p>
			<p>ただし、中長期的には～技術的動向等が変わる時期をとりえて見直しを行っていくことに留意が必要である。</p> <p>特性係数の妥当性に問題を提起する記述であり、電波利用料制度の根幹を揺るがしかねない記述と考えます。本報告書の趣旨に直接関係する記述ではないため、欄外もしくは今後への提言として別記載が妥当と考えます。</p>
			【静岡第一テレビ】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
029	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	平成25年度に新たに追加された用途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる中、時期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○電波利用料の総額については、平成5年の制度施行開始以降、10倍近くまで規模が拡大しています。歳出規模の拡大を前提とする考え方をとるのではなく、電波利用料が電波利用共益費として出発した原点に立ち返り、予算規模の適正化、無線局全体の負担軽減を目指すべきです。 ○規模の検討にあたっては、免許人全体の負担を軽減するためにも、内容について透明性と効率性を確保して十分精査するとともに、あらかじめ上限を設定するなどして総額を抑制する必要があると考えます。 ○今回の見直しにおいては、地上テレビ放送が周波数の有効利用に資する目的でデジタル化を遂行しアナログ放送用周波数を返還し、平成24年7月にリバックを完了しさらなる周波数返還に及んでいますので、この返還分を料額算定に反映いただくよう要望します。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○放送ネットワークの強靱化については、「中間とりまとめ」の提言においても記載されているとおり、我が国の周波数の国際権益確保が重視されている点等をふまえれば、国による何らかの財政支援措置は妥当と考えます。 ○ただし、電波利用料の活用については、その負担が受益に対応したものととなり、かつ、歳出規模の拡大につながらないように配慮が必要と考えます。
19	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1)基本的な考え方	放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切との意見があった。このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の両額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。	○先の意見募集において、「電波の経済的価値の向上につながる事務にかかる費用のウェイトが過度にならないようにすべき」「電波利用料負担に電波の経済的価値を反映させることは本来の制度趣旨にそぐわない」旨の意見を提出しており、報告書(案)はこうした意見を踏まえたものと考えます。電波利用共益事務の分類については、経済的価値の反映が過度にならないよう、改めて要望致します。	
20	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方	広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、電波有効利用インセンティブを一層高める観点から、広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲しつつも、現行の考え方との関係を整理した上で、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金することとすべきである。	○これまで無線局単位であったb群についても周波数幅に応じた課金に一本化することは、電波監視業務等に伴い基地局ごとに料額が発生するという電波利用料制度発足以来の基本的な構造を抜本的に改正することを意味し、帯域使用料的側面、つまり経済的価値を重視する傾向を強めるものと言えます。中長期的視点もふまえ、慎重に検討する必要があると考えます。 ○仮に、周波数幅に応じた課金への一本化を措置する場合には、携帯電話事業者の負担する電波利用料の変動により他の無線局に過度の負担が発生しないよう制度設計が必要であると考えます。	
21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○料額的大幅増額による各事業者の経営に与える影響を一定程度に抑えるため、前回改定と同様、増額率を一定の水準に収める措置は妥当と考えます。	
22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	VHF帯以下の経済的価値は、UHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz帯以下の部分をVHF帯とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	○現行以上に帯域を細分化し、各帯域に経済的価値を当てはめる手法は、電波利用料制度における経済的価値観の反映をより加速・拡大させる恐れがあるため、抑制的であるべきと考えます。また、その基準の設定に恣意的な判断が入る余地を与えかねないため、慎重な検討を要望します。	
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	700MHz帯から1.2GHz/2.3GHz帯へ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、意向する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。周波数の周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	○当社は先の意見募集等において、「周波数移行の過渡期における電波利用料が急増しないよう要望する」旨の意見を提出しており、提言はこうした意見をふまえた妥当なものと考えます。 ○700MHz帯のFPUおよびラジオマイクの周波数移行の過渡期における電波利用料については、周波数移行を促進する観点から、電波利用料の二重負担とならないような措置を講じるよう要望いたします。	

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○民間放送局は災害放送が長期間にわたった場合、収益の柱である広告収入が見込めない中でも放送継続を余儀なくされるのに対し、携帯電話事業者は災害伝言板等以外で課金を継続し通信料収入がある中での非常時対応を実施するものとみられ、両者の負担の質は基本的に異なるものと考えます。携帯電話等に特性係数を適用する場合には、放送事業者と同等とせず、負担の差異をふまえた係数を措置すべきと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	○当社は先の意見募集において「放送事業者に対する2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を提出しており、提言はこうした意見を踏まえたものと考えます。 ○あまねく普及については、放送事業者は加入電話におけるユニバーサルサービス制度のようにその負担金の一部をユーザーから徴収することなく、自助努力で行うなど公共的責務に対し不断の努力を続けていることも考慮して検討いただくよう要望します。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○特性係数の算定方法については、特段変更すべき理由は見当たらず、該当する係数を乗じて適用する現行方式を引き続き維持するとして報告書(案)に賛同致します。 ○ただし、「技術動向等が変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である」という箇所については、見直しが前提であるかの印象を与えかねませんので、削除あるいは修正を要望します。
				○放送事業者の電波利用料額が、その売上額に比較して少ないとの指摘があるようですが、電波利用料の基本的枠組みは公益費用の公平分担であり、売上や利益と関連を有するものではありません。免許人の売上と料額を連動させることは、電波利用料制度を「税制」に変更することにほかならず、賛成できません。 また、「電波利用料」という名称が、売上や利益との相関を連想させている面がありますので、例えば「電波監理料」「電波公益費」といった名称への変更も検討すると考えます。 【フジテレビジョン】
030	16	第2章 電波利用料の在り方 (1)歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の公益事務も含め、次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○民放連は先の意見募集等において「歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ○民放連は先の意見募集等において「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ○今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を抑制したうえで、地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域がさらに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されるよう要望します。 (注)地上テレビ放送の使用する周波数帯域は平成23年7月以前の370MHzから段階的に減少し、現在は240MHz。
	17	第2章 電波利用料の在り方 (2)電波利用料の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○民放連は8月8日付で総務省に提出した「IV-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集に対する意見の中で、「放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい」と要望しています。 ○電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながるよう配慮が必要と考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○民放連は先の意見募集等において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	○ 民放連は先の意見募集等において「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を述べております。周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	○ 民放連は先の意見募集等において「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定は妥当。FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮を要望する」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	I～IVに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起こすことがなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほどひっ迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勘案することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勘案することが適当である。	○ 現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○ 民放連は先の意見募集等において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ○ 本件に関して無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。公共性と減免措置の関係については考え方(c)に記載されたとおり、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱うべきものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	○ 民放連は先の意見募集等において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目		提出された御意見
	頁	該当部分	
32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○ 本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しに既定方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
	44	検討会開催状況	
031	第2章 電波利用料共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方について	共益費用としての位置づけを踏まえた各年度の歳入と歳出予算額の関係は一致させる必要があることに賛同いたします。また、共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模を抑制することに賛同いたします。
	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 (1) 特性係数のあり方	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る係数について、国民や国等の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組みを行うなど、非常時対応に対し費用負担を負っていることを踏まえた重要通信を扱う災害対策に用いる無線局にも適用されることと理解いたしましたので賛同いたします。
		2 (3) 被災した無線局への電波利用料の課金の在り方	被災した無線局に対する電波利用料の減免等、何らかの措置を講じることが必要であるとの考えに賛同いたします。
	第4章 その他	(1) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点等から、電波利用料の課金を検討することは時期尚早であるとの考えに賛同いたします。さらには、このような自由な領域は、新しいサービスを生み、利用可能なエリアの拡大が期待できるなど、利便性向上のためには必要と考えております。 【東日本電信電話】
032	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これを踏まえて今後、検討することが求められる。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	○ 平成25年度の電波利用料では予算ベースで歳入と歳出で、75億円の乖離が生じています。このような大きな乖離が生じないよう、歳入と歳出は限りなく抑制的な方向で一致させるべきであり、電波利用料の使途に關しても必要の有無を十分に検討されて、その妥当性・有効性・効率性を精査することを要望します。 また、次期3年間(2014年度～2016年度)後に地上デジタル放送対応の国庫負担が終了します。今回の電波利用見直しにおいては、民間地上テレビ放送に關して地デジのチャンネル/バックの完了に伴い、使用する周波数帯域が平成23年7月以前と比較して130 MHzも大幅に減少したことを踏まえ総額(歳出・歳入)の低減化の方向で検討されるよう要望いたします。 ○ 鹿児島讀賣テレビは、民放連などから提出した「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ(案)に対する意見の中で、「送信ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への財政的支援や税制支援などを行っていただきたい」との提言に賛同いたします。 ○ 電波利用料の活用については、本報告書案の提言および電波利用料制度の基本概念を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう、配慮が必要と考えます。
			○ 民放連として「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べていますが、今回の「報告書(案)」の記述は、妥当なものと考えます。
			○ 新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		<p>FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。</p>	<p>○ 鹿児島讀賣テレビとして、「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は必要なものと考えます。 周波数移行の過渡期には、急激な運用変更を避けるため一時的に新旧両方の免許が必要となります。 迅速かつ円滑な周波数移行をするためにも、電波利用料を二重に課すことのないような措置とともに、周波数有効利用に応じた免許人に対しては、移行後の電波利用料を減額するなどの優遇措置が必要と考えます。</p>
24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方		<p>I～IVに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を助案すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起こすことがなく、むしろ無線局全体の逼迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほど逼迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を助案することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を助案することが適当である。</p>	<p>地上放送は、検討会にも示されているとおり国民に必要な情報を同時に輻輳なく伝達可能であり、「無線局全体の逼迫対策」に貢献するものであります。 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるということであり、放送方式/受信機が長期間にわたり変更できません。 したがって携帯電話と違い、個別事業者専用の周波数割り当てでないことなど、無線システムのあり方が携帯電話と大きく異なります。 以上のことから、電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮して行うことが極めて重要です。これらの特性を認識したうえで、電波利用料制度の再構築も検討課題とされるよう要望します。</p>
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について		<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。</p>	<p>○ 放送は、放送法・第108条で「災害放送の義務」が規定されているように、災害発生に際しては、取材活動を行い刻々と変化する情勢を考慮し、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送する責任を負って無線の放送システムで報道することで、国民の生命・財産の保護に尽力するという、放送局固有の公共的役割を果たしています。 今回の「報告書(案)」において、「番組内容にも責任を持つという放送に固有の特性」という表現が盛り込まれたことは、番組内容(ソフト)にも責任を持つという放送特有の公共的役割が再確認されたものと考えます。 ○ 本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の公益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を助案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。 ただし、今後ふたたび、「公共性と減免措置の関係」について言及がなされるのであれば、その制度見直しの検討の範囲において、放送局の特性係数の問題にとどまらず、公共性を有するとして特例の恩恵を受けている他の無線システム(地方公共団体の無線システム及び義務船舶局・義務航空機局、警察・消防無線関係など)の電波利用料の在り方にも及ぶものと考えます。 よって、慎重に取り扱うべきであると考えます。</p>
29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について		<p>「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を助案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。</p>	<p>○ 鹿児島讀賣テレビならびに民放連などを中心に、民間地上放送事業者はこれまで、「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べています。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うよう放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。</p>
32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 IV 特性係数の算定方法		<p>該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。</p>	<p>本件における特性係数の在り方は制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しは既定方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。したがって「ただし以降の一文は、削除していただくか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望いたします。</p>

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	44	検討会開催状況		民放連は第4回会合でのヒアリングにおいて、民放事業者205社を代表して意見陳述の機会を得ましたが、その時間は、移動通信事業者1社あたりの時間と同じでした。民放事業者205社には、テレビ単営社・ラジオ単営社・テレビとラジオの兼営社などが存在し、それぞれ異なる事業環境を有していることを考慮すれば、この対応は不公平感を抱かせていたと考えます。 今後は関係免許人・事業者の意見を、よりきめ細かく、バランスよく聴取できる仕組みとするよう要望します。 【鹿児島讀賣テレビ】
033		第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当社は、8月16日付けで総務省に提出した「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集」の中で、AMラジオ放送の津波等災害対策を目的としたFM方式中継局設置やラジオ送信所の整備、バックアップ設備の対応等について、国庫補助、財政支援を要望いたしました。 財源の如何にかかわらず、改めて強く希望いたします。 又、電波利用料の活用については、本報告書の提言と基本理念を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。 【南海放送】
034	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	当社は先の意見募集において「電波利用料制度が電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用共益費用)を受益者である無線局の免許人等に公平に負担を求める制度として導入されたことに鑑み、電波利用共益事務の内容やその歳出規模については、抑制的にすべき」という意見を述べており、報告書(案)はこうした意見を踏まえたものと解する。引き続き歳出規模は抑制すべく検討していただきたい。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定においては、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	当社は先の意見募集において「無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要、周波数移行の促進等を勘案した料額設定においても、免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要」という意見を述べており、報告書(案)はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	当社は先の意見募集において「電波利用料制度において、電波の経済的価値の反映が電波利用の経済的合理性を促進する面があることは否定しないが、それを過度に進めることは、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムの排除に繋がりがねず、賛成できない」という意見を述べています。今後の検討に当たっては経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
		第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2(1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	当社は先の意見募集において現行の2つの特性係数は維持すべき旨の意見を述べています。こうした意見を踏まえ、報告書(案)は、「番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性」を理解し、本特性係数の放送への適用を維持する方針を示した点は妥当なものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2(1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	当社は先の意見募集において「放送の電波利用料にかかる特性係数が、放送法の定め(あまねく普及努力義務)も勘案して規定されていることは適切であり今後とも維持すべき」旨の意見を述べています。こうした意見を踏まえ、報告書(案)は携帯電話について「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことを考慮して引き続き当該特性係数の適用は不適当としており、妥当なものと考えます。 【北日本放送】
035	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方について	歳出規模について更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討する必要性がある	効率化と必要性の検証を徹底して、負担額を低減するなど歳出規模が縮小の方向となるよう検討を進めて頂き、歳入と歳出が一致するよう一層の精査を望みます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	17	第2章 電波利用共益事務のあり方 (2)電波利用共益事務のあり方	現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財源支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において、様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	AM放送の難聴対策や災害対応のためのFM波の利用についてはAM放送がFMとのサイマルを前提とするのか、将来AM放送の廃棄を可能にするのかなど、早急に制度整備を行うべきである。そして放送ネットワークの強化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機の整備などへの国の補助や税制支援を行うことは効果的であり、強化のための投資が二重投資となって中継局を設置するのであれば、その財源に電波利用料を活用することは理解出来る。ただし電波利用料の新たな使途の問題でもあり、受益と公平性にも配慮して適正性の確保の観点から検討を加えて、現在の全体の歳出規模が増えない範囲で行うよう要望する。
	19	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1. 経済的価値の適切な反映の在り方 (1)基本的な考え方	料額算定の基本的な考え方について、放送局に対して経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切との意見 次期の料額の見直しにおいても現行どおり決定することが適当である。	前回の意見募集でも放送局に対して経済的価値を過度に反映した利用料は不適切であると述べておりますが、この意見が踏まえられたものであり妥当なものと考えます。
	21	(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べ大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべき	地デジ設備投資後も機器の更新に加えて、放送設備の安全性の確保面での防災等放送維持設備への投資など、想定外の負担が増えております。改定において大幅な見直し等により、経営に与える不確定要素が加わらないように配慮して、一定水準におさめるべき措置は妥当な判断と考えます。
	22	(4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである	新たな帯域の区分を検討することは適当と判断しますが、その際に特定の帯域について経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	32	1. 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV特定係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中期的には、そのあり方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向が変る時期をとられて見直しを行っていくことに留意が必要	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」と「国民の電波利用の普及に係わる責務」の両係数を乗じている現在の算定方法は、「引き続き維持することが適当」と述べられていることは、適切な措置であり今後も維持すべきと考えます。その為、制度の安定性・継続性に配慮するのであれば算定方法の中長期的な見直しも既定方針と受け取られるような表記は避けるべきと考えます。
	33	(3)被災した無線局への電波利用料の課金の在り方	災害等が発生した場合において、被災した地域に存在する無線局の電波利用料を減免する措置が必要との意見があった	東日本大震災以外でもゲリラ豪雨など全国各地で大規模な被害が発生しており、災害で中継局が流されるなどして復旧が難しいなどの可能性はあり、こうした被災した無線局の被災状況を勘案して電波利用料の軽減を可能とする法整備を望みます。 【広島テレビ放送】
036	17	第2章 (2)電波利用共益事務費の在り方	現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について(中略)財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	FM方式の中継局設置(強化)に関しては、国民の安心・安全・国土の強化につながる整備事業であることから、多様な財源による財政支援をお願いしたい。このことにより強化の財政支援が電波利用料の歳出拡大につながらないように配慮して頂きたい。
	27	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	これらを踏まえ、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特定係数については、(中略)携帯電話等にも適用すべきである。	「生命・財産の保護に著しく寄与」することに係る特性係数について「災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、ハードに係る責務」があると思われているが、災害時になくてはならないものはコミュニティーであり、いわば情報伝達における内容そのものである。放送が放送法により義務付けられている災害時の放送内容と携帯電話等の設備の責務を並列に論じて、結果適用すべきであるとの理論は違和感を覚える。本質的に災害時の放送内容と携帯電話のハード設備の責務は、その役割が異なるものであると考えます。加えて携帯電話等が、震災時に多額の負担を負って復旧や新たな災害対策の取組を行ったとあるが、それは事業継続のための責任であり、民間放送がCMを止めて視聴者へ災害情報を提供したことと同列に論ずるべきではないと考えます。したがって、携帯電話等に当該特性係数を適用すべきでないと考えます。
	29	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	現行制度において普及義務に係る法律上の規定や普及目標において、放送と携帯電話とは、「国民の電波利用の普及に係る責務」に関し、明確な差異が存在するため、(中略)現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	報告書に記載の通り、携帯電話の場合は電気通信事業法に「マストキャリアー」が規定されておらず、普及目標についてもカバー率において放送との差は明らかであります。そのため「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数は、携帯電話に適用することは適当ではないとする意見に賛成します。 【東北放送】
037	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	今回の見直しにおいては、歳入・歳出の規模を抑制したうえで、地デジのチャンネルリバックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域がさらに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されるよう要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行2つの特性係数は維持すべき」と考えています。 国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的にはその在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しに既方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。したがって「ただし」以降の一文はそうした予断を抱かせるおそれがあるので削除するか、或いは「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
Q38	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その後の規模を検討することが必要である。	電波利用料は3年間に必要な電波利用共益事務に係る費用を無線局全体で負担する制度であるので、その歳入予算額と歳出予算額の間を一致させる必要があるとの考え方、及び共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底して、その規模を抑制的に検討するとの考え方は妥当なものと考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	3年毎の見直しにより、料額が大幅に増加する無線局への配慮として、前回改定と同様に増加額が大幅にならないように概ね20%増に抑える措置を、今回の料額の改定時にも同様に適用すべきとの考え方は、急激な増加が無線局の経営を圧迫する可能性があるため、継続して考慮すべき措置と考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	電波全体の周波数逼迫を解消するために別の周波数帯に移行する無線局に対して、移行時に電波利用料の過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当であるとしたことに賛同する。
	27 29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、 ～～～ 中略 ～～～ なお、本特性係数の適応に関しては、電波を利用して広く不特定多数の者の重要通信を扱う無線局を対象とすることが適当であり、 「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について、放送局は放送法による災害時の放送実施の義務をハードソフトの両面から責任を負い、積極的に災害報道に取り組んでいる点から、この特性係数を放送局に対して引き続き適用すべきとする考え方は妥当なものと考えます。 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数については、法的な責務を負うところで掛けていると根拠に基づき、引き続き放送局に適用することは妥当なものと考えます。
Q39	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の間を一致させる必要がある。	各年度の歳入予算額と歳出予算額の間を一致させる必要があるというは妥当であり、歳出は、その必要性、妥当性を精査し、規模を抑制すべきと考えます。

【新潟放送】

【中京テレビ放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2) 電波利用公益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難視聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められている。	ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域制を考慮しつつ、国庫補助や税制支援などを行っていただきたいと要望いたします。 ただし、電波利用料については、歳出規模の拡大につながらない配慮が必要と考えます。
	26	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	考え方(a) 放送局は放送法により災害時の放送が義務付けられており、携帯電話等と同様にハードの安全・信頼性を確保するだけでなく、ソフトについても責任を負い、(中略)その役割は携帯電話等とは本質的に異なるものであり、このような「ソフト」に責任を負うことに伴って生じる費用負担に耐えるためにも、当該特性係数は引き続き適用すべき。	これまで東日本大震災はもとより、本年度の大震災、過去の地吹雪災害など時々刻々変化する災害状況や生活情報を莫大な情報の中から正確な情報だけを選択し、リアルタイムで県民に伝達してきました。 このような公共性を持って引き続き県民の安心・安全に寄与する報道を続けるためにも特性係数の適用を要望します。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しにあたっては引き続き維持することが適当である。 ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法を引き続き維持することは妥当と考えますが、「ただし～」以降の部分は、現在の算定方法について、中長期的な見直しが既定路線であるかのような印象を与える恐れがあるため、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現とされることを要望します。
040	16	第2章 電波利用公益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の公益事務も含め、次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	今回の見直しにおいて、これまで大きな歳出比率を占めていた地上デジタル放送総合対策の低減が予想され、歳出規模も縮小に移行すると思われる、また地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少したことも踏まえると、地上テレビ放送の負担額を低減するよう要望します。
	21	第3章 1 経済的価値の適正な反映の在り方	(3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮 次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じる事は経営的に大きな問題でもあり、左記の提言は妥当と考えます。
	26	第3章 2 次期電波利用料の見直しの考え方 (1) 特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	I 「放送はソフトに責任を有する」から特性係数を適用すると主張しているのではなく、それに「伴って生ずる費用負担に耐える」ために特性係数を適用する考え方である。 II 左記IIについて放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送においては携帯電話等と違い、ソフトに責任を持ち、電波利用の普及に係る責務がある放送の特性を再確認したうえで、係数適用は適切な措置であり、これまで通り維持する方針は妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、そのあり方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が著しく変わる次期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	算定方法のあり方についての検証は必要ですが、提言において3年後の特性係数見直しが必定とも思われる様な部分については検討・修正を要望します。
041	16	第2章 電波利用公益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の公益事務も含め、次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	歳入、歳出の規模は抑制的に、かつそれぞれの総額は一致すべきであり、提言は妥当なものと考えます。

【山形放送】

【福井放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	災害時におけるラジオ放送の重要性に関してはすでに立証されていることから、災害対策および難聴対策としての送信ネットワークの強靱化のための中継局整備や予備電源、予備送信設備等のバックアップ設備の整備への財政的支援、税制支援を要望します。 しかし電波利用料の活用に際しては、抑制的な歳出規模を目指す中で拡大につながらないように配慮すべきと考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の見直しにおいては電波利用料額の想定外の増額による負担が過大にならないように配慮していただきたく、増額率を一定水準におさめる措置を引き続き適用すべき、との提言は妥当なものと考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数の適用について、放送局は設備などハードばかりではなくソフトについても責任をもつと放送固有の特性を明確にしたうえで、放送への特性係数の適用維持を示した点は妥当なものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送の特性計数について、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。とする提言は妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	放送を隈なく送り届けるために、当社では日本の総面積の22.9%を占める北海道をカバーすべく、事業性の乏しい小電力中継局も含めて多数の中継局を建設、維持しています。また、災害時にもエリア全域を対象として取材活動を行うなど、北海道民へ情報を届けるためのハード、ソフト両面の責務遂行には、当該エリア特有の事情も含まれています。このような状況下で、次期料額の見直しにあたり現在の算定方法を維持することが適当である、との提言は妥当なものと考えます。 そして、中長期的な見直しにおいても、上記のような放送局の状況が変わらない限り、「制度の安定性・継続性」を重視することを要望します。
042	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	・共益費用としての電波利用料制度の位置づけを踏まえると、各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 ・次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	電波利用料の歳入と歳出は年々増加傾向にあります。また、歳入が歳出を上回っておりアンバランスが生じています。電波利用料は免許人に一定の負担を課すものですので、各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。

【札幌テレビ放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方		<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度以降、使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的として電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。 無線通信技術の進展はめまぐるしく、その利活用についても今後とも急激な変化が続くものと考えられることから、電波利用料制度の在り方については、そのような状況に適切に対応するよう共益事務の必要性の検証や効率化について不断の見直しを行うことが必要である。 	電波利用料は免許人に一定の負担を課すものですので、電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に使途が追加・拡大とならないようにすることが重要と考えます。また、システムの高度化や新たな周波数割当等に伴う無線通信技術の利活用の変化に対して、電波利用料制度の在り方について不断の見直しを行っていくことは必要と考えます。
20	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (2)広域専用電波を利用する無線局の課金の在り方		<ul style="list-style-type: none"> 広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲しつつも、現行制度の考え方との関係を整理した上で、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金することとすべきである。 	電波利用料額検討の際には、電波利用料が共益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、免許人自らが、より周波数利用率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要と考えます。電波有効利用インセンティブを一層高める観点で、広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金することについて賛同します。なお、現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群、b群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要があると考えます。
22	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分		<ul style="list-style-type: none"> 第4世代移動通信システムを、3.4～3.6GHzにおいて導入する計画であるが、当該周波数帯は、800MHz帯や2GHz帯など幅広く携帯電話に利用されている周波数帯に比べて実現可能なセルエリアの大きさに制限があるなどの特徴があることから、周波数の区分は現行のとおりとすることが適当である。なお、UHF帯の区分を3GHzより高い周波数まで広げることが適当か否かについては、第4世代移動通信システムの運用開始後の普及状況等を踏まえつつ、次回以降の料額見直しの際に改めて検討することが適当である。 	次期電波利用料の見直しにおいて第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当と考えます。次回以降の見直しにおいて第4世代移動通信システムの普及状況等を踏まえつつ、経済的価値の在り方や新たな電波利用システムに対する料額について検討する際には以下の点に留意する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきております。そのため、前述したように、歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることとなります。新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要と考えます。 3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要と考えます。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要があると考えます。
27	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 2. 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について		<ul style="list-style-type: none"> 災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、…(中略)…非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。 	携帯電話は、すでに国民にとってなくてはならないライフラインの1つとなっており、当該特性係数を携帯電話に適用することは適当であると考えます。
32	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 2. 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法		<ul style="list-style-type: none"> 現在の算定方法については、次期料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。 	妥当な算定方法であり適当であると考えます。
35	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 (1)第4世代移動通信システム		<ul style="list-style-type: none"> 次期においては、第4世代移動通信システムが使用する周波数の一部において他のシステムの共用があることから、広域専用電波の指定の在り方(適否も含め)について検討が必要である。 その際には、a群の負担分の算定において、無線局の混雑度に応じて「3GHz以下」で区分していることが適切かどうかということも併せて検討する必要があるが、この点については、さらに検討を深めていくべきである。 	次期電波利用料の見直しにおいて第4世代移動通信システム用周波数を従来通りの扱いとすることは適当と考えます。次回以降の見直しにおいて第4世代移動通信システムの普及状況等を踏まえつつ、経済的価値の在り方や新たな電波利用システムに対する料額について検討する際には以下の点に留意する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> 電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきております。そのため、前述したように、歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。仮に、既存の料額や配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることとなります。新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要と考えます。 3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要と考えます。また、3.4～3.6GHzについては第4世代携帯電話システムと他システムとの共用もあることも、料額の設定において十分考慮する必要があると考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
36	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 (1) 携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム		・携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。その際、「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である。 ・ただし、M2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取扱いとすることを基本とすることが適当である。	M2Mシステム等が普及拡大した場合、携帯電話の無線局数は膨大になると想定されます。そのため、現行の算定式において無線局数で按分する課金を適用すると、周波数を有効に活用しているにも関わらず、膨大な利用料を負担することになりかねません。従って、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金し、電波有効利用インセンティブを一層高めることにより本課題を解決することについて賛同します。 なお、現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群相当額及びb群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要があると考えます。
39	第4章 その他 (1) 電気通信事業者の設置する免許付与の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性及び電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえたと現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である。		・電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性及び電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえたと現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である。	無線LANは既に広く普及しており、運用されている全ての無線LANの把握や運用主体の把握は困難と思われ、特定の利用者の方に電波利用料を課すことは公平性・公正性の観点からも適当ではないと考えます。従って、免許不要の無線LANに対して電波利用料の徴収は不要とすることについて賛同します。
40	第4章 その他 (2) 無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方		・「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、合わせて課題解決を行っていくことが適当である。	常時ローミング端末の料額設定に係る課題はM2M端末等への料額設定の課題と同様に、最近の携帯電話端末の利用方法の多様性が著しく拡大していることについて、電波利用料制度をどのように適合させるかという観点で解決を図る必要があると考えます。 従って、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金し、電波有効利用インセンティブを一層高めることにより本課題を解決することについて賛同します。 なお、現行制度の考え方との関係を整理する中で、a群相当額及びb群相当額において最大限の電波有効利用インセンティブが働くように、算出方法、算出根拠及び条件の妥当性について十分な検討が行われる必要があると考えます。
【NTTドコモ】				
043	16～	第2章 電波利用公益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方	次期電波利用料を検討されるにあたって、各年の歳入ならびに歳出額の関係は一致させる必要があるという意見には賛同します。また、用途に関しては公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要と謳っている箇所にも賛同いたします。(願わくは、歳出規模抑制方向での更なる細密な検討を行っていただきたい。)
	17～	第2章 電波利用公益事務の在り方	(2) 電波利用公益事務の在り方	「放送ネットワークの強化に関する検討会 中間取りまとめ」に対する意見書で、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策として財政支援を行う場合、国庫補助および税制支援での援助を要望しております。加えて電波利用料を活用するならば、上記要望でもあります歳出規模が抑制される方向での検討をお願いいたします。
	23～	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 ① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	放送への現行二つの特性係数維持という方針は妥当と考えます。しかし、携帯電話等への特性係数適用に関しては、時期尚早と思われれます。 まずありきは公共性の問題、カバー率の問題等に対する統一基準を法的あるいは制度的に整備することであり、統一基準上での検討が特性係数決定の最大の近道になると思われれます。よって、今後の電波利用料見直しに関する検討においては、将来の基準策定を論点の一つとしていただきたい。法律による規定ならびにあまねく普及基準である世帯カバー率の採用等、特性係数適用の環境整備をお願いいたします。
	31～	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	算定方法に関して、次期の料額の見直しに当たっては引き続き現状維持することが適当であるという部分には賛同致します。しかし、「ただし、...」の文面に関しては次回見直しとの関連性に疑問を感じますので削除していただきたい。
	34～	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (4) 防災行政無線の料額の在り方	一部の事業者が、公共性の高い国、地方公共団体の無線システムについて電波利用料の減免に関する見直しを要求していますが、国民の生命、財産の保護において一番失面に立つ事を考慮すれば現免除は妥当なものと考えます。
【四国放送】				
044	16	第2章 電波利用料公益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方	現行の電波利用料制度の共益費用としての位置づけを踏まえ、各年度の歳入予算額と歳出予算額の間を一致させることに賛同いたします。 また、次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することに賛同いたします。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について、国民や国・地方公共団体・防災関係機関の重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っている無線システムに適用することに賛同いたします。 山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性を勘案し、電波利用料減免措置の適用の継続及び今回の報告書を踏まえた災害対策用通信への更なる適用拡大を要望いたします。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	39	第4章 その他	(1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	電気通信事業者の設置する免許不要の無線LANの基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストの問題などを踏まえ、現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早であるとの判断に賛同いたします。 【西日本電信電話】
045	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	・ 共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底する提言は、意見募集で提出された意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ・ 地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域はさらに減少させており(平成23年7月以前から130MHzの帯域を返上)、地上テレビ放送の帯域負担割合は低減の方向で検討されるよう要望します。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	・ 放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを要望しており提言の通り、今後の検討を要望いたします。尚、本報告書案の提言を踏まえ、電波利用料の活用については、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	700MHz 帯から1.2GHz/2.3GHz 帯へ移行するFPU など周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	・ FPUなど他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を立案し、免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう措置を講じる旨の提言は、妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 IV 特性係数の算定方法	特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことが必要である。	・ 該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、「制度の安定性・継続性」に十分に配慮し重視すべきものであり、今後とも引き続き維持されるべきと考えます。 【RKB毎日放送】
046	1	はじめに	次期の電波利用料制度の見直しについて、主に以下の考え方により検討を行い、本報告書をまとめたものである。 ◇平成25年度に追加された用途の平成26年度以降の歳出増が見込まれる中、電波利用共益事務について、既存の用途の効率化等による歳出規模の抑制	当社はこれまでの意見募集においても、「厳格に査定を行い、支出を効率化し、歳出総額を抑制的にすべき」という意見を述べており、今回の報告書において、歳出を抑制し、更に電波利用料の歳出と歳入の総額を一致させる必要があるとしたことは妥当と考えます。 今後、このような基本的な考え方を踏まえて個別具体的な次期電波利用料が策定されることを要望します。
	16	第2章 (1) 歳出規模の在り方	共益費用としての電波利用料制度の位置づけを踏まえると、各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 (～中略～) 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	
	19	第3章 ① 経済的価値の適正な反映の在り方 (1) 基本的な考え方	料額算定の基本的な考え方について、放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切との意見6があった。 このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。	当社はこれまでの意見募集においても、料額設定において過度に経済的価値を反映させれば、むしろ電波の本来の役割を損ない、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがあることから、電波利用料の見直しに際しては、慎重な対応を要望してきました。 報告書はこのような意見を踏まえたものといえ、妥当と考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見	
	頁	章	該当部分		
	21	第3章 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見9があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	当社はこれまでの意見募集においても、制度や料額の変更は、経営の安定性や事業継続に大きな影響をおよぼすことから、増加分を一定の水準にとどめる仕組みを存置するよう要望しており、報告書の提言は妥当なものです。現在の電波利用料負担額の水準からすれば、20%増はかなりの急増であり、今後の次期電波利用料の具体化に際しては、極力小幅な増加に抑制されるよう要望します。	
	21～22	第3章 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分 I 3GHz以下の経済的価値の区分について	VHF帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することが適当である。 Iについては、(～中略～) VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	地上テレビジョン放送の放送波中継網では、VHFに比べUHFではその伝搬特性などからより多くの中継局設置が必要であり、UHF帯利用によるコスト負担はVHF帯利用に比べ重くなっています(即ち、UHF帯の経済的価値は低下しています)。従って、仮にVHF帯とUHF帯で区分して経済的区分を勘案する場合でも、特定の利用形態で負担増が生じないように、今後、慎重な検討がなされるよう要望します。	
	23	第3章 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数帯幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	報告書の提言は妥当と考えます。	
	25～27	第3章 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、現在、人工衛星(通信)、衛星携帯電話、テレビ、ラジオ、電波高度計について適用されている。 (中略) これら(意見)を踏まえ、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、(～中略～)携帯電話等にも適用すべきである。	当社はこれまでの意見募集においても、「特性係数はそもそも、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき、電波利用における公共性や共同利用を勘案する必要があることから導入されているもので、今後も維持することが適切」と述べてきました。今報告書において、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数、および、「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数を放送に適用することが適切な措置として判断され、今後も維持されたことは極めて妥当なものと考えます。	
	29	II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。		
	32	第3章 IV 特性係数の算定方法	特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。 ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をたどらして見直しを行っていくことに留意が必要である。	特性計数の算定方法が維持されたことは妥当と考えます。 特性計数は、当該報告書においても「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置」(29ページ)とされているように、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき導入されているものです。このような制度の根幹にかかわるものの方を在り方を検証するに際しては、予め見直しを前提とすることなく、慎重かつ十全な対応が必要と考えます。	
	047	16	第2章(1)	平成23年度以降、電波利用料財源の歳入の当初予算は毎年減少しており、平成25年度当初予算では歳入予算約741.3億円に対して歳出予算は約666.0億円となっているが、共益費用としての電波利用料制度の位置づけを踏まえると、各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	提言は妥当なものと考えます。平成22年に策定された「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」通り、継続して歳入歳出の差額が生じないよう予算策定すべきと考えます。

【読売テレビ放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
			次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	提言は妥当なものと考えます。共益事務のさらなる効率化により予算削減をはかるなど、全体の歳出額を現状より増大させないことが必要と考えます。
21	第3章1(3)		次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料額の大幅な増額は経営的に大きな負担となるため、前回改定と同様に増額率を一定の水準におさめる措置は妥当と考えます。なお、地上デジタル放送はデジタル化によって使用周波数帯域が大幅に減少しており、負担額の低減を要望します。
23	第3章1(5)		700MHz帯から1.2GHz/2.3GHz帯へ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	700MHz放送事業者用FPUの1.2GHz、2.3GHzへの移行過渡期においては、二重の電波利用料の支払いとなる可能性があり、負担額が増額する場合には過度の負担が発生しないよう措置を講じることが提言されたことは妥当と考えます。
29	第3章2(1)Ⅱ		「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送の特性係数が適切な措置であり今後も維持すべきとの提言は妥当と考えます。
32	第3章2(1)Ⅳ		特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとりえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	放送の特性係数で今後も維持すべきとある「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」と「国民の電波利用の普及に係る責務」の二つの特性係数を乗じる算定方法は、次期見直しでも維持すべきとの提言は、妥当と考えますが、将来においても現在の算定方法の維持を要望します。
				【関西テレビ放送】
048	16～18	第2章(2)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 一昨年発生した東日本大震災では、TV、電話といった情報通信インフラが大きな被害を受け、長時間情報が途絶する中において、ラジオ放送は、その被害を免れ、被災者の身近な情報入手手段として機能を発揮し、災害に強いメディアとして改めて評価されているところである。 ○ 本県は、東海地震、南海トラフ巨大地震の脅威にさらされており、情報伝達手段の確保は、大災害への備えとして基本的な事項である。そのため、ラジオ事業者は、災害対策基本法の規定に基づいて指定地方公共機関となっており、災害時には被災者の情報提供などの社会的責務を果たすことが求められている。 ○ しかしながら、中山間地域を多く抱える本県では、地形上の不利などからラジオ放送が聴取しづらい状況が一部地域であり、本県としても、県内の防災・減災や地域情報の円滑な流通の観点から、こうしたラジオ放送の難聴解消は、解決しなければならない課題であると認識している。 ○ 今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から電波利用料財源の活用についても検討が求められるとされているが、ラジオが引き続き県民生活に密着した身近な情報提供手段としての社会的役割を果たしていくため、難聴解消に向けて、電波利用料財源を活用した国費支援を要望する。
				【静岡県】
049	16	第2章(1)	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	無線局全体の負担増加を最小限に抑えるためにも、歳出規模はできるだけ抑制的であるべきだと考える。その意味で、「次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討する」と抑制的な表現で記しているのは、妥当な提言だと考える。また、地上テレビ放送が使用する周波数帯域は、リパック完了によって減少していることから、地上テレビ放送の負担額も低減するよう要望する。
	17	第2章(2)	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会に様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	先に総務省に提出した「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集に対する意見書の中で、当社は難聴・災害対策のためのFM波活用に係る中継局の整備について、国から何らかの支援を頂けるよう要望した。ラジオ放送事業の経営環境は大変に厳しく、こうした支援はラジオ放送事業者の経営強靱化のための喫緊の課題といっても良い。前の項目の意見でも記したように、電波利用料の歳出規模が拡大することは極力抑えるよう配慮しながらも、様々な財源を調整しつつ早急な支援措置が講じられるよう要望する。
	21	第3章 1(3)	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	3年ごとの見直しの度に、電波利用料の料額が想定外に増加するのは、経営上の負担となりかねない。その意味で、「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用」としているのは、妥当な提言だと評価する。ただし、増加の割合は極力抑制的であるべきだと考える。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	23	第3章 1(5)	FPUなど周波数移行の過渡期において、(中略)、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	FPU免許人の周波数移行費用について、「周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じる」とことは、妥当な提言だと評価する。
	27	第3章 2(1) I	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの・	特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性を再確認した上で、この係数を放送に適用することを維持することを示した点は妥当な提言だと評価する。ただし、災害放送や選挙放送などの放送事業者が番組内容に負う責任と負担について、通信事業者が非常時対応に負っている責任・負担と、同レベルと判断するのは適当ではないと考える。
	29	第3章 2(1) II	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」についても、放送法で定められた責務を負っている放送固有の特性を再確認した上で、この係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」と記しているのは、妥当な提言だと評価する。
	32	第3章 2(1) V	中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとりえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	電波利用料の算定方法について、「中長期的にはその在り方について検証すべきであり、(中略)、見直しを行っていくことに留意が必要である」と記しているのは、中長期的な見直しは既定方針であるかのような予断を抱かせるものであり、提言として不適当だと考える。
050	19	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1) 基本的な考え方	このような意見を踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行のとおり電波利用料減免措置の内容により決定することが適当である。	前回の意見募集で、「緊急時には採算を度外視して報道活動を行うなど国民の生命財産を守る」とともに、国民生活に必要な不可欠で公共性の高い責務や役割を果たしている基幹放送事業者に対し、経済的価値をより反映した電波利用料システムにすることは、結果として国民の生活に大きな影響が出かねないことから不適切と考える」旨の意見を述べさせていただきました。引き続き、次期の料額見直しについても、従来以上に経済的価値を反映することのないよう要望します。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任を持つという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等は、ハード(設置)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	基幹放送事業者には、災害発生時に被害軽減に役立つ放送(ソフト)を行う事が責務となっている旨を、先の意見募集で述べさせていただきましたが、今回、「番組内容(ソフト)に責任を持たねばならないという放送固有の特性」が再確認され、その費用負担のためにも放送への特性係数の適用を維持すべきという提言がなされたことは妥当であると考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	先の意見募集において、「基幹放送事業者には、放送法により、放送を国民にあまねく届ける責務があり、放送の電波利用にかかる軽減措置の特性係数を今後も継続していくことが必要」との旨の意見を述べさせていただきました。今回の報告書(案)では、国民の電波利用の普及に法的責務を負うという基幹放送事業者の特性を「適切」としたうえで、「今後も維持すべき」としているのは、妥当なものと考えます。
051	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	平成26年度以降、用途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。 (中略) また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○電波利用共益事務としての適性、無線局免許人の理解を得ながら検討すべきことが提言されており、妥当なものと考えます。 ○電波利用料の活用については、本報告書の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。

【東京放送ホールディングス】

【東海テレビ放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○電波利用料制度の継続性から、3年ごとに見直しているにもかかわらず、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となるような制度設計をすべきではないと考えます。増額率を一定の水準におさめる措置の適用は、妥当なものと考えます。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	I～IVに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ランオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勧奨すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起こすことがなく、むしろ無線局全体の逼迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほど逼迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勧奨することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勧奨することが適当である。	○現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
	39	第4章 その他 (1)電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である。	○無線LAN基地局及び他の免許不要局の電波利用料徴収の是非については、今後も検討は継続するよう提言されることを要望します。
052	16	電波利用料のあり方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	電波は有限の資源です。電波利用料の使途はこの電波を有効に活用し、国民に有益な利益を与えることを目的とするので、電波利用の目的に照らし、均衡のとれた配分での徴収がされるように希望します。歳出については電波利用料の急激な増加につながるようなことの無いように、年度の平準化と削減に努めることを希望します。
		歳出規模については、	今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を制限した上で、地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数がさらに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されることを希望します。(地上テレビ放送の使用する周波数帯域は平成23年7月の370MHzから現在240MHzへ、130MHz減少)	
	23	(5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	例えば、700MHz帯から1.2GHz/2.3GHzへ移行するFPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	周波数移行作業に当たっては、移行対象システムは運用効率を下げるができないため、現有周波数帯と新規周波数帯を一時期占有して行う作業となります。電波利用料のこの期間の軽減措置に加え、迅速な移行促進のためにも何らかの措置が必要と考えます。
29	II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	放送と携帯電話とは、「国民の電波利用の普及に係る責務」に関し、明確な差異が存在するため、(以降省略) このため、II「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勧奨された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送は同報性を持つ無線システム、受信の対象に制限がない。他の無線システムは送受一対を基本とし、ユーザは任意となります。また、地上放送は果たすハード・ソフト両面の法律上の責務を負うことから、放送と通信には差異が存在します。地上放送は放送を通じて常に国民の生命、財産の保護に寄与するべく努めています。今後も放送と通信の違いを踏まえ、地上放送における現行の2つの特性係数維持を希望します。	

【テレビ西日本】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	32	IV 特定係数の算定方法	該当するそれぞれの係数をすべて乗じている現在の算定方法については、今回の見直しに当たっては引き続き維持することが適当であるが、ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が著しく変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	地上放送は同報性を持つ無線システムであり、アナログからデジタルに変更しても、地上放送に求められる責務は何ら変わらず、長期間維持されて、安定的に継続されなければならないと考えています。したがって、論点と考え方(案)にある「ただし、」以降は、必要がないと考えます。 【テレビ愛知】
053	4	第1章 電波利用料制度の概要 3 電波利用料の料額の算定方法	電波利用料の料額の算定に当たっては、3年間に必要な電波利用共益費用を ① 電波の経済的価値の向上につながる事務(a群)に要する費用と、 ② 電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務(b群)に要する費用 に分け、前者については、各無線局が使用する電波の経済的価値(帯域幅、出力、地域等)に応じて配分し、後者については、無線局数で均等割により配分して料額を算定している。	電波利用料の料額の算定方法につきまして、a群・b群に分けることは妥当であると考えます。しかしながら、放送事業用マイクロ固定回線として使用しているa群対象の5.850～5.925GHz帯(Bバンド)と、対象外である6.425～6.570GHz帯(Cバンド)他それ以上の周波数帯では、電波の特性がほぼ同等でありその使用目的が同一であるにもかかわらず、片や数十～数百万円(地域による)、片や1万数千円と非常に大きな料金格差が生じています。このような格差が生じないよう、当該放送用Bバンドについて、a群対象から除外していただきたい。
	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、その点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	放送ネットワークの強靱化促進に向けて、山口放送でもラジオ放送の難聴解消のための中継局整備に向け、鋭意検討しているところであります。つきましては、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援を前向きに検討されることを要望いたします。 なお電波利用料の活用につきましては、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の考え方 (1) 特性係数の在り方 1 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において、携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	山口県ではこの夏、豪雨に襲われ川の氾濫などで多くの被害を受けました。山口放送ではこの事態に対し、災害情報をいち早くラジオ、テレビで伝えるとともに安心、安全情報を昼夜を問わず放送しました。現在でも復旧状況、ボランティア情報などを放送しつづけています。また現地からの中継に当たってはSNG中継車やマイクロ中継車などハード面での設備もフル活用して情報伝達に努めました。放送内容にも責任を持つという放送固有の特性を再確認し、本特性係数の放送への適用を従来通り維持する方針を示した点は妥当であると考えます 【山口放送】
054	35～37	第3章3(2)	意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げるのが適当である。 その際、(1)で述べた「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である。 ただし、M2Mシステムであっても、常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取扱いとすることを基本とすることが適当である。	報告書(案)の内容「携帯電話等を利用するスマートメーターの電波利用料を戦略的に大幅に引き下げる」は、当社を含め減額すべきとの多くの意見に配慮いただいた内容であり、賛同いたします。 スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ費用面で厳しい状況であり、現行制度のままでは、電波利用料の通信料に占める割合が3割程度と大変大きいものとなります。 スマートメーターにおける通信は、固定されたスマートメーターから少量かつ低頻度のデータ(数千バイト/月程度)を通信するものであり、広範囲に移動しながら音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話(平均数百バイト/月)と比べて、電波の利用量がかなり少ないことから、一般の携帯電話よりも大幅に軽減していただくよう要望します。 今回の電波利用料の見直しにより、費用面での負担が軽減されれば、スマートメーターの普及が促進され、エネルギーの効率利用にもつながっていくものと考えます。 【九州電力】
055	34	第3章 IV 特性係数の算定方法 (4) 防災行政無線の料額の在り方	実際の運用において防災の用途のみに用途の区別の明確なルールが策定できるかどうかといった点を踏まえると困難である。	防災行政無線のデジタル化の進捗を妨げる一因として地方公共団体の財政の問題が挙げられています。このデジタル化を促進する観点から、防災と地方行政の用途を区別することなく、防災行政を目的とした無線局をデジタル化を実施したものについては料額を全額免除とすることもインセンティブになると考えます。公平性の観点からすでにデジタル化を完了している地方公共団体についても全額免除とすべきです。デジタル化の促進が目的ですので、デジタル化の進捗状況をみて次期電波利用料制度見直し以降適切な時期に2分の1に戻すなどの措置を再検討すべきです。
	39	第4章 (1) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である。	時期尚早とありますが、これでは課金が前提と解釈できます。課金すべきでないというのが今回の報告書の結論であることから、「他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料を課金することは不適切である。」とすべきです。再検討の是非については次期検討時に検討することによいと考えます。 【モトローラ・ソリューションズ】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
056				<p>○ 東日本大震災の経験を踏まえ、行政による住民への防災・災害情報伝達手段の多重化等が進められているが、大規模災害時における長時間停電は今後も当然考慮すべきリスクであることなどから、地域の災害対応におけるラジオ放送の重要性は引き続き大きなものがある。</p> <p>○ 「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間とりまとめ」に示された災害対策・難聴対策としてのラジオ放送送信ネットワークの強靱化は重要な論点と認識しており、災害時においてもラジオ放送が十全の機能を果たせるよう、必要に応じた国の財政的支援がなされるべきであると考えます。</p> <p>○ こうした観点から、今般の電波利用料制度の見直しにおいて、制度趣旨に合致する形でラジオ放送の災害対策・難聴対策に対する財政的支援策が構築されるとすれば、地域の災害対応にとって資するところは極めて大きいことから、電波利用料負担者の理解を得ながら、その推進を図っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【宮城県】</p>
057	17	第2章 (2)	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際には、財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	<p>弊社は、先に総務省に提出した、「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集に対する意見の中で、AMラジオの難聴解消や災害への強靱化策として、FMを利用した中継局の整備に対して、国庫の補助や税制面での支援策を要望しております。</p> <p>東日本大震災でその有用性が再認識されたラジオが、その役割を今後も確実に果たすために、一刻も早い財政支援についての制度構築をお願いいたします。</p>
	21	第3章 1(3)	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	<p>3年ごとの見直しの度に、電波利用料の料額が想定外に増加するのは、経営上の負担とかなりかねないと考えます。その意味で、「増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用」としているのは、妥当な提言だと評価しております。ただし、増加の割合は極力抑制的であるべきと考えます。</p>
	27	第3章 2(1) I	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないもの。	<p>特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性を再確認した上で、この係数を放送に適用することを示した点は妥当な提言だと評価いたします。ただし、災害放送や選挙放送などの放送事業者が番組内容に負う責任と負担について、通信事業者が非常時対応に負っている責任・負担と、同レベルと判断するのは適当ではないと考えます。</p>
	29	第3章 2(1) II	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	<p>特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」についても、放送法で定められた責務を負っている放送固有の特性を再確認した上で、この係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」と記しているのは、妥当な提言だと評価いたします。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ & コミュニケーションズ】</p>
058				<p>電波利用料の使途の内、電波監視に関して意見を申し上げます。私は、アマチュア無線局を開設しています。電波法の規定では、無線局の免許人は、電波法に反する運用を認めた場合、報告義務を課せられています。日曜を除く日中、アマチュア無線の周波数145MHz帯及び433MHz帯において、呼出符号の不送出、電波の使用区分違反、仕事上の連絡に使用など特定の業種のドライバーによる法令違反の運用で溢れかえっています。これらの運用に対して電波法第80条による報告を連日行っていますが、全くと言っていいくらい改善されません。一例を申し上げますと昨年の10月に国際宇宙ステーションから放出された衛星が、使用する周波数と同一の周波数を違法に使用するグループに対して、4年前より毎日のように報告していますが、昨日まで法令違反の運用が続いていました。運用車両のナンバーまで報告しているのにどういったことなのでしょう？ 電波監視に46億円使用 少なくともアマチュアの周波数帯では、その効果を全く感じません。かつて不法CB全盛の頃、連送会社の支店には、27MHz帯の大型アンテナを付けた車両を度々見かけましたが、電波混入誤作動で押入れのストープから発火する火災などもあり総務省の行政指導、協力要請で今では、全く見かけません。今日のアマチュア無線の周波数帯でも法令違反は、特定の業種の方なのです。仕事上の発注元の大手建設会社へ現状説明と協力要請を行えば十分改善されると思いますが、いかがでしょうか？ 一部二部上場企業すべてに要請してもたいした数では、ないでしょう。今後もこの様な状況が、続くようなら電波利用料導入時の第一目的が、果たせていない訳ですから電波利用料制度そのものを廃止するべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>
059	16	電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方	<p>毎日放送は先の意見募集においても「歳入、歳出の規模を抑制的にするべき」との意見を述べており、提言は妥当なものと考えます。</p> <p>今回の見直しでは、地デジのチャンネルバックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域がさらに減少した事実について勘案され、地上テレビ放送の負担額は低減する方向で検討されることを要望します。</p>
	17		(2) 電波利用共益事務の在り方 ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられる	<p>真1「はじめに」にあるように、国民生活において電波は、公共性が高く、欠くことのできない社会インフラです。そしてラジオは阪神・淡路大震災、東日本大震災においても国民の生命と財産を守る上で極めて重要なメディアであることが強く認識されました。</p> <p>また、電波法第103条の2第4項の8にあるように、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は電波利用料の使途方針にも沿っていると考えます。</p> <p>よって、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備推進に電波利用料を活用して財政支援を行う考え方に賛同いたします。</p>
	21	次期電波利用料の見直しの考え方	料額が大幅に増加する無線局への配慮	<p>電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要で、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねません。よって提言に盛り込まれた配慮は妥当なものと考えます。</p>
			経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	<p>毎日放送は先の意見募集において「緊急時には採算を度外視して報道活動を行う」放送の無線局に対して経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切ではないと考えます」旨の意見を述べています。</p> <p>電波利用共益費用である電波利用料の性格から考えると、特定の帯域について経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。</p>

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	22		周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	毎日放送は先の意見募集において「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定は妥当。FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要」旨の意見を述べています。今回の提言はこうした意見を尊重した妥当なものと考えます。
	26		電波利用料の軽減措置の在り方 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	毎日放送は先の意見募集において「放送の電波利用料にかかる特性係数は、法定の「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法で定める「あまねく努力義務」)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法で定める災害放送義務、公職選挙法、で定める選挙放送)の2点を勘案して規定されているものであり、これは適切な措置であり、今後も維持すべきものであると考えます。」旨の意見を述べています。 こうした意見を踏まえ、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の公益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されていましたが、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。
	28		電波利用料の軽減措置の在り方 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	前項にも記載のとおり、毎日放送は先の意見募集において「放送の電波利用料にかかる特性係数は、法定の「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法で定める「あまねく努力義務」)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法で定める災害放送義務、公職選挙法、で定める選挙放送)の2点を勘案して規定されているものであり、これは適切な措置であり、今後も維持すべきものであると考えます。」旨の意見を述べています。 こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
	32		特性係数の算定方法 複数の勘案要素に該当する場合の乗算	中・長期的に見ても、技術革新などにより電波帯域全般の経済的価値が上がるような事象があっても、放送の特性を鑑みると、それにより放送事業者が享受する経済的利益があるとは考えられません。公共性・公益性を全うし、安定した放送体制を維持するという放送の責務を果たすためにも現行の特性係数の算定方法が維持され、電波利用料制度が安定的、継続的に運用されることが肝要と考えます。
060			1. 電波利用公益事務の在り方	【毎日放送】 「第2章 電波利用公益事務の在り方」(2)「電波利用公益事務の在り方」のP16に、『電波利用公益事務の在り方については、 ①「周波数ひっ迫対策等の研究開発、啓発活動の強化等、既存の電波利用公益事務を強化すべき」と記載されています。電波利用料の活用には、「周波数ひっ迫対策等の研究開発」という観点から、P17脚注に、 『欧州で第5世代移動通信システムの標準化を目指す研究開発の動きが進展しつつある中、日本でも国際競争力を確保する上で重要な研究開発を強化していくべき』 と記載されているように、今後の我が国の基盤として重要な情報通信の進展のために電波利用料を使用し、我が国の国際競争力の維持、発展のために活用することを要望します。 また、無線機器の正しい利用のための解決策は、利用者のリテラシー向上がカギになると考えます。「啓発活動の強化等」という観点から、同P17脚注に、 『周波数ひっ迫している中、ユーザーが正しく効率的に電波を使うことが出来るよう、学校教育も含めた啓発活動を強化すべき』 と記載されているように、「学校教育」の場での啓発活動は非常に重要と考えます。一方、受動的な利用者に対しては、「教育の場の提供」という観点だけでは、その情報自体を知らしめることができません。取組みの必要性を広く周知させるために、「学校教育も含めた啓発活動」に加え、露出をあげるための思い切った措置、たとえば、マスメディア等を介した情報展開による露出度のさらなるアップ等、の検討をお願いします。
			2. 新たな電波利用システムに対する料額設定	「第3章 次期電波利用料の見直しの考え方」3「新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方」(2)「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム」のP36に記載されている、『意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である』に賛同します。M2Mシステム等の減免については、インフラとしての公益性があり、さらに、日本の発展のため、成長戦略の一環として進めるべきものと考えます。
			3. 無線LANのように周波数帯を占有しない免許不要局	「第4章 その他」(1)「電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非」のP39に記載されている、『電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である』に賛同します。無線LANのように周波数帯を占有しない免許不要局は、ICT社会の確立への貢献が期待されるという点、そして、電波有効利用に貢献している観点から、電波利用料負担の検討対象とするべきではない、と考えます。
			【情報通信ネットワーク産業協会】	
061	17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2)電波利用公益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当部会は8月16日付で総務省に提出した「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割り当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集の中で、「ラジオ送信所やバックアップ設備の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、国庫補助や税制支援などを含め、適切な制度整備を行っていただきたい」と要望しています。電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながるよう配慮が必要と考えます。
				【日本テレビネットワーク協議会(NNS)ラジオ部会】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
062	36	第3章 3 新たな電波利用システム に対する料額設定の在り方 (2) 携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム	携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。	M2Mシステム等、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、車車間通信、路車間通信等を使って交通事故やCO2排出の削減を図るITSもその一つ。国民の安心・安全、新産業の創出等に資する端末、インフラの普及の観点から、報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。
	37	(3) ホワイトスペースを活用する無線システム	エリア放送などのホワイトスペースを活用する無線システムについては、優先順位の高い無線局からの混信から保護されないことや、狭小なエリアや閉空間等で主に利用されるものであること等を踏まえ、現行の料額では、エリア放送では、こういった特性を考慮して電波法の規定に基づき使用する周波数幅を1/2と見なした場合の料額を適用することとしているが、より低廉な料額となるよう検討することが適当である。	私ども自動車メーカーにおいても、電波を活用したITSシステムの研究開発、実用化に取り組んでおります。ホワイトスペースを活用した車車間通信もその一つであり、実用化されれば限りある周波数の有効活用により、更なる自動車の安全性、利便性の向上も期待できます。このような新たなシステムの普及の観点からも、利用料免除も含めて報告書記載の通り、実用化、普及を加速させる制度設計をお願いしたい。
063	16	第2章 電波利用共益事務のあり方 (1) 歳出規模のあり方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を前提として、その規模を検討することが必要である。	今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を抑制したうえで、地上デジタル放送への完全移行により地上テレビ放送が使用する周波数帯域が370MHzから240MHzに減少した事を踏まえ、地上テレビ放送の負担額は、低減の方向で検討されるよう要望します
	17	第2章 電波利用共益事務のあり方 (2) 電波利用共益事務のあり方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当社は、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間とりまとめ(案)に対し「FM中継局の設置、演奏所設備や伝送回線設備など放送設備全般に対して強靱化促進のための支援を要望しており、設備整備等に係る負担軽減、臨時災害放送局の円滑な導入や受信機普及のための自治体への支援については、国庫補助や税制支援を希望します」との意見書を総務省に提出しています。 電波利用料の活用については、本報告書の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性計数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係わる特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」する特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話にも摘要すべきである。	地上放送が果たすハード(設備)・ソフト(番組)の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべきと考えます。 報告書案では、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送特有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への摘要をこれまでどおり維持する方針を示した点は妥当なものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性計数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係わる責任」に係わる特性係数について	「国民の電波利用の普及に係わる責任」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係わる責任等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	地上放送が果たすハード(設備)・ソフト(番組)の法的責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべきと考えます。 国民の電波利用の普及(ハード)に法的責任を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数への摘要を「国民への電波利用の普及に係わる責任等」を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである」とした点は、妥当なものと考えます。
064	16	第2章 電波利用共益事務の在り方	(1) 歳出規模の在り方	「次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。」について賛成します。予算策定の際には、これらが実行されていることについて、免許人や広く国民に対して示されるよう希望します。
		(2) 電波利用共益事務の在り方	「平成26年度以降、使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接的な目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。」について賛成します。新たに、電波利用料の活用可能性について検討する場合には、無線局全体の受益につながるか否か等、電波利用共益事務の性格に照らし合わせて、利用料を負担する免許人の意見等を踏まえた議論の場を設けるべきと考えます。	
	20	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方 (2) 広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方	「電波有効利用インセンティブを一層高める観点から、広域専用電波を使用する携帯電話等の無線局については、a群とb群に分けて算定する現在の方法は踏襲しつつも、現行制度の考え方との関係を整理した上で、無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金することとすべきである。」について賛成します。相当数の無線局を開設する免許人にとっては、一定の利用料負担で多数の無線局を開設することとなり、電波有効利用の促進や負担の公平性に繋がるものと考えます。 周波数に応じた課金の具体化においては、できる限りシンプルな電波利用料額設定とし、徴収側と支払側の双方にとって電波利用料に係る事務軽減につながるよう検討して頂くことを希望します。また、b群における帯域あたりの料額設定については、その算出の考え方を公表して頂くことを希望します。

【トヨタ自動車】

【山陰放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方	1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	a群における周波数帯域の経済的価値について、現行の3GHz帯を境にした区分を継続することについて賛成します。今後、経済的価値の区分の在り方について見直しをする際には、その料額の在り方等を含め十分な議論が必要であると考えます。
	24		2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきであるとしていることに賛成します。「国民の電波利用の普及に係る責務」の携帯電話への適用については、「あまねく普及努力義務」が法的に課されていないものの、携帯電話サービスが国民生活に広く普及している現状を考慮し、引き続き検討して頂きたいと考えます。また、電波利用料の負担のバランスや受益と負担の公平性についても、継続的な検討が必要であると考えます。
065	17	第2章 電波利用料の軽減措置の在り方 (2)電波利用料の軽減措置の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当社は「総務省V-Low帯、及び強靱化に関する意見募集*」においてAMラジオ放送の都市型難聴対策、地理的・地形的難聴対策、津波等災害対策を目的としたFM方式中継局設置に関して地上デジタルテレビジョン放送への移行の際と同様の各種支援措置を財源の如何にかかわらず要望しております。 (*「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集)
	19	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1)基本的な考え方	このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行通り電波利用料の軽減措置の内容により決定することが適当である。	当社は、先の意見募集等において「電波の経済的利用価値の反映を過度に進めることに賛成できない」旨の意見を提出しており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、妥当なものと考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	今後、周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を検討するとしても、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。電波の経済的価値の反映を迫るあまり、高い収益性を上げる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ることになると考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数帯幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	放送事業者は、3.9世代移動体通信システムの早期導入を可能とするため、700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯の周波数移行に向けた技術検討等を進めております。提言は、こうした状況を踏まえた措置であると理解致します。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置 (1)特性係数の在り方	近年の技術革新等に伴い、携帯電話、衛星電話、放送などの様々な無線システムの利用範囲が急速に拡大していること等を踏まえ、特性係数を適用する要件が、現状あるいは今後の技術開発や電波の利用環境等の動向に照らして適切かどうか、改めて検討することが求められている。	パブリックコメント、ヒアリング等で提出された意見にあるように、無線システムとしての放送の在り方が他の無線システムとは大きく異なることを示しています。これらの特性の違いをしっかりと認識したうえで、特性係数の在り方を検討されるよう望みます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	放送の特性係数は、今後も維持すべきとされたことに賛同します。
066	16	第2章 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底することが必要です。	「歳入、歳出それぞれの総額は一致させる必要がある。」との提言は、妥当なものと考えられます。 「次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底することが必要です。」との提言は、妥当なものと考えられます。

【KDDI】

【中国放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
21	第3章 1	次期電波利用料の見直しの考え方 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増加率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増加率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	先の意見募集において「3年毎の見直しは、大変重要で、料額の大増が生じることは、経営上の大問題となりかねない」旨の意見を述べており、「前回改定と同様に適用すべきである」との提言は、妥当なものと考えられます。
22	第3章 1	次期電波利用料の見直しの考え方 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用料制度設計に、特定の帯域の経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
23	第3章 1	次期電波利用料の見直しの考え方 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過度期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過度期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	周波数移行は、電波の効率的な利用を推進するためのものであり、「周波数移行の過度期における電波利用料額の過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講ずることが適当である」との提言は、妥当なものと考えられます。
24	第3章 2	次期電波利用料の見直しの考え方 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	1～4Iに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。 (中略)放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻射を起すことがなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群のあり方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほどひっ迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勘案することが適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものでありデジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすこととなることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勘案することが適当である。	現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	特性係数「国民の生命財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:政見放送)および「国民の電波利用普及に係る責務」(放送法:あまねく努力義務)の両方が、これまで通り放送に適用される方針となったことは、妥当なものとして評価されます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	特性係数の在り方は、制度設計の根幹にかかり、慎重に取り扱うべき事項だと思います。中長期的な見直しがあたかも既定方針であるかのような印象をあたえる恐れがあり、「ただし」以降の一文は、削除するか、「制度の安定性・継続性」を、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
		その他		特性係数「国民の生命財産の保護に著しく寄与」が携帯電話に適切とする意見が多かったと記載されました。この軽減措置による電波利用料総額の減少を補填するために、他の電波利用者の負担額が増加することがないように慎重な運用を求めます。 そもそも、電波利用料は、制度開始以来ほぼ増額の一途で、今年度は歳出に対し歳入が75億円も上回っています。 歳入、歳出の規模を抑制したうえで、放送波をデジタル化にあたって、SFNを構築するなど周波数の有効利用を図り、チャンネルリパックを実施することでさらに周波数帯域を減らさせた地上デジタル放送について、負担額軽減の検討を要望します。 【熊本県民テレビ】
067	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を抑制し、さらに地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域が減少しているため、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討をお願いします。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への財政支援をおこなう際に、電波利用料を活用する場合は、本報告書の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないように配慮をお願いします。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を定めた水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべきであり、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと思います。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線、システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮した提言は、妥当なものと思います。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 1 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと思います。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 II 「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと思います。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検討すべきであり、制度の安定性・継続性に分配し、技術動向等が変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である。	特性係数の在り方は、制度設計の根幹にかかわるので、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しが既定方針であるかのような判断を抱かせないような表現に修正をお願いします。 【西日本放送】
068	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	福島テレビは先の意見募集において、「電波利用料が年々増額となっていることから、歳入と歳出は一致するように設計すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
			次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	福島テレビは先の意見募集において、「できるだけ支出は抑制すべきである」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 電波利用料の見直しに当たっては、歳入、歳出の規模を抑制したうえで、地デジのチャンネルリパックの完了により地上デジタル放送が使用する周波数帯域が従来の370MHzから現在は240MHzに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されるように要望します。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討する事が求められる。	電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないように配慮が必要と考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 I 経済的価値の適正な反映の在り方 (3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。 このような意見を踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素とならねないため、慎重に検討すべきである。提言は妥当なものと考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 I 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。
	23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 I 経済的価値の適正な反映の在り方 (5)周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数帯域が一時的に増加する事があるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定は妥当。FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮を要望する。提言は妥当なものと考えます。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に特有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っている事を踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき、と考えます。番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあるものの公共性があります。公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。公共性と減免措置の関係については考え方(c)に注記されたとおり、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱われるべきものと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき、と考えます。国民の電波利用の普及(ハード)に法的責任を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数をすべて乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をとりて見直しを行っていくことに留意が必要である。	本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直し規定方針であるかのような予断を抱かせるべきではないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
	069	17	第2章 (2)電波利用共益事務の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。

【福島テレビ】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	29	第3章 2(1)特性係数の在り方	このため、Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務)の2点を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきという意見は妥当であると考えます。 【CBCラジオ】
070	19	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集」において、当社では、ラジオ送信所や予備機器などの整備に対する国庫補助や税制支援などを要望している所です。 一方、電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要だと考えます。 【ラジオ福島】
071	17	第2章電波利用共益事務の在り方(2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○民放連が8月8日付で総務省に提出した「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集」に対する意見の中で、「放送ネットワークの強靱化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備への国庫補助や税制支援などを行っていただきたい」との要望について、当社も意見を同じくするとともに、本件電波利用料の活用については、本報告書案の提言を踏まえ、歳出規模の拡大を招かぬよう配慮が必要と考えます。
	21	第3章次期電波利用料の見直しの考え方1経済的価値の適正な反映の在り方(3)料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○当社は先の意見募集において「国民の安心・安全を確保するための放送継続にむけた基幹メディアとしての責務を果たし、テレビの公共性、視聴者保護の観点から、防災対策を含めたデジタル放送システムの維持、コンテンツの充実に努めており、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要」旨の意見を述べております。平成24年度の当社の電波利用料の支払い額は約2300万円で、アナログ周波数帯域を10%以上開放したテレビ放送局の料額は減額されることが望ましく、増額は回避されるべきであると考えます。
	27	第3章次期電波利用料の見直しの考え方2電波利用料の軽減措置の在り方(1)特性係数の在り方Ⅰ「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ○本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあるものの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることが適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(C)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	29	第3章次期電波利用料の見直しの考え方2電波利用料の軽減措置の在り方(1)特性係数の在り方II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	○当社は先の意見募集において「無線局の特性に応じて適用される軽減係数(特性係数)は、今後も維持されるべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針が示された点は、妥当なものと考えます。
	32	第3章次期電波利用料の見直しの考え方2電波利用料の軽減措置の在り方(1)特性係数の在り方IV特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変化する時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○当社は先の意見募集において「電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要」との意見を述べており、本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであると考えとともに、中長期的には見直しをすることが既定方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
072	17 18	第2章 (1) (2)	<p>(1) 歳出規模の在り方 次期においては、これまでのデジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでもと同規模程度見込まれ、また、平成25年度に新たに追加された使途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる中、次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。</p> <p>(2) 電波利用共益事務の在り方 平成26年度以降、使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。</p> <p>(中略)</p> <p>また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。</p> <p>なお、無線通信技術の進展はめまぐるしく、その利活用についても今後とも急激な変化が続くものと考えられることから、電波利用料制度の在り方については、そのような状況に適切に対応するよう共益事務の必要性の検証や効率化について不断の見直しを行うことが必要である。</p>	<p>次期における電波利用共益事務の在り方について、</p> <p>① 次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要</p> <p>② 電波利用料制度の在り方については、そのような状況に適切に対応するよう共益事務の必要性の検証や効率化について不断の見直しを行うことが必要</p> <p>③ 使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要とする考え方に賛同します。</p> <p>一方、上記①、②に示された電波利用料使途の必要性の検証や効率化について、現在の取組内容やその実効性が国民および無線局免許人全体に広く知られていない状況にあると考えられることから、一層の透明性を確保するため、公開の場で第三者による検証を実施することが望ましいと考えます。</p> <p>また、電波利用料の新たな使途の候補として、「ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策」が示されたところですが、上記③の考え方を踏まえ、公開の場で議論を尽くした上で結論を得ることが必要と考えます。</p>

【北海道文化放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
36 37	3 (2)	第3章	意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。 その際、1(2)で述べた「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である。 ただし、M2Mシステムであっても常時映像を伝送する場合もありえることや携帯電話端末との区分の明確なルールを策定することは困難であるといった点から、包括免許の携帯電話等の端末については、端末種別によらず同一の取扱いとすることを基本とすることが適当である。	携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどに対する料額設定の在り方について、「戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当」とする考え方に賛同します。 M2Mシステムは、 ・新たな社会インフラとして普及・発展が期待されている ・一般に知られているセンサー系M2Mシステムの通信特性(低い通信頻度、小さいデータ転送量等)を踏まえると、周波数を占有する時間が小さくなる可能性があることから、電波利用料の負担を引き下げることが望ましいと考えます。
39	(1)	第4章	電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早である。	「電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、他の免許不要局との公平性や電気通信事業者間の公平性の観点、さらには料額に対する徴収コストなどを踏まえると現状においては電波利用料の課金を検討することは時期尚早」とする考え方に賛同します。 電気通信事業者の設置する無線LAN基地局のみに対して、電波利用料を徴収することとなれば、次の点が懸念されます。 ・無線LAN基地局(免許不要局)を設置する者によって、負担に差異が生じることとなれば、公平性が損なわれる ・新たな産業・ビジネス創出の減少やICT活用が後退し、利用者利益が損なわれる ・電気通信事業者間で得られる受益に格差がある※ため、事業者間の受益と負担のアンバランスが一層大きくなり、受益の小さい事業者の撤退を助長する恐れがある(※携帯電話事業者(上位3社グループ)は、携帯電話等の無線システムに流すべきトラフィックをオフロードすることにより、設備投資を大幅に削減でき、大きな受益を得ている一方、その他の事業者は、同様の受益を得られないため、両者に格差がある。)そのため、上記のような懸念が完全に払しょくされない限り、今後も電波利用料の課金を検討すべきではないと考えます。
32 20	2(2) 1(2)	第3章	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (2)新規参入事業者への軽減の在り方 受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (2)広域専用電波を使用する無線局の課金の在り方 一方で、無線局数に応じた課金は、局数が増加すればその分負担が増加するため、無線局数の少ない新規参入時には、負担が少なくなるとも言える。このため、周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟している分野に適しているといった考えも示されたことに留意するべきである。	新規参入事業者の電波利用料の負担の在り方について、すべての事業者の負担額を一律としても、その負担額が大きいほど、規模の小さい新規参入事業者にとっては相対的に負担が重くなることから、この負担が参入障壁とならないよう、一定の配慮が必要と考えます。 そのため、報告書(案)に示されている ・周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟している分野に適しているといった考えも示されたことに留意するべき ・課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべき とする考え方に賛同します。 また、昨今の電波利用をとりまく環境変化を踏まえると、M2Mシステムに対して戦略的な措置を講ずることと同様に、利用者利益の増大(ICT活用や市場競争の促進)や電波有効利用の推進の観点から、新たな事業者の参入を促す措置の必要性について検討を深めるべきと考えます。
073	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	歳入・歳出の規模は抑制的とすべき、との意見があった。次期においては、これまでの地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれ、また、平成25年度に新たに追加された使途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる中、次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	(要旨) 電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列举し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はすべきではない。 また、新たな使途(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備)追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。 電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列举し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はせず、これを尊重するべきであると考えます。 電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が初めて示されました。座長から「インターネットラジオ等の代替手段があるため今後公に議論する」とされ、多数の構成員からも同趣旨の要望が出たように、次期電波利用料への使途追加は拙速であり、その追加の可否について電波利用料に関わる検討会で今後十分議論し、次回以降の検討とすべきであると考えます。

【ケイ・オプティコム】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
17	2	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これを踏まえて今後、検討することが求められる。	(要旨) ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。 電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が示されましたが、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 ラジオの国内出荷台数は減少傾向にあり、放送ネットワークの強靱化に関する検討会資料によると平成12年度は約2,200万台でしたが、平成23年度は半数の約1,200万台となっており、減少の一途であると考えます。 一方、パソコンやスマートフォンで同じコンテンツが視聴出来るインターネットラジオ(IPサイマル放送)のユーザーは1,300万人を超え普及しており、また、視聴可能なエリアも増加し、今後ますます市場が拡大することが考えられます。 インターネットラジオは、ラジオで流れた楽曲を購入可能な機能等新たな広告ビジネスやインターネットを活用したサービスの充実が図られています。また、国際的にも欧米・アジア諸国等多数の国で既にインターネットラジオが導入されています。 従って、ラジオ放送は、受信機普及やユーザー利便、国際動向の観点からもインターネットラジオを難聴対策に活用し、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 この150億円を「ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策」に使用する余裕があるのであれば、移動体通信(携帯電話・BWA)のエリア整備に充当するべきであると考えます。特に災害時のエリア整備を考慮すると、災害対策用基地局の蓄電池等に使途を開くことも検討するべきであると考えます。
19	3	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1) 基本的な考え方	料額算定の基本的な考え方について、放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切との意見があった。このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。	(要旨) 電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではない。 また、地上テレビジョン放送事業者は携帯電話事業者と同様に周波数幅に応じたMHz単位の電波利用料を支払うべきである。 電波利用料は、使途の追加・歳出規模の拡大や特性係数の見直し等により免許人の負担が増加することがありますが、公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではないと考えます。 これまで携帯電話事業者は、経済的価値が反映された帯域の利用料を支払ってきており、放送帯域と比較すると不公平な負担に対応してきました。地上テレビジョン放送事業者のみの負担となる訳ではないため、周波数有効利用のためにも地上テレビジョン放送事業者は使用帯域幅に応じて負担するべきであると考えます。すなわち、地上テレビジョン放送事業者は空中線電力単位ではなく携帯電話事業者と同様に周波数幅に応じたMHz単位の電波利用料を支払うべきであると考えます。
21	3	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	(要旨) 電波利用料制度は3年に1度見直しが重要であり、前例(料額の概ね20%増に抑える措置)を固定化するべきではない。 今回特性係数は新たな適用が見込まれていますが、システムの役割等の状況に応じて電波利用料制度を3年に1度見直しが重要であると考えます。 料額の改定は前回検討会の場で決められたのではなく、事務局が決めた数値であり、明確に根拠が示されていないものです。今後の改定を考慮すると、この料額の改定は検討会の場で明確にした上で進めることが望ましいと考えます。 特に、料額を概ね20%増に抑える措置は、具体的な根拠が示されておらず、この前例を元に今回の改定でも20%増以内に固定化し、既成事実化するべきではないと考えます。 地上テレビジョン放送事業者の割当て周波数幅は大きいので、この料額の概ね20%増に抑える措置を適用した場合、他の免許人の支払額に大きな影響を与えることが予想されます。放送事業者等特定の事業者のみ前例を元に優遇するべきではないと考えます。
21	3	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分 1 3GHz以下の経済的価値の区分について	同じ3GHz以下であっても、(ア)周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF帯の帯域の需要が高まっている、(イ)VHF帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ)都市ノイズに弱い、といった点において、VHF帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することが適当である。 (中略) VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。 また、これに関連して、今後、UHF帯の中でも例えば携帯電話用の周波数で通称「プラチナバンド」と呼ばれる1GHz以下の周波数帯は経済的価値が高いと考えられることから、3GHz以下の区分の細分化を検討する場合には、1GHz以下と1～3GHzに分けることも考えられるとの意見もあった。	(要旨) VHF帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、3GHz以下は108MHzで区分するべきであると考えます。 V-Highマルチメディア放送は既に携帯電話端末へアンテナを搭載済みであり、加入者数も100万人を超える等市場は拡大傾向にあります。 VHF帯の経済的価値が低下しているとは言えないため、今回の見直しで新たに3GHz帯以下をVHF帯とUHF帯に区分せず、VHF帯の経済的価値はアンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、VHF帯を同一扱いとするのではなく、108MHzで区分するべきであると考えます。 従って、経済的価値を考慮するのであれば、108MHz帯より低い周波数に限って電波利用料に差を設けることが適当と考えます。 周波数の経済的価値が高い755～765MHzで利用開始予定であるITSは、車載が原則であり、アンテナの特性等を考えると本来は利用の目処がたないVHF-Low帯での利用が望ましく、本格的な利用が始まる前にこの帯域へ移行するべきであると考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、公益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要がある。	(要旨) デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と公平性担保のため、慎重に検討するべきである。国・地方公共団体に対して使用帯幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。 デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、同じ無線局でも、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と未導入の免許人の間で、公平性が担保されないと考えられるため、慎重に検討するべきであると考えます。 本来電波利用料を支払っていれば、負担額を少なくするインセンティブが働きますが、国・地方公共団体は減免されているためこのインセンティブが働かず、占有帯幅が多いままとなっていると考えます。これを解消するためには、使用帯幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながると思います。
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方		「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	(要旨) 携帯電話は国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきである。 携帯電話事業者は、東日本大震災等を踏まえてハード(設備)以外にも災害対策を強化し、緊急速報メール(緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報等)や防災アプリ、災害用伝言板等のサービスも充実させております。 このように携帯電話は国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきであると考えます。
28	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方		考え方(a) 放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべき。(携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注:カバー率の値や算出方法の違い(携帯電話では人口カバー率を、放送では世帯カバー率を用いている))ことを考慮し、特性係数を適用することは適当ではない。)	(要旨) 地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。 また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。 地上テレビジョン放送は、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線を経由して受信する方法がありますが、全世帯約5,000万世帯のうち半数である約2,470万世帯がケーブルテレビの加入世帯(※1)であり、電波を直接受信しているのは約2,300万世帯(※2 推計値)とされています。 地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきであると考えます。 また、ラジオ放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数1/2が現在適用されていますが、世帯カバー率は中波(AMラジオ)放送が約95%、超短波(FMラジオ)放送が約89%(※3)とされ100%ではないことから、この特性係数を適用するべきではないと考えます。 ※1 総務省「ケーブルテレビの現状」(平成25年6月) ※2 総務省「完全デジタル化最終行動計画(資料編)」(平成23年1月24日) ※3 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会(第7回)」検討に当たった参考資料(平成20年2月4日)
31	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 IV 特性係数の算定方法		考え方(b) 複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法を見直し、軽減係数に一定の上限を設けることにより公平性を確保すべき。 (中略) 特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。 ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	(要旨) 複数の勘案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。 特性係数は複数の勘案要素がありますが、この係数の適用は1/2までとする等一定の上限を設けることにより電波の有効利用の公平性を確保し、中長期的ではなく今回見直しを行うべきであると考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
32	2	電波利用料の軽減措置の在り方 (2)新規参入事業者への軽減の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、広域専用電波を使用する新規参入事業者に対する軽減措置は存在しないが、この点について、</p> <p>① 新規参入事業者に対し、電波利用料の軽減措置を導入すべき ② 広域専用電波の電波利用料を月単位又は分割にて納付することも可能とするべき—との意見があった。</p> <p>受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。</p>	<p>(要旨) 同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。</p> <p>周波数は国民共有の財産であり、この周波数を使用する以上は経済的価値に見合った負担をする大原則を徹底する必要があると考えます。</p> <p>従って、同じ周波数帯を使用するのであれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ないと考えます。</p>
34	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (4)防災行政無線の料額の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、防災行政無線は、防災用の他、地方行政一般に使用されるため、電波利用料額は2分の1としている。防災行政無線のうち同報系については、デジタル化等に併い双方向機能を有する子局を導入すると、子局の無線局についても電波利用料に負担が生じ、電波利用料の負担が大きく増加することが懸念されている。また、防災行政無線の電波利用料は、全額免除するべきとの意見もあった。</p> <p>実際の運用において防災の用途のみに使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、防災のみの用途と防災及び地方行政両方の用途の区別の明確なルールが策定できるかどうかといった点等を踏まえると困難である。</p> <p>一方、防災行政無線のうち同報系については、双方向機能を有する子局を導入すると、現行の料額を適用すれば電波利用料の負担が大きく増加することとなるため、電波利用料の負担がこのような機能の導入を阻害することのないよう適切に措置することが必要であると考えられる。なお、現時点で総務省が保有する免許情報では、同報系の防災行政無線の親局と子局の区別はしていない。</p>	<p>(要旨) 防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。</p> <p>防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきであると考えます。</p> <p>弊社はこの施策に関わる意見書においても提案しましたが、そもそもこの種の災害対策用の無線設備は地方公共団体単位ではなく、全国規模で行うことが効率的であり、事業主体も地方公共団体ではなく民間企業での実施を要望してきた経緯があります。民間であれば電波利用料を支払うことは当然であり、この種の事業も民間に委託し、地方公共団体へMVNOを行うことにより運営可能と考えます。従って、財政力のない地方公共団体に1/2の補助による設備投資を促しても、その後の運営費を賄うことは極めて困難であり、これを助けるために更に電波利用料を減額する等の処置はとるべきではないと考えます。</p>	

【ソフトバンクモバイル・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクBB】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
074	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	歳入・歳出の規模は抑制的とすべき、との意見があった。次期においては、これまでの地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれ、また、平成25年度に新たに追加された用途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる中、次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	(要旨) 電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はするべきではない。 また、新たな使途(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備)追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。 電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はせず、これを尊重するべきであると考えます。 電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が初めて示されました。座長から「インターネットラジオ等の代替手段があるため今後公に議論する」とされ、多数の構成員からも同趣旨の要望が出たように、次期電波利用料への使途追加は拙速であり、その追加の可否について電波利用料に関わる検討会で今後十分議論し、次回以降の検討とするべきであると考えます。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	(要旨) ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。 電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が示されましたが、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 ラジオの国内出荷台数は減少傾向にあり、放送ネットワークの強靱化に関する検討会資料によると平成12年度は約2,200万台でしたが、平成23年度は半数の約1,200万台となっており、減少の一途であると考えます。 一方、パソコンやスマートフォンで同じコンテンツが視聴出来るインターネットラジオ(IPサイマル放送)のユーザーは1,300万人を超え普及しており、また、視聴可能なエリアも増加し、今後ますます市場が拡大することが考えられます。 インターネットラジオは、ラジオで流れた楽曲を購入可能な機能等新たな広告ビジネスやインターネットを活用したサービスの充実が図られています。また、国際的にも欧米・アジア諸国等多数の国で既にインターネットラジオが導入されています。 従って、ラジオ放送は、受信機普及やユーザー利便、国際動向の観点からもインターネットラジオを難聴対策に活用し、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 この150億円を「ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策」に使用する余裕があるのであれば、移動体通信(携帯電話・BWA)のエリア整備に充当するべきであると考えます。特に災害時のエリア整備を考慮すると、災害対策用基地局の蓄電池等に使途を開くことも検討するべきであると考えます。
	19	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1) 基本的な考え方	料額算定の基本的な考え方について、放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切との意見があった。 このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。	(要旨) 電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではない。 また、地上テレビジョン放送事業者は携帯電話事業者と同様に周波数幅に応じたMHz単位の電波利用料を支払うべきである。 電波利用料は、使途の追加・歳出規模の拡大や特性係数の見直し等により免許人の負担が増加することがありますが、公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではないと考えます。 これまで携帯電話事業者は、経済的価値が反映された帯域の利用料を支払ってきており、放送帯域と比較すると不公平な負担に対応してきました。地上テレビジョン放送事業者のみの負担となる訳ではないため、周波数有効利用のためにも地上テレビジョン放送事業者は使用帯域幅に応じて負担すべきであると考えます。すなわち、地上テレビジョン放送事業者は空中線電力単位ではなく携帯電話事業者と同様に周波数幅に応じたMHz単位の電波利用料を支払うべきであると考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。 これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。 このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	(要旨) 電波利用料制度は3年に1度見直すことが重要であり、前例(料額の概ね20%増に抑える措置)を固定化するべきではない。 今回特性係数は新たな適用が見込まれていますが、システムの役割等の状況に応じて電波利用料制度を3年に1度見直すことが重要であると考えます。 料額の改定は前回検討会の場で決められたのではなく、事務局が決めた数値であり、明確に根拠が示されていないものです。今後の改定を考慮すると、この料額の改定は検討会の場で明確にした上で進めることが望ましいと考えます。 特に、料額を概ね20%増に抑える措置は、具体的な根拠が示されておらず、この前例を元に今回の改定でも20%増以内に固定化し、既成事実化するべきではないと考えます。 地上テレビジョン放送事業者の割当て周波数幅は大きいため、この料額の概ね20%増に抑える措置を適用した場合、他の免許人の支払額に大きな影響を与えることが予想されます。放送事業者等特定の事業者のみ前例を元に優遇するべきではないと考えます。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分 I 3GHz以下の経済的価値の区分について	同じ3GHz以下であっても、(ア)周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF帯の帯域の需要が高まっている、(イ)VHF帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ)都市ノイズに弱い、といった点において、VHF帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することが適当である。 (中略) VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。 また、これに関連して、今後、UHF帯の中でも例えば携帯電話用の周波数で通称「プラチナバンド」と呼ばれる1GHz以下の周波数帯は経済的価値が高いと考えられることから、3GHz以下の区分の細分化を検討する場合には、1GHz以下と1～3GHzに分けることも考えられるとの意見もあった。	(要旨) VHF帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、3GHz以下は108MHzで区分するべきであると考えます。 V-Highマルチメディア放送は既に携帯電話端末へアンテナを搭載済みであり、加入者数も100万人を超える等市場は拡大傾向にあります。 VHF帯の経済的価値が低下しているとは言えないため、今回の見直しで新たに3GHz帯以下をVHF帯とUHF帯に区分せず、VHF帯の経済的価値はアンテナの仕様等を考慮すると108MHzの上下で大きな差があるため、VHF帯を同一扱いとするのではなく、108MHzで区分するべきであると考えます。 従って、経済的価値を考慮するのであれば、108MHz帯より低い周波数に限って電波利用料に差を設けることが適当と考えます。 周波数の経済的価値が高い755～765MHzで利用開始予定であるITSIは、車載が原則であり、アンテナの特性等を考えると本来は利用の目処がたないVHF-Low帯での利用が望ましく、本格的な利用が始まる前にこの帯域へ移行するべきであると考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、公益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要がある。	(要旨) デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と公平性担保のため、慎重に検討するべきである。国・地方公共団体に対して使用帯幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。 デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、同じ無線局でも、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と未導入の免許人の間で、公平性が担保されないと考えられるため、慎重に検討するべきであると考えます。 本来電波利用料を支払っていれば、負担額を少なくするインセンティブが働きますが、国・地方公共団体は減免されているためこのインセンティブが働かず、占有帯幅が多いままとなっていると考えます。これを解消するためには、使用帯幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながると思えます。
28	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方		考え方(a) 放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべき。(携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注:カバー率の値や算出方法の違い(携帯電話では人口カバー率を、放送では世帯カバー率を用いている))などを考慮し、特性係数を適用することは適当ではない。)	(要旨) 地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。 地上テレビジョン放送は、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線を経由して受信する方法がありますが、全世帯約5,000万世帯のうち半数である約2,470万世帯がケーブルテレビの加入世帯(※1)であり、電波を直接受信しているのは約2,300万世帯(※2 推計値)とされています。地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきであると考えます。また、ラジオ放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数1/2が現在適用されていますが、世帯カバー率は中波(AMラジオ)放送が約95%、超短波(FMラジオ)放送が約89%(※3)とされ100%ではないことから、この特性係数を適用するべきではないと考えます。 ※1 総務省「ケーブルテレビの現状」(平成25年6月) ※2 総務省「完全デジタル化最終行動計画(資料編)」(平成23年1月24日) ※3 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会(第7回)」検討に当たった参考資料(平成20年2月4日)
31	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法		考え方(b) 複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法を見直し、軽減係数に一定の上限を設けることにより公平性を確保すべき。 (中略) 特性係数の算定方法については、複数の勘案要素に該当する場合、例えば、 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ というように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	(要旨) 複数の勘案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。 特性係数は複数の勘案要素がありますが、この係数の適用は1/2までとする等一定の上限を設けることにより電波の有効利用の公平性を確保し、中長期的ではなく今回見直しを行うべきであると考えます。
32	2 電波利用料の軽減措置の在り方 (2) 新規参入事業者への軽減の在り方		現行の電波利用料制度では、広域専用電波を使用する新規参入事業者に対しての軽減措置は存在しないが、この点について、 ① 新規参入事業者に対し、電波利用料の軽減措置を導入すべき ② 広域専用電波の電波利用料を月単位又は分割にて納付することも可能とするべき との意見があった。 受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。	(要旨) 同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。 周波数は国民共有の財産であり、この周波数を使用する以上は経済的価値に見合った負担をする大原則を徹底する必要があると考えます。 従って、同じ周波数帯を使用するのであれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ないと思えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	34	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (4) 防災行政無線の料額の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、防災行政無線は、防災用の他、地方行政一般に使用されるため、電波利用料額は2分の1としている。防災行政無線のうち同報系については、デジタル化等に併じ双方向機能を有する子局を導入すると、子局の無線局についても電波利用料に負担が生じ、電波利用料の負担が大きく増加することが懸念されている。また、防災行政無線の電波利用料は、全額免除するべきとの意見もあった。</p> <p>実際の運用において防災の用途のみに使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、防災のみの用途と防災及び地方行政両方の用途の区別の明確なルールが策定できるかどうかといった点等を踏まえると困難である。</p> <p>一方、防災行政無線のうち同報系については、双方向機能を有する子局を導入すると、現行の料額を適用すれば電波利用料の負担が大きく増加することとなるため、電波利用料の負担がこのような機能の導入を阻害することのないよう適切に措置することが必要であると考えられる。なお、現時点で総務省が保有する免許情報では、同報系の防災行政無線の親局と子局の区別はしていない。</p>	<p>(要旨) 防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。</p> <p>防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきであると考えます。</p> <p>そもそもこの種の災害対策用の無線設備は地方公共団体単位ではなく、全国規模で行うことが効率的であり、事業主体も地方公共団体ではなく民間企業での実施を要望してきた経緯があります。民間であれば電波利用料を支払うことは当然であり、この種の事業も民間に委託し、地方公共団体へMVNOを行うことにより運営可能と考えます。従って、財政力のない地方公共団体に1/2の補助による設備投資を促しても、その後の運営費を賄うことは極めて困難であり、これを助けるために更に電波利用料を減額する等の処置はとるべきではないと考えます。</p>
				【Wireless City Planning】
075	39	第4章 その他 (1)	「電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非」の項目全体に対して	<p>電気通信事業者の設置する、免許不要の無線LAN基地局は、主に公衆無線LANとして、身近なネット接続手段としての利便性が社会的に認知されてきております。</p> <p>災害時には安否確認等の通信手段の一つにもなり、今後とも公的な場所や多くの方々が利用される場所での整備促進や電波利用料徴収を行わない等、引き続きの支援をお願いします。</p>
				【エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム】
076	17	第2章 電波利用 共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	<p>本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。</p>	<p>放送ネットワークの強靱化を促進するため、中波放送のFM中継局設置やFM放送親局の諸元変更、バックアップ設備等の整備への財政支援に、電波利用料を活用していただきたいと思えます。</p>
				【FM802】
077	16	第2章 (1) 歳出規模の在り方	<p>次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。</p>	<p>これらの方針は、弊社の今4月提出意見『予算規模は縮減に努め、歳入全てが電波利用共益事務の歳出に充てられると同時に歳出の効率化を図るべき』を踏まえた妥当なものと考えます。</p> <p>・各使途を見直す際には、方針で示されたように電波利用料の負担者全体の真の共益費用としての内容に限定して使途実績を精査することに加え、歳出規模を現在より抑制することが肝要であると考えます。</p>
	17	第2章 (2) 電波利用共益事務の在り方	<p>平成26年度以降、使途の見直しの検討を行う場合にあっては、無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用共益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要である。</p>	
	21	第3章 1(3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	<p>次期の料額が現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。</p>	<p>・激変緩和については、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は、無線局免許人の事業継続のための重要な要素と考えます。3年毎の制度改定に伴う大幅な料額増加は経営上の不確定要素となりかねない、ということをご考慮し前回改定と同様な経過措置の適用は必須と考えます。</p>

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
29		第3章 2(1)特性係数の在り方	放送の特性係数は、法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務等)を動案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	<p>・放送事業に対する特性係数は、「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法/あまねく努力義務)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法/災害放送義務)の2点を動案された適切な措置であるため、今後も継続すべきという意見は妥当なものと考えます。</p> <p>・放送における放送法の規定と携帯電話における電気通信事業法の規定の違いを適切に判断し、「法的責任を負うか否かにより、特性係数の適用を峻別する」考え方は妥当と考えます。</p>
			一方、携帯電話については「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	
				【中部日本放送】
078	16	第2章 電波利用共益事務の在り方(1) 歳出規模の在り方	歳入・歳出の規模は抑制的とすべき、との意見があった。次期においては、これまでの地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が引き続きこれまでと同規模程度見込まれ、また、平成25年度に新たに追加された用途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる中、次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	<p>(要旨) 電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はするべきではない。 また、新たな使途(ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備)追加は拙速であり、その追加可否について今後検討会で十分議論するべきである。</p> <p>電波利用料の使途は、これまでも十分な議論をもって電波法に限定列挙し定義等を決めてきた経緯があるため、今後も解釈等による拡大はせず、これを尊重するべきであると考えます。 電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が初めて示されました。座長から「インターネットラジオ等の代替手段があるため今後公に議論する」とされ、多数の構成員からも同趣旨の要望が出たように、次期電波利用料への使途追加は拙速であり、その追加の可否についても電波利用料に関わる検討会で今後十分議論し、次々回以降の検討とするべきであると考えます。</p>
17		第2章 電波利用共益事務の在り方(2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これを踏まえて今後、検討することが求められる。	<p>(要旨) ラジオ放送の難聴対策は、多数の国で導入されているインターネットラジオで実現し、難聴対策に係る中継局等の費用(150億円見込み)に電波利用料を充当するべきではない。</p> <p>電波利用料の見直しに関する検討会第9回(平成25年7月26日)において、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局等の費用(150億円見込み)を、電波利用料財源から充当する案が示されましたが、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 ラジオの国内出荷台数は減少傾向にあり、放送ネットワークの強靱化に関する検討会資料によると平成12年度は約2,200万台でしたが、平成23年度は半数の約1,200万台となっており、減少の一途であると考えます。 一方、パソコンやスマートフォンで同じコンテンツが視聴出来るインターネットラジオ(IPサイマル放送)のユーザーは1,300万人を超え普及しており、また、視聴可能なエリアも増加し、今後ますます市場が拡大することが考えられます。 インターネットラジオは、ラジオで流れた楽曲を購入可能な機能等新たな広告ビジネスやインターネットを活用したサービスの充実が図られています。また、国際的にも欧米・アジア諸国等多数の国で既にインターネットラジオが導入されています。 従って、ラジオ放送は、受信機普及やユーザー利便、国際動向の観点からもインターネットラジオを難聴対策に活用し、ラジオ放送の中継局整備等に電波利用料を充当するべきではないと考えます。 この150億円を「ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策」に使用する余裕があるのであれば、携帯電話等のエリア整備に充当するべきであると考えます。特に災害時のエリア整備を考慮すると、災害対策用基地局の蓄電池等に使途を開くことも検討するべきであると考えます。</p>
19		第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (1) 基本的な考え方	料額算定の基本的な考え方について、放送局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切との意見があった。このような意見も踏まえて、a群の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用共益事務の内容により決定することが適当である。	<p>(要旨) 電波利用料の公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではない。 また、地上テレビジョン放送事業者は携帯電話等事業者同様に周波数幅に応じたMHz単位の電波利用料を支払うべきである。</p> <p>電波利用料は、使途の追加・歳出規模の拡大や特性係数の見直し等により免許人の負担が増加することがありますが、公正な見直しで過度な負担になるのであれば、電波利用料歳出額を抑え、これ以上使途を増やすべきではないと考えます。 これまで携帯電話等事業者は、経済的価値が反映された帯域の利用料を支払ってきており、放送帯域と比較すると不公平な負担に対応してきました。地上テレビジョン放送事業者のみの負担となる訳ではないため、周波数有効利用のためにも地上テレビジョン放送事業者は使用帯域幅に応じて負担するべきであると考えます。</p>

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方(4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分 1 3 GHz 以下の経済的価値の区分について		同じ3 GHz 以下であっても、(ア)周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF 帯の帯域の需要が高まっている、(イ) VHF 帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ)都市ノイズに弱い、といった点において、VHF 帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3GHz以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することが適当である。 (中略) VHF 帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3 GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することについて今後検討すべきである。 また、これに関連して、今後、UHF帯の中でも例えば携帯電話用の周波数で通称「プラチナバンド」と呼ばれる1GHz 以下の周波数帯は経済的価値が高いと考えられることから、3GHz 以下の区分の細分化を検討する場合には、1GHz 以下と1～3GHz に分けることも考えられるとの意見もあった。	(要旨) VHF 帯の経済的価値は、アンテナの仕様等を考慮すると108MHz の上下で大きな差があるため、3GHz 以下は108MHz で区分するべきであると考えます。 V-High マルチメディア放送は既に携帯電話端末へアンテナを搭載済みであり、加入者数も100 万人を超える等市場は拡大傾向にあります。 VHF 帯の経済的価値が低下しているとは言えないため、今回の見直しで新たに3GHz 帯以下をVHF帯とUHF 帯に区分せず、VHF 帯の経済的価値はアンテナの仕様等を考慮すると108MHz の上下で大きな差があるため、VHF 帯を同一扱いとすることはなく、108MHz で区分するべきであると考えます。 従って、経済的価値を考慮するのであれば、108MHz 帯より低い周波数に限って電波利用料に差を設けることが適当と考えます。 周波数の経済的価値が高い755～765MHz で利用開始予定であるITS は、車載が原則であり、アンテナの特性等を考えると本来は利用の目処がたないVHF-Low 帯での利用が望ましく、本格的な利用が始まる前にこの帯域へ移行するべきであると考えます。
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方		デジタル化のインセンティブとなるような料額の設定については、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、その必要性について慎重に検討する必要がある。	(要旨) デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人との公平性担保のため、慎重に検討するべきである。国・地方公共団体に対して使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながる。 デジタル化のインセンティブとなるような料額設定は、同じ無線局でも、既に自助努力でデジタル導入済みの免許人と未導入の免許人の間で、公平性が担保されないと考えられるため、慎重に検討するべきであると考えます。 本来電波利用料を支払ってれば、負担額を少なくするインセンティブが働きますが、国・地方公共団体は減免されているためこのインセンティブが働かず、占有帯域幅が多いままとなっていると考えます。これを解消するためには、使用帯域幅に応じた料額を設定することが、デジタル化の推進につながると思えます。
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方		「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	(要旨) 携帯電話等は国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話等事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきである。 携帯電話等事業者は、東日本大震災等を踏まえてハード(設備)以外にも災害対策を強化し、緊急速報メール(緊急地震速報、津波警報、災害・避難情報等)や防災アプリ、災害用伝言板等のサービスも充実させております。また、弊社のPHSにおいては、東日本大震災の際、災害に強い通信手段として評価され、イエアンプなど、災害対策用の商品、ソリューションを提供しています。 このように携帯電話やPHSは国民のライフラインとして公共性を有しているため、携帯電話等事業者に「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数(1/2)を適用するべきであると考えます。
28	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方		考え方(a) 放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべき。(携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注：カバー率の値や算出方法の違い(携帯電話では人口カバー率を、放送では世帯カバー率を用いている))ことを考慮し、特性係数を適用することは適当ではない。)	(要旨) 地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきである。 また、ラジオ放送事業者に対して世帯カバー率を考慮し特性係数の見直しを検討するべきである。 地上テレビジョン放送は、電波を直接受信する方法とケーブルテレビ等の有線を経由して受信する方法がありますが、全世帯約5,000万世帯のうち半数である約2,470 万世帯がケーブルテレビの加入世帯(※1)であり、電波を直接受信しているのは約2,300 万世帯(※2推計値)とされています。 地上テレビジョン放送事業者は、電波によるカバー率を公開するべきであり、それを元に「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数の適用可否を検討するべきであると考えます。 また、ラジオ放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」の特性係数1/2 が現在適用されていますが、世帯カバー率は中波(AMラジオ)放送が約95%、超短波(FM ラジオ)放送が約89%(※3)とされ100%ではないことから、この特性係数を適用するべきではないと考えます。 ※1 総務省「ケーブルテレビの現状」(平成25 年6 月) ※2 総務省「完全デジタル化最終行動計画(資料編)」(平成23 年1 月24 日) ※3 総務省「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会(第7回)」検討に当たった参考資料(平成20 年2 月4 日)
31	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法		考え方(a) 特性係数は各種無線システムの電波の利用形態(例：専用型か共用型か)や公共性などについて、勘案要素ごとに適否を検討しているものであることから、該当する係数を全て乗じる現行の算定方法は適当である。	(要旨) 特性係数として、利用制限がかかっているものや、共用である周波数帯域については、物理的に制限がかかるため公共性と別次元の問題であり、考え方(a)に合致するものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
			<p>考え方(b) 複数の助案要素に該当する場合、例えば、$1/2 \times 1/2 = 1/4$のように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法を見直し、軽減係数に一定の上限を設けることにより公平性を確保すべき。 (中略) 特性係数の算定方法については、複数の助案要素に該当する場合、例えば、$1/2 \times 1/2 = 1/4$のように、該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。 ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分に配慮し、技術動向等が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。</p>	<p>(要旨) 複数の助案要素による特性係数は、電波の有効利用の公平性を確保するため、中長期的ではなく今回見直しを行うべきである。 特性係数は複数の助案要素がありますが、この係数の適用は$1/2$までとする等一定の上限を設けることにより電波の有効利用の公平性を確保することには、賛成ですが、物理的な制限(利用制限がかかっているものや、共用)があるものについては、実際に利用に制限がかかっているため上限の対象とはせず整理すべきであり、中長期的ではなく今回見直しを行うべきであると考えます。</p>
32	2	電波利用料の軽減措置の在り方 (2)新規参入事業者への軽減の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、広域専用電波を使用する新規参入事業者に対しての軽減措置は存在しないが、この点について、 ① 新規参入事業者に対し、電波利用料の軽減措置を導入すべき ② 広域専用電波の電波利用料を月単位又は分割にて納付することも可能とするべきとの意見があった。 受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。 しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。</p>	<p>(要旨) 同じ周波数帯であれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ない。 周波数は国民共有の財産であり、この周波数を使用する以上は経済的価値に見合った負担をする大原則を徹底する必要があると考えます。 従って、同じ周波数帯を使用するのであれば経済的価値も同じであり、新規・既存事業者に関わらず公平な負担が望ましいことから、新規参入事業者に対する支払額軽減措置は特段必要ないと考えます。</p>
34	第3章	次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (4)防災行政無線の料額の在り方	<p>現行の電波利用料制度では、防災行政無線は、防災用の他、地方行政一般に使用されるため、電波利用料額は2分の1としている。</p>	<p>(要旨) 防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきである。 防災行政無線のうち同報系については、デジタル化等に伴い双方向機能を有する子局を導入すると、子局の無線局についても電波利用料に負担が生じ、電波利用料の負担が大きく増加することが懸念されている。また、防災行政無線の電波利用料は、全額免除すべきとの意見もあった。実際の運用において防災の用途のみで使用されている防災行政無線について、電波利用料の全額免除の対象とすることについては、防災のみの用途と防災及び地方行政両方の用途の区別の明確なルールが策定できるかどうかといった点等を踏まえると困難である。 一方、防災行政無線のうち同報系については、双方向機能を有する子局を導入すると、現行の料額を適用すれば電波利用料の負担が大きく増加することとなるため、電波利用料の負担がこのような機能の導入を阻害することのないよう適切に措置することが必要であると考えられる。なお、現時点で総務省が保有する免許情報では、同報系の防災行政無線の親局と子局の区別はしていない。 防災行政無線は、共益費用における無線局間の負担の公平性を踏まえて、電波利用料を全額免除するのではなく、全額支払うべきであると考えます。 そもそもこの種の災害対策用の無線設備は地方公共団体単位ではなく、全国規模で行うことが効率的であり、事業主体も地方公共団体ではなく民間企業での実施を要望してきた経緯があります。民間であれば電波利用料を支払うことは当然であり、この種の事業も民間に委託し、地方公共団体へMVNOを行うことにより運営可能と考えます。 従って、財政力のない地方公共団体に$1/2$の補助による設備投資を促しても、その後の運営費を賄うことは極めて困難であり、これを助けるために更に電波利用料を減額する等の処置はとるべきではないと考えます。</p>
079	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	<p>「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。</p>	<p>地上放送が果たすハード・ソフト両方の法律上の責務に鑑み、番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまで通り維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。</p>

【ウィルコム】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	国民の電波利用の普及に係る責務について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。	地上放送が果たすハード・ソフト両方の法律上の責務に鑑み、国民の電波利用の普及(ハード)に法的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は妥当なものと考えます。
				北海道は国土の22%の面積を占めます。この広大なエリアに放送を届けるため156局の中継局を整備し、住民の重要なライフラインとして維持・運用しています。デジタル放送完全移行は、更にその有用性を高めています。電波利用料の見直しにあたっては、このような地域固有の事情にも留意していただきますようお願い致します。 【北海道テレビ放送】
080	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底する事を前提として、その規模を検討することが必要である。	○今回の提言は妥当なものと考えます。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2)電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の視聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用する事も考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討する事が求められる。	○放送局として「放送ネットワークの強靱化を促進するため、国庫補助や税制支援などを行っていただきたい」と要望していますが、電波利用料の活用については歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えます。
	22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4)経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	○周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。電波利用料額に差をつけても周波数逼迫の解決策にはならず、電波利用料を周波数の有効利用方法の開発やあらたな周波数の開拓に活用して、解決すべきと考えます。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	I～IVに関係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も、具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が聴取しても輻輳を起こすことがなく、むしろ無線局全体の逼迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a郡の在り方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほど逼迫が強まる特性を有する移動体通信システム等とは異なるものとして、その特性を勘案する事が適当である。 (中略) 放送は、一の放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすことになることから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勘案する事が適当である。	○現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 I 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取り組みを行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ○「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(C)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しにあたっては引き続き維持する事が適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術的動向が変わる時期をとらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しが既定方針であるかのような予断を抱かせるべきではないと考え、「ただし」以降の文は削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、強調した適切な表現に修正するように要望します。
081	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき」旨の意見を述べております。提言はこうした意見を踏まえており妥当なものと考えます。
			次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「歳入、歳出の規模を抑制のすべき」旨の意見を述べております。提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ○今回の見直しにおいては、歳入、歳出規模を抑制したうえで、地上デジタル放送のチャンネルリパックの完了により地上デジタル放送が使用する周波数帯域が130MHz減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減方向で検討されますよう要望します。
	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強化に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、現在ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備推進方策について検討が行われている。その際に財政支援をう場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されるところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められている。	○民放連が8月8日付けで総務省に提出した「V-Low マルチメディア放送及びネットワークの強化に係る周波数割当て・制度整備に関する基本的方針(案)に対する意見募集」に対する意見の中で、「放送ネットワーク強化に対する意見の中で、「放送ネットワーク強化を促進するため、FM中継局やバックアップ設備等の整備へ国庫補助や税制支援などを行っていただき」と要望しています。 ○電波利用料の活用については、本報告書案提言を踏まえ、歳出規模の拡大につながらないよう配慮が必要と考えますが、行政当局から示されたとしても当社として拒否するものではありません。
21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続料額の増率を一定の水準に留める当仕組みすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期料額が大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素なりかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べております。提言はこうした意見を踏まえ妥当なものと考えます。	
22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討するべきである。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「電波の経済的価値の反映を過度に進めることは賛成できない」旨の意見を述べております。周波数の逼迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。	
23	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (5) 周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、システムが使用する周波数帯幅が一時的に増加することがあるが、この増加分も含めてa群の負担が算出された場合、移行する無線システムにとって過度な負担となる可能性がある。このため、周波数の再編を円滑化する観点から過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	○民放連が先の意見募集等において「多用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定は妥当。FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならない配慮を要望する」旨の意見を述べております。一時的であっても過度の負担は避けるべきであり、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。	

【山梨放送】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方	I～IVに關係する意見の他、以下のような意見があった。 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。 (中略) 放送は、同時にどれだけ多くの視聴者が視聴しても輻輳を起すことなく、むしろ無線局全体のひっ迫の緩和に貢献する特性を有する無線システムであることから、a群の在り方の検討においては、スマートフォン等によるアクセスが増えるほどひっ迫が強まる無線システムと異なるものとして、その特性を勘案することが適当である。 (中略) 放送は、一つの放送方式(規格)が長期にわたって維持されるという信頼の上に、多くのメーカーや国民視聴者が、受信機やアンテナを製造し、又は購入するものであり、デジタル圧縮技術の進展等に伴う頻繁な規格変更は、電波の有効利用には資するとしても、多くの国民視聴者に影響を及ぼすことになるから、そもそもa群の制度趣旨になじみにくい無線システムとして、その特性を勘案することが適当である。	○現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってはなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任を持つという放送に固有の特性はないものの、携帯電話はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用するべきである。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。災害時には採算を度外視して率先して報道番組を継続する等、こうした番組内容(ソフト)に責任を持つという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ○本件に関して「電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。公共性と減免措置の考え方(c)に注記されたとおり、警察無線・消防無線等の減免措置にも同様に、慎重に取り扱うべきものと考えます。
29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法・あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	○民放連と多くの民放連加盟社が先の意見募集等において「地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき」旨の意見を述べております。こうした意見を踏まえ、国民の電波利用の普及(ハード)に法律的責務を負うという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用を「適切な措置であり、今後も維持すべき」とした点は、妥当なものと考えます。
32	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証第3章次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数についてであり、制度の安定性・維持性に十分配慮し、技術的動向等が変わる時期をとりえて見直しを行うっていくことに留意が必要である。	○電波利用料制度の継続性・安定性は極めて重要であります。本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきで中長期的な見直しは既定方針であるかのような判断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の一文は、そうした判断を抱かせる恐れがあるので削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。

【テレビ新潟放送網】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
082	17	第2章 電波利用共益事務の在り方 (2) 電波利用共益事務の在り方	年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用本料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	当社は、「V-Lowマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」に対する意見募集に対する意見の中で、AMラジオ放送の災害対策、難聴対策としてのFM波を利用した中継局整備に対し、国庫補助、税制上の特別措置等、国による財政支援を要望しております。 そしてその支援に関しましては、適正な策が講じられることを希望します。
	29	第3章 2(1)Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務」(放送法：あまねく努力義務等)を勘案された適切な処置であり、今後も維持すべきである。	放送法に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務」を負う放送固有の特性を再確認し、特性係数の放送への適用を「今後も維持すべき」としたことは、妥当であると考えます。 【文化放送】
083	16	第2章 電波利用共益事務の在り方 (1) 歳出規模の在り方	・各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 ・次期の歳出規模については、その他の共益事務も含め、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	・当社は先の意見募集において「歳入、歳出の規模を抑制的にすべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。 ・今回の見直しにおいては、歳入、歳出の規模を抑制したうえで、地デジのチャンネルリパックの完了により地上テレビ放送が使用する周波数帯域がさらに減少したことを踏まえ、地上テレビ放送の負担額は低減の方向で検討されるよう要望します。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、電波利用料額が改定の前後で大幅に増額となる場合、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。これについては、引き続き料額の増額率を一定の水準に留める等の仕組みにすべきとの意見があった。このような意見も踏まえ、次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	当社は先の意見募集において「電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべき」旨の意見を述べており、提言はこうした意見を踏まえた妥当なものと考えます。
	24	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方	特性係数については様々な立場から様々な意見が出ているところであり、近年の技術革新等に伴い、携帯電話、衛星通信、放送などの様々な無線システムの利用範囲が急速に拡大していることを踏まえ、特性係数を適用する要件が、現状あるいは今後の技術開発や電波の利用環境等の動向に照らして適切かどうか、改めて検討することが求められている。	現行の2つの特性係数に加え、これらの放送固有の特性は、無線システムとしての放送の在り方が携帯電話と大きく異なることを示しています。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要ですので、これらの特性をしっかりと認識したうえで、今後も放送と通信の違いを踏まえて電波利用料制度を検討されるよう要望します。
22	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 1 経済的価値の適正な反映の在り方 (4) 経済的価値を勘案する周波数帯域の区分	3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	周波数のひっ迫状況を勘案して新たな帯域の区分を今後検討するとしても、電波利用共益費用たる電波利用料の性格に照らし、特定の帯域において経済的価値を過度に反映すべきではないと考えます。	
27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 1 「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の抜く重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	・地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべきであります。番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。 ・本件に関して「無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本的性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講じることは適切ではない。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」旨の考え方(c)が例示されたものの、審議の結果、これを採らないとした結論は妥当なものと考えます。公共性と減免措置の関係については考え方(c)に注記されたとおり、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して、慎重に取り扱うべきものと考えます。	

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの 考え方 2 電波利用料の軽減措置 の在り方 (1)特性係数の在り方 II「国民の電波利用の普及 に係る責務」に係る特性係数 について	「国民の電波利用の普及に係る責 務」について放送の特性係数は、 法律に定められた「国民への電波 利用の普及に係る責務等」(放送 法、あまねく努力義務等)を勘案さ れた適切な措置であり、今後も維 持すべきである。一方、携帯電話 については、「あまねく普及努力義 務」が電気通信事業法に規定がな いことや、人口カバー率ベースで は概ね100%のエリアを展開してい るが、特定基地局開設指針におけ る普及目標について放送と差があ ること等を考慮し、現時点におい ては引き続き携帯電話には当該特 性係数を適用することは適当では ない。	地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの特性係数は維持すべき であります。番組内容(ソフト)にも責任をもつという放送固有の特性を再確認したうえで、本特性係数 の放送への適用をこれまでどおり維持する方針を示した点は、妥当なものと考えます。
	32	第3章 次期電波利用料の見直しの 考え方 2 電波利用料の軽減措置 の在り方 (1)特性係数の在り方 IV 特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗 じている現在の算定方法について は、次期の料額の見直しに当たっ ては引き続き維持することが適当 である。ただし、中長期的には、そ の在り方について検証すべきであ り、制度の安定性・継続性に十分 配慮し、技術動向等が変わる時期 をとらえて見直しを行っていくこ とに留意が必要である。	本件は特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわり、慎重に取り扱うべきであります。中 長期的な見直しが既定方針であるかのような予断を抱かせるべきでないと考えます。「ただし」以降の 一文は、そうした予断を抱かせるおそれがあるので、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視す ることを、より強調した適切な表現に修正するよう要望します。
084	16	第2章 電波利用共益事務の在り方	地デジ対策の国庫債務負担行為 による歳出がこれまでと同規模程 度見込まれ、平成25年度に新たに 追加された用途についても平成26年 度以降歳出増が見込まれる中、次 期の歳出規模については、その他 の共益事務も含め、次期に実施す る共益事務の更なる効率化や必 要性の検証を徹底することを前提 として、その規模を検討することが 必要である。	次期の歳出規模について、次期に実施する共益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底するこ とを前提として、その規模を検討することについて賛同いたします。また、地デジ対策の国庫債務負 担行為による歳出がこれまでと同規模程度見込まれると同時に、平成25年度に新たに追加された使 途についても平成26年度以降歳出増が見込まれる、とされておりますが、既存の用途についても、必 要性を厳正に見直しをいただくことを要望いたします。
	21	第3章 次期電波利用料の見直しの 考え方	次期の料額が、現行の料額と比べ て大幅に増額となる場合は、増額 率を一定の水準におさめる措置を 前回改定と同様に適用すべきであ る。	次期の料額の決定に際しては、まず現行の料額と比べて負担増とならないよう、共益事務ならびに使 途の徹底的な効率化を検討・推進していただくことを望みます。そのうえでなお、負担額が増額と なる無線システムが発生した場合には、無線システムの提供者・利用者双方に多大な影響を及ぼす ことを避けるために、増額率を一定の水準におさめる措置を適用することにつき、賛同いたします。
	38	第4章 その他	その他、電波利用料制度に課する 検討課題として、以下の項目につ いて検討を行った。(中略) ②無線システムのグローバルな使 用の進展を考慮した料額の在り方	無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方について、携帯電話端末の海 外で使用される場合のみならず、例えば「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局についても、本邦内に 居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、外国間通信に使用されている局がありま す。 今後グローバル市場での衛星回線需要増に伴い、外国間通信に使用する帯域はますます増えていく ことが予測されており、無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定の在り方につ いて、今後の国際競争力を損なわないよう、広く検討いただくことを要望いたします。
	25	第2章 次期電波利用料の見直しの 考え方 2.電波利用料の軽減措置の 在り方 (1)特性係数の在り方 I「国民の生命・財産の保護 に著しく寄与」に係る特性係 数について	「国民の生命・財産の保護に著しく 寄与」に係る特性係数については 、現在、人工衛星(通信)、衛星 携帯電話、テレビ、ラジオ、電波高 度計について適用されている。	人工衛星(通信)への特性係数については、東日本大震災などの大規模災害発生時には、衛星シス テムはその耐災害性・柔軟性などの特徴を活かして確実な通信手段を提供しており、復興過程にお いても国民の生命、身体、安全及び財産の保護に著しく寄与しているという実態をふまえて、引き続 き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望 いたします。
38	第4章 その他 注29	他の検討課題として以下のような 意見もあった。・期間の途中で無線 局を廃局した場合には、残期間に 相当する電波利用料を還付する制 度の導入を希望する。	現行制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局 しても支払った電波利用料は還付されません。 特に人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無 線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度や、同一軌道・同一周波数 を使用する衛星への更改の場合には、旧衛星の電波利用残期間分を新衛星に充当する制度の導入 を要望いたします。	

【長崎国際テレビ】

【スカパーJSAT】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
085	17	第2章 電波利用料共益事務の在り方	(11行目) また、本年7月の「放送ネットワークの強化に関する検討会 中間とりまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	アナログ方式のラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方針についての検討に関する言及があります。財政支援の可能性についても触れられております。旧来のアナログ方式を継続するにあたって、難聴解消のために中継局を整備する場合には、同じ地域の世帯に対し異なる周波数を使用して、重ねて同じソフトを配信することを排除するべきことは、電波の有効利用の観点からは当然のことです。特に音声放送用の周波数が逼迫している東京や大阪のような大都市においては、大災害発生時の臨時災害FMの周波数を確保しなければならないことも十分に勘案すべきであり、都市型難聴の解消のために新たにFM方式の中継局を開設するにあたっては、必要最小限の出力にすることが国民の安心安全の確保のためには重要です。一方、中波放送の都市難聴の範囲が広大で、東京や大阪での都市部では中波放送を聴くことができないという実態について、当該放送を担っている中波事業者自身が主張するという深刻な事態です。このため、当該中継局の電力を検討する前提として「中波放送が大都市中心部で聴くことができている」という実態を、まずは急ぎ明らかにすべきです。この電波の適正な利用に関する調査に電波利用料が活用されることを期待します。上記調査を踏まえたうえで、中波放送に限らず、等しく超短波放送も、難聴解消のために必要な整備の検討がなされるべきであり、必要最低限の範囲で中継局を整備していくことに対する財政支援が期待されることとします。それが実現した際には、中波放送局と超短波放送局を公平に扱うことを厳にお願いするものです。また今後制度整備が進むことが想定されるV-Lowマルチメディア放送については、最新のデジタル放送方式で電波を有効に利用できる利点のみならず、自治体が公共コモンズやJアラート情報を一斉通報で速報することも具体的に検討されており、国民の安心安全の確保という観点からも、中波放送や超短波放送と等しく扱われることを希望します。具体的には、民間単独で整備するのが困難な難視聴が発生する地方においては、当該地方自治体が送信設備を整備する措置などに財政的支援をしていただくことにより、地域間格差を解消することを検討していただきたい。
	21	第3章 1(3) 料額が大幅に増加する無線局への配慮	次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増加率を一定の基準におさめる措置を前回同様に適用すべきである。	電波利用料の大幅な増額に対し増額率を一定の水準におさめる措置を適用すべきとの意見に賛同いたします。これまでの改定においても同様の措置がありましたが、ラジオ放送の料額は常に上限程度の増加率となり料額が高騰しております。上限増加率の低減措置を希望いたします。
	22	第3章1(4) 経済的価値を勘案する周波数の区分	3GHz以下の区分をVHF帯とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	UHFはVHFに比べ、アンテナが小型化できる、都市雑音の影響が少ないなど、モバイルデバイスに有利な特性を兼ね備えています。方やVHFは放送のみならず安心安全のための通信ネットワークなど、国民の生活を守る特定用途に用いられております。これらの点を踏まえ、VHF帯、UHF帯の区分について今後検討することを要望いたします。
	27 29	第3章2(1) 特性係数の在り方	「国民の生命、財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」についての放送の特性係数	ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担う役割を考慮すると、今後も維持すべきと考えます。
	31	第3章2(1) Ⅲ V-High マルチメディア放送に係る特性係数の取り扱い	V-High マルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、(中略)跡地利用による特別な受益と、公共性等の特性とは何ら関係がないことから、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムが、公共性等の特性を有する場合は、当該特性係数を適用することが適当である。	地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきであり、今回の報告書(案)に賛同いたします。
32	第3章2(2) 新規参入事業者への軽減の在り方	広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内での広域専用電波の課金などの在り方について検討すべきである。	新しい放送サービスの実施については、電波の有効利用および国民への利便性の供与、安心安全な国民生活に資するサービス、という観点より常に促進されるべきであり、従って、新しい放送サービスに対する料額設定において、従来の放送サービスと相違した設定をすることなく、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべきと考えます。	
【エフエム東京】				
086	16	第2章 電波利用共益事務の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額との関係は一致させる必要がある	平成25年度の電波利用料を予算ベースでみると歳入:741億円に対して歳出:666億円となっていて75億円もの乖離があります。このような乖離が生じないよう歳出は限りなく抑制的な方向で一致させるべきだと考えます。
	27	第3章次期電波利用料の見直しの考え方	「国民の生命財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数に関しては...	テレビ局は災害発生に際して取材によって収集した情報を速やかに地域住民に提供する責務を負っています。今回の電波利用料の見直しについてその役割を十分に認識されたものとして妥当なものと考えます。とりわけ被災地となった岩手県のローカルテレビ局である弊社は2011年3月の東日本大震災に際して地域情報の提供に動きました。今後も地域情報の提供と安定した電波確保のため特性係数を守って頂くよう要望します。
	44	検討会開催状況		民放連は第4回会合で実施されたヒアリングにおいて、民放事業者205社を代表して意見を述べましたがその時間は、移動通信事業者1社当たりの時間と同じ10分でした。民放事業者の中にはテレビ単営社・ラジオ単営社・テレビとラジオの兼営社などが存在しそれぞれ異なる立場で営業しています。そのことを勘案すればこの対応は不公平感を抱かせるものです。今後は関係免許人・事業者の意見をよりきめ細かく取り上げる仕組みとするよう要望します。
【テレビ岩手】				

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
087	16	歳出規模の在り方	各年度の歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。 歳出規模については、共益事務の更なる効率化や、必要性の検証を徹底することを前提として検討することが必要である。	○電波利用料が共益費であるという性質上、妥当な提言であり賛同する。 ○電波利用料は、アナアナ変換から地デジ化に至る国策の中で、放送局側の対応のみならず、国内各家庭のデジタル化対策のため、規模が増大してきたが、対策の完全終了に向けて、歳出規模を従前に戻すべく検討する必要があると考える。規模を抑制的にする方向性を明確にすることを要望する。
	17	電波利用共益事務の在り方	また、本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	○災害時の難聴対策としてのラジオの強靱化への財政支援は必要であり、これを要望する。その財源としてまずは一般財源からの充当が適当と思われる。 ○また、電波利用料の活用も考えられるが、地デジ化という国策の完全終了に向けて歳出規模の抑制を目指すべきであり、新たな使途には慎重な議論が必要と考える。
	21	料額が大幅に増加する無線局への配慮	前回改定(平成23年度)においては、増加額を従来の料額の概ね20%増に抑える措置を適用している。次期の料額が、現行の料額と比べて大幅に増額となる場合は、増額率を一定の水準におさめる措置を前回改定と同様に適用すべきである。	○電波利用料の想定外の大幅な料額増加は経営上の不確定要素となりかねないため、慎重に検討すべきである。
	22	周波数移行の過渡期における電波利用料額の在り方	FPUなど周波数移行の過渡期において、過度な負担が発生しないよう何らかの措置を講じることが適当である。	○他用途の周波数を確保するためにFPUが移行する過渡期における一時的増額を避ける措置を求める本提言に賛同する。
	27	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	特性係数「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	○災害時に、報道機関の責務として国民の知る権利に応え、民間放送としての採算を度外視した報道体制を敷き、国民の生命・財産の保護のための情報提供を行う、というソフト面での放送固有の特性を再確認し、本特性係数の放送への適用を維持する方針を示したことに賛同する。
29	「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	特性係数「国民の電波利用の普及に係る責務」については、放送の特性係数は法律に定められた「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく普及努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースで概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差があること等を考慮し、携帯電話に当該特性係数を適用することは適当ではない。	○放送法によるあまねく普及努力義務等の法的責務を負う、というハード面での放送固有の特性を再確認し、本特性係数の放送への適用を維持する方針を示したことに賛同する。	
32	特性係数の算定方法	該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向が著しく変わる時期を捉えて見直しを行っていくことに留意が必要である。	○係数をすべて乗じる現行算定方法の見直しは「制度の安定性・継続性」が維持できず賛同できない。本件は制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱うべきであり、中長期的な見直しは既定方針であるかのような予断を抱かせるべきではなく「ただし」以降の一文はそうした予断を抱かせるおそれがあるので削除することを要望する。	
44	検討会開催状況	(P.42開催要綱)本検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。	○放送事業者は、NHKと民間放送事業者205社に対してヒアリングを行ったのがNHKと民放連のみ、一方で移動通信事業者について国内事業者の大半である6者のヒアリングを行ったことについては、本検討会が幅広い議論を行うために開かれていることに鑑みれば、バランスを欠いていたと考える。今後の検討会においては免許人の意見を、バランスよく聴取することを要望する。	

【テレビ東京】

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
088	17	第2章 電波利用公益事務の在り方 (2)電波利用公益事務の在り方	本年7月の「放送ネットワークの強靱化に関する検討会 中間取りまとめ」を踏まえ、現在、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められる。	本項目については、電波利用料の見直しに関する検討会第9回にて初めて提案されたものですが、検討会の中で各委員から指摘があった通り、ラジオ放送の難聴解消のための対策としてはインターネットラジオの活用など中継局整備以外の方法でも対応が可能と考えられます。これまでの通り、電波利用料の用途の追加については、歳出削減に努め、議論を尽くし必要な対象のみを電波法に限定列挙したうえで、追加すべきと考えます。本報告書(案)P17において、用途の追加に際しては「無線局全体の受益を直接の目的とした電波利用公益事務として真にふさわしいものであるかどうか、また、公共性等の観点から、無線局免許人の理解を得られるかどうか、厳正に検討することが必要」とされています。ラジオ放送の難聴解消には、インターネットラジオの活用など中継局整備以外の方法でも代替が可能との指摘もあるとおり、現時点でただちに電波利用料の活用が必要とのコンセンサスは得られにくいものと考えます。従って、本項目に関する議論においては、このような観点を踏まえたうえで、拙速ではなく慎重な議論を行っていただくようお願いいたします。
	27	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 Ⅰ「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性係数について	これらを踏まえ、「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」に係る特性係数については、災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード(設備)部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話等にも適用すべきである。	携帯電話等について「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」に係る特性係数を勘案すべき、と報告書(案)に記載頂いたことについて、東日本大震災に代表される災害への対応において、携帯電話事業者の行ってきた稼働、費用負担を伴った相応の災害対策への取組の強化等が適切に取り扱われるものであり、携帯電話等に適用することは、適当だと考えます。
	29	第3章 次期電波利用料の見直しの考え方 2 電波利用料の軽減措置の在り方 (1) 特性係数の在り方 Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特性係数について	このため、Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法、あまねく努力義務等)を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、「あまねく普及努力義務」が電気通信事業法に規定がないことや、人口カバー率ベースでは概ね100%のエリアを展開しているが、特定基地局開設指針における普及目標について放送と差がある(注：カバー率の値や算出方法の違い(携帯電話では人口カバー率を、放送では世帯カバー率を用いている))ことを考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には当該特性係数を適用することは適当ではない。	「あまねく普及努力義務」については、電気通信事業法に規定されていませんが、総務省殿においても過去に携帯電話のエリア整備推進に関する検討会を数回開催されており、携帯電話をあまねく普及させる努力を政策として推進されております。また、2011年に携帯電話の普及率は既に100%を超えています。従って、法律上の規定の有無にかかわらず、実態として携帯電話もあまねく普及しているため、地上テレビジョン放送事業者と携帯電話事業者において差異はないと考えます。従って、法律上の要請の有無を理由として、携帯電話に当該特性係数を適用することは適当ではないとすることには賛成できません。 なお、地上テレビジョン放送についても電波による人口カバー率を算出し、それを踏まえて本特性係数の適用の可否について検討することで、公平な判断が可能になるとのことでありますが、それが、今回の特性係数の不適用の理由となるのであれば、早急に地上テレビジョン放送の電波による人口カバー率の算出について検討し、今回の検討会において比較するべきではないかと考えます。
089	16	第2章 電波利用公益事務の在り方 (1)歳出規模の在り方	次期に実施する公益事務の更なる効率化や必要性の検証を徹底することを前提として、その規模を検討することが必要である。	公益事務の必要性を様々な角度から検証して歳出を抑制し、電波利用料の負担額を低減するように要望します。
	17	(2)電波利用料公益事務の在り方	現在、ラジオ放送の難聴解消のため中継局整備の推進方策について検討が行われている。その際に財政支援を行う場合には、電波利用料を活用することも考えられるが、この点については本検討会において様々な意見が示されているところであり、これらを踏まえて今後、検討することが求められている。	放送の強靱化を進めるあたり、国庫補助や税制支援をすべきと考えます。
	19	第3章 次期電波利用料の適正な反映の在り方 (1)基本的な考え方	a郡の範囲については、次期の料額の見直しにおいても現行どおり電波利用公益事務の内容により決定することが適当である。	a郡の見直しにより、a郡に含まれる放送局への更なる負担増にならないように、また、過度の経済価値を反映した電波利用料にならないように要望いたします。そのためにも電波利用料の歳出規模の拡大に至らないようご配慮いただきたいと思います。
	27	第3章 次期電波利用料の適正な反映の在り方 (1)特性計数の在り方 Ⅰ「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性計数について	「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」に係る特性計数については、(中略)・・ 非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、携帯電話にも適用すべきである。	考え方(a)にも述べられているように、放送局は放送法により災害時の放送実施が義務付けられており、不特定多数の人を対象に各々の責務を果たすため、ハードの安全性・信頼性を確保しなければなりません。また、放送番組内容にも責任を負い、それに伴う費用負担に耐えるために特定係数を適用すべきという考えを支持します。
29	Ⅱ「国民の電波利用の普及に係る責務」に係る特定係数について	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特定係数は、法律に定められていた「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案された適切な処置であり、今後も維持すべきである。 一方、携帯電話については、(中略)・・普及目的について放送と差があること等を考慮し、現時点においては引き続き携帯電話には特定係数を適用することは適当ではない。	「国民の電波利用の普及に係る責務」について放送の特定係数は、法律に定められていた「国民への電波利用の普及に係る責務等」を勘案された適切な処置であり、今後も維持すべきである。」という点に対し支持します。	

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
		ⅢV-Highマルチメディア放送に係る特定係数の扱い	V-Highマルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数を使用する無線システムについては、多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を負うことが適当であるという考えにより、現在、当該無線システムに対し特定係数は適用されていない。しかしながら、跡地利用による特別な受益と、公共性等の特性とは何ら関係がないことから、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムが、公共性等の特性を有する場合は、当該特定係数を適用することが適当である。	地デジ移行後の空き周波数を使用するV-Highマルチメディア放送について、特定係数が適用されていないとされていますが、「公共性等の特性を有する場合は、当該特定係数を適用することが適当である」とも提言されています。先日、「V-LOWマルチメディア放送及び放送ネットワークの強靱化に係る周波数の割当て・制度整備に関する基本的方針(案)」が出されたV-LOWマルチメディア放送は、現行ラジオ放送と同等に公共性と地域情報の発信を担うことを想定されています。従って、現状のラジオ放送と同様に、公共性等の特性を十分に有するため、当該特定係数を適用すべきと要望します。
	32	Ⅳ特定係数の算定方法	ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期を捕らえて見直しを行っていくことに留意が必要である。	特定係数の在り方、算定方法は慎重に取り扱うものであります。ところが「ただし、・・(中略)・・留意が必要である」という文言は確実に中長期的な見直しがあるというイメージを抱かせます。誤解を招くことのないように要望します。 【エフエム大阪】
090	21～22	第3章 1 (4)	I 3GHz 以下の経済的価値の区分について 考え方 同じ3GHz 以下であっても、(ア)周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF 帯の帯域の需要が高まっている、(イ) VHF 帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ)都市ノイズに弱い、といった点において、VHF 帯の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下しているため、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することが適当である。 (中略) I については、 (ア) 周波数が高いほど広い帯域幅が利用でき、無線通信の高速化・大容量化に適していることから、UHF 帯の帯域の需要が高まっている。 (イ) 周波数が低いほどアンテナサイズが大きくなることから、送信設備の重量が重くなり鉄塔設備等のコストを要する。また、受信端末のコンパクト化が困難である。 (ウ) 周波数が低いほど都市ノイズが多く、その影響を受ける。 といった点において、VHF 帯以下の経済的価値はUHF 帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz 以下の区分をVHF 帯以下とUHF 帯に区分することに今後検討すべきである。	【要旨】 ・本報告書案に基本的に賛同。 ・3GHz以下の経済的価値の区分についてVHF帯以下とUHF帯に区分することは論拠に基づく極めて妥当な判断であるものと考えます。 ・VHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきとの記載となっているが、その適用時期については、今回の見直し時において適用されることを強く希望。 【意見】 本報告書案に基本的に賛同いたします。 周波数の経済的価値については、無線システムの高速化・大容量化に伴う高い周波数帯域のニーズの高さや、低い周波数であるほどアンテナ長が長くなることに起因する送受信設備の設計・施工上の制約、また、都市ノイズによる影響といった比較のほか、経済的市場規模や、周波数伝搬特性、繰り返し利用率の観点からもVHF帯はUHF帯と比較し相対的に経済的価値は低下していると考えます。 これらのことから3GHz以下の経済的価値の区分についてVHF帯以下とUHF帯に区分することは論拠に基づく極めて妥当な判断であるものと考えます。 また、本報告書案では「VHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべき」との記載となっていますが、その適用時期については、前述のとおりVHF帯とUHF帯の経済的価値の差は明白であることから、今回の見直し時において適用されることを強く希望いたします。
	31	第3章 2(1)Ⅲ	これらの意見を踏まえ、V-Highマルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を負うことが適当であるとの考えにより、現在、当該無線システムに対し特定係数は適用されていない。しかしながら、跡地利用による特別な受益と、公共性等の特性とは何ら関係がないことから、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムが、公共性等の特性を有する場合は、当該特定係数を適用することが適当である。	【要旨】 ・本報告書案に賛同。 ・地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、現在特定係数が非適用となっているが、特定の無線システムを利用する免許人のみが受益を得ることができないということは、公平性の観点から適当ではない。 ・V-Highマルチメディア放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の基幹放送と同等であり、公共性を有するものと考えられることから、係る特定係数についても同様に適用されるべき。 【意見】 本報告書案に賛同いたします。 電波法第103条の2第4項において、電波利用料の定義は「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」と記載されており、その受益は無線システムを利用する免許人全体に等しく及ぶものと考えます。 しかしながら、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を負うことが適当との考えにより、現在特定係数が非適用となっております。これは前述の「受益は免許人全体に等しく及ぶもの」といった精神に照らし、特定の無線システムを利用する免許人のみが受益を得ることができないということは、公平性の観点から適当ではないと考えます。 また、V-Highマルチメディア放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の基幹放送と同等であり、公共性を有するものと考えられることから、係る特定係数についても同様に適用されるべきものと考えます。

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
	32～33	第3章 2(2)	<p>受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で、公益性に着目するのではなく、新規事業の存続・拡大を支援することを目的として負担を軽減することについては、公平性の確保の観点や、事業者間の競争に及ぼす影響などを考慮すると、免許人の理解を得ることは困難と考えられる。しかしながら、広域専用電波による負担総額が相当程度高いことを踏まえて、例えば、課金の開始時期や分割払いの可否等、負担総額に影響を及ぼさない範囲内の広域専用電波の課金等の在り方について検討すべきである。</p>	<p>【要旨】 ・新規事業(新カテゴリー)が創出されれば新たに無線局が増え、無線局全体の母数は増加することになり、他の免許人にとっても負担が軽減される。 ・新規参入事業者へは経済的負担軽減等の配慮が必要。 ・新規参入事業者に対する軽減措置の必要性・要求は高いことから、本報告書案にある課金開始時期の延伸、分納をする措置を今回の見直し時において適用されることを強く希望。また、軽減措置については、次回も引き続き議論をして頂くことを希望。</p> <p>【意見】 本報告書案では、「受益者負担を基本とする電波利用料制度の枠組みの中で新規事業の存続・拡大を支援することを目的とすることは、他の免許人の理解を得ることは困難と考えられる」とありますが、新規事業(新カテゴリー)が創出されれば新たに無線局が増え、無線局全体の母数は増加することになり、他の免許人にとっても負担が軽減されます。また公平性の確保や、事業者間の競争に及ぼす影響の観点に関しても、新カテゴリーの創出は、新たな競争市場をこれから作るものであり、競争に及ぼす影響は無いと考えます。 第3章1(2)においても「一方で、無線局数に応じた課金は、局数が増加すればその分負担が増加するため、無線局数の少ない新規参入時には、負担が少なくなるとも言える。このため、周波数幅に応じた課金への一本化は、新規参入に対する障害になることが危惧されるため、成熟している分野に適しているといった考えも示されたことに留意するべきである。」とあるように、新規参入事業者へは経済的負担軽減等の配慮が必要と考えます。 イノベーションを促し、新たな産業の育成を通して、我が国の産業力を向上させるためにも、新規参入事業者に対する軽減措置の必要性・要求は高いことから、本報告書案にある課金開始時期の延伸、分納をする措置を今回の見直し時において適用されることを強く希望いたします。また、軽減措置については、次回も引き続き議論をして頂くことを希望します。</p> <p>【ジャパン・モバイルキャストینگ】</p>
091				<p>ラジオは消費電力が少なく、電池のみで長時間使用できることから、災害時におきましては極めて有効な情報伝達手段であると再認識されている。</p> <p>また、ラジオ事業者は、災害対策基本法の規定に基づいて指定地方公共機関の指定を受けており、特に発災時においては、災害情報や地域情報の提供等の社会的役割を果たすことが求められている。</p> <p>徳島県におきましても、南海トラフ大地震の発生が危惧されており、万が一の際には、県民の生命・財産を守るため、ラジオ事業者には、必要な情報をより迅速かつ正確に提供されることが必要となる。</p> <p>今般公表された「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書案においては、ラジオ放送の難聴解消のための中継局整備を推進する観点から、電波利用料財源の活用についても検討が求められているとされていますが、ラジオが引き続き県民から期待される社会的役割を果たしていくためにも、老朽化した施設の更新や強靱化に対しても、現行の予算の歳出額の範囲内で電波利用料財源の活用を要する。</p> <p>【徳島県】</p>
092	16	第2章(1)	<p>・歳入予算額と歳出予算額の関係は一致させる必要がある。</p> <p>・歳入・歳出の規模は抑制的とすべき。共益事務のさらなる効率化や必要性の検証を徹底することが必要。</p>	<p>・弊社は前回の意見募集で「歳入・歳出それぞれの総額は一致するよう設計すべき」と意見提出いたしました。こうした意見を踏まえた提言は妥当であると考えます。</p> <p>・前回の意見募集で「歳入・歳出の規模を縮小することも含めて検討すべき」と述べましたが、抑制的とすべきという提言は妥当なものであると考えます。また地デジチャンネルリパックの完了により、地デジの使用する周波数帯域が減少したことから、地上テレビ放送の負担額を低減の方向で検討していただきたい。</p>
	26	第3章 2-(1)-I	<p>考え方(a) 放送局は放送法により災害時の放送実施が義務付けられており、放送設備の安全・信頼性を確保するだけでなく、ソフトについても責任を負い(中略)「ソフト」に責任を負うことに伴って生ずる費用負担に耐えるためにも、当該特性係数は引き続き適用すべき。</p> <p>考え方(c) 無線局にはそれぞれ程度や性質の違いはあれ何らかの公共性があり、また、無線局全体の共益費という電波利用料制度の基本性格に照らせば、個別の無線システムの公共性の程度を勘案して減免措置を講ずることは適当でない(中略)。したがって、公共性を理由とする特性係数は廃止すべき。 (注：この際、電波法(中略)に掲げる警察無線・消防無線等の減免措置にも留意。)</p>	<p>・地上放送はハード・ソフトの両面からその責務を果たすべく、設備投資や経費を投入している現状から、放送に対しての現行の特性係数は維持すべきの提言は妥当なものと考えます。</p> <p>・「公共性を理由とする特性係数は廃止すべき」との考えが示されたが、審議の結果この意見を取らないとした結論は妥当なものであると考えます。公共性と減免措置については、警察無線・消防無線等の減免措置にも留意して慎重に取り扱うべきであると考えます。</p>
	32	第3章 2-(1)-IV	<p>考え方(b) 該当するそれぞれの係数を全て乗じている現在の算定方法については、次期の料額の見直しに当たっては引き続き維持することが適当である。ただし、中長期的には、その在り方について検証すべきであり、制度の安定性・継続性に十分配慮し、技術動向等が変わる時期をたどらえて見直しを行っていくことに留意が必要である。</p>	<p>・本件は、特性係数の在り方、ひいては制度設計の根幹にかかわるため、慎重に取り扱う必要があると考えます。 「ただし」以降の一文については、中長期的な見直しに既定方針であるかのような予断を抱かせるおそれがあるため、削除するか、「制度の安定性・継続性」を重視することを、より強調した表現に修正する必要があると考えます。</p> <p>【テレビ大分】</p>

「電波利用料の見直しに関する検討会 報告書(案)」に対して提出された御意見
 【意見募集期間：平成25年8月8日(木)～平成25年8月23日(金)】

番号	項目			提出された御意見
	頁	章	該当部分	
93	36	第3章 次期電波利用料額の見直しの考え方 3 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方 (2)携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステム	意見では、携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、電波利用料の負担を軽減すべきとするものが大多数であり、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。 その際、1(2)で述べた「無線局単位で課金しているb群についても、その負担分を周波数幅に応じて課金」する中で、課題解決を図ることが適当である。	「携帯電話等を利用するスマートメーターやM2Mシステムなどについては、ICTインフラとして普及を促進する観点から、戦略的に電波利用料の負担を大幅に引き下げることが適当である。」という意見に賛同します。 M2M、スマートメーター用通信(以下、M2M等という。)は、将来にわたり社会的インフラとして電波の高度な利用が見込まれ、産業利用にとどまらず、社会生活の一層の充実、発展が見込まれる分野です。 M2M等は利用領域の拡大とともに利用端末数が多くなると見込まれる一方で、M2M等へのコスト削減要求は強く、電波利用料に対しても今後の普及の妨げとならない水準が求められています。 しかるに現在の電波利用料算定方式では周波数幅での料金に加え、端末当りの料金が加算される仕組みになっていますので、1台当りのトラフィックが少なく、電波を占有する時間が小さいM2M等にとっては端末当りの料金が携帯電話等に比べ相対的に大きな負担になり、ひいては普及の妨げになります。 したがってM2M等の社会的重要性に鑑みずと、その普及に当っては戦略的な普及促進施策が必要であり、その施策の一つとして、 ・現在の算定方式を見直し、無線局単位の課金を廃止し、(電波の利用実態を反映しやすい周波数幅での課金へ一本化) ・その上で、電波利用料の大幅な減免、更には免除が必要と考えます。
94	21～22	第3章 1 (4)	I 3GHz以下の経済的価値の区分について 考え方 同じ3GHz以下であっても、(ア)周波数が高いほど無線通信の高速化・大容量化に伴い、UHF帯の帯域の需要が高まっている、(イ)VHF帯は周波数特性から端末のコンパクト化が困難である、(ウ)都市ノイズに弱い、といった点において、VHF帯の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していること、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することが適当である。 (中略) Iについては、(ア)周波数が高いほど広い帯域幅が利用でき、無線通信の高速化・大容量化に適していることから、UHF帯の帯域の需要が高まっている。(イ)周波数が低いほどアンテナサイズが大きくなることから、送信設備の重量が重くなり鉄塔設備等のコストを要する。また、受信端末のコンパクト化が困難である。 (ウ)周波数が低いほど都市ノイズが多く、その影響を受ける。 といった点において、VHF帯以下の経済的価値はUHF帯の帯域と比較して相対的に低下していることから、3GHz以下の区分をVHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきである。	【要旨】 ・本報告書案に基本的に賛同。 ・3GHz以下の経済的価値の区分についてVHF帯以下とUHF帯に区分することは論拠に基づく極めて妥当な判断であるものと考える。 ・VHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべきとの記載となっているが、その適用時期については、今回の見直し時において適用されることを強く希望。 【意見】 本報告書案に基本的に賛同いたします。 周波数の経済的価値については、無線システムの高速化・大容量化に伴う高い周波数帯域のニーズの高さや、低い周波数であるほどアンテナ長が長くなることに起因する送受信設備の設計・施工上の制約、また、都市ノイズによる影響といった比較のほか、経済的市場規模や、周波数伝搬特性、繰り返し利用率の観点からもVHF帯はUHF帯と比較して相対的に経済的価値は低下していると考えます。 これらのことから3GHz以下の経済的価値の区分についてVHF帯以下とUHF帯に区分することは論拠に基づく極めて妥当な判断であるものと考えます。 また、本報告書案では「VHF帯以下とUHF帯に区分することについて今後検討すべき」との記載となっていますが、その適用時期については、前述のとおりVHF帯とUHF帯の経済的価値の差は明白であることから、今回の見直し時において適用されることを強く希望いたします。
	31	第3章 2 (1) III	これらの意見を踏まえ、V-Highマルチメディア放送等の地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を負うことが適当であるとの考えにより、現在、当該無線システムに対し特性係数は適用されていない。しかしながら、跡地利用による特別な受益と、公共性等の特性とは何ら関係がないことから、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムが、公共性等の特性を有する場合は、当該特性係数を適用することが適当である。	【要旨】 ・本報告書案に賛同。 ・地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、現在特性係数が非適用となっているが、特定の無線システムを利用する免許人のみが受益を得ることができないということは、公平性の観点から適当ではない。 ・V-High マルチメディア放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の基幹放送と同等であり、公共性を有するものと考えられることから、係る特性係数についても同様に適用されるべき。 【意見】 本報告書案に賛同いたします。 電波法第103条の2第4項において、電波利用料の定義は「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」と記載されており、その受益は無線システムを利用する免許人全体に等しく及ぶものと考えます。 しかしながら、地デジ移行後の空き周波数帯を使用する無線システムについては、多額の費用を要する地デジ移行対策の受益に対する負担を負うことが適当との考えにより、現在特性係数が非適用となっております。これは前述の「受益は免許人全体に等しく及ぶもの」といった精神に照らし、特定の無線システムを利用する免許人のみが受益を得ることができないということは、公平性の観点から適当ではないと考えます。 また、V-High マルチメディア放送はハード/ソフト事業者がそれぞれ放送法に基づく基幹放送の義務(あまねく努力義務及び災害放送義務)を負っており、これは他の基幹放送と同等であり、公共性を有するものと考えられることから、係る特性係数についても同様に適用されるべきものと考えます。

【STNet】

【mmbi】